

平成 29 年度名古屋大学大学院文学研究科
学位（課程博士）申請論文

長崎唐通事集団の研究

名古屋大学大学院文学研究科
人文学専攻日本史学専門

楊 柳

平成 29 年 9 月

目 次

序章	1
第1章 長崎唐通事集団の様相	8
はじめに	8
第1節 集団の組織化	9
第2節 後継者の育成	15
おわりに	26
第2章 長崎唐通事集団の家系	35
はじめに	35
第1節 名門の成立	36
第2節 「新名門」の見方	40
第3節 唐通事榮宗系呉家	43
おわりに	45
第3章 長崎唐通事集団と唐船貿易	54
はじめに	54
第1節 長崎貿易の流れと唐通事	54
第2節 信牌業務と人員配置	59
おわりに	62
第4章 長崎唐通事集団と唐人社会	66
はじめに	66
第1節 長崎唐人社会の多重構造	67
第2節 19世紀における長崎唐人社会の様相	69
第3節 唐通事集団と渡航唐人の交流	75
第4節 唐通事集団と唐人社会の管理	80
おわりに	83
第5章 長崎唐通事集団と唐船風説書	89
はじめに	89
第1節 『華夷変態』の成立	90

第2節 唐船風説書の研究史	93
第3節 唐船風説書の作成	97
第4節 唐船風説書の内容	101
第5節 唐船風説書の性格	107
おわりに	109
第6章 長崎唐通事集団の明治維新	115
はじめに	115
第1節 長崎唐通事の昌平坂学問所出役	116
第2節 維新前後における長崎唐通事集団の動向	121
おわりに	128
終章	141
表目次	146

序 章

1、長崎唐通事の概要

長崎唐通事は唐訳司とも呼ばれており、長崎奉行の管轄下に組織された地役人の一種である。この役職には広義のものと狭義のものがある。狭義の長崎唐通事は大通事・小通事・稽古通事の3職を指し、本通事と称されている。広義では、本通事のほか、その下にある唐人年行司・唐内通事・唐船請人、また異国通事（暹羅通事・東京通事・モウル通事）も含める唐船（中国船）貿易のために設置された諸役人を意味している。本研究の対象は本通事系の唐通事に限定したい。

長崎唐通事は慶長9（1604）年に新設された。当初は人数は少なかったが、17世紀中期頃に至って、大通事・小通事・稽古通事の3職階ができ、その後集団の形で明治維新まで存続していた。江戸時代を通じて、長崎唐通事集団は職制の分化によって、延べ22役が数えられ、就任者の延べ人数は1000人^①を超えたと考えられる。

彼らはほとんど明から清への王朝交代期に日本へ亡命した中国人とその子孫であり、長崎に定住した後に、その言語能力を生かして、唐船貿易の管理、渡航中国人の取締り、中国を中心とした海外情報の収集、文書の作成、中華文化の受容などの諸方面において非常に重要な役割を果たしていた。

2、長崎唐通事の研究史

これまで長崎唐通事に関して、近世日本対外貿易史・在日華僑史・日中文化交流史・中国語教育史において、数多くの研究が蓄積されてきた。そこでは、唐通事職そのものと唐通事を勤めた人々、という2つの面より、(1) 唐通事関係資料、(2) 唐通事の職制と役割、(3) 唐通事の家系と有名な人物、(4) 唐通事の語学力などが検討されている。

(1) 唐通事関係資料の紹介

唐通事に関する基本史料として『訳司統譜』と『唐通事会所日録』があげられる。前者は唐船貿易に関する唐通事の役職別任免一覧である。幕末文久元年から最後の大通事過人として在任した額川君平が非売品として編纂発行したものである。同じく唐通事出身の勅選貴族院議員何礼之が序文を撰した。これは『長崎県史史料編 第四』に収録され、1968年に刊行された。後者は寛文3年（1663）1月5日から正徳5年（1715）6月10日までの唐通事の勤務日記である。内容は唐船貿易に関する記事を中心としている。『大日本近世史料』に『唐通事会所日録』（7冊）として翻刻、1984年に東京大学出版会によって刊行された。唐通事会所日録研究会は「唐通事会所日録の研究」^②を解題として、その内容と史料的価値を紹介した。

そのほか、史料価値がある未刊のものに関する研究も進んでいる。若木太一は長崎県立図書館所蔵『唐通事由来書』全文を翻刻し、内容を吟味し、資料の性格を考察した^③。木津祐子は長崎県立長崎図書館所蔵『唐通事心得』全文を翻訳し、重要事項の解説を付した^④。

なお、長崎郷土史家古賀十二郎、武藤長蔵、渡辺庫輔は長崎学の大家である。彼らの調査ノートや蔵書の中で、唐通事関係の未利用状態の資料も少なくない。

(2) 唐通事の職制と役割

『訳司統譜』、『唐通事会所日録』を利用し、唐通事の組織、役職及び貿易関係の業務を中心とする研究は1950年代から始まった。代表的な研究成果として、松本功「唐通事の研究-特に訳司統譜・唐通事会所日録を中心として」^⑤、定宗一宏「近世中日貿易における唐通事-密貿易研究への序説として」^⑥があげられる。近年のものでは、『新長崎市史 第2巻 近世編』^⑦が「中国貿易のしくみと唐通事」の節で、貿易の視点から唐通事を総合的に考察している。

中村質は、唐通事は日本側商務官であるが、その反面長崎華僑社会の中心として華僑利益の代弁者でもあったという視点から考察を行って、「鎖国時代の在日華僑-唐通事について-」を発表した^⑧。さらに、1973年に「近世の日本華僑」^⑨を発表した。彼はその第4章「華僑の後裔」で、通訳業務・取引裁量権・唐館の秩序維持・外交事務などの面に分けて、唐通事の業務活動を検討した。

1986年に、林陸朗「長崎唐通事の職制と役株」^⑩が発表された。この研究は唐通事の職制の分化・展開を丁寧に整理した上で、職制と役株の関連性について考察を行ったものである。特に『慶應元年明細分限帳』を利用して、幕末期における唐通事の役株についての分析が高く評価されている。

李獻章『長崎唐人の研究』^⑪は唐通事の創設年代、成立背景などについて細かい史実の考証を行った。また、江戸時代前期における住宅唐人の状況、長崎唐人社会の変化などに、検討を加えた。

近年、幕末期における唐通事の体制に焦点を当てて、制度的側面からの考察が現れてきた。許海華「幕末における長崎唐通事の体制」^⑫は元治・慶應年間の唐通事記録を通じて、幕末期における唐通事体制の特徴を分析するとともに、明治元年長崎府職員録の中の唐通事出身者を整理し、唐通事体制の終結を考察した。さらに、視点を近代に移し、「幕末明治期における長崎唐通事の史的研究」^⑬を課題に、博士論文を執筆した。

また、吉岡誠也「幕末開国と長崎通詞制度の課題：長崎唐通事何礼之助の制度改革案を中心に」^⑭は長崎唐通事何礼之助の制度改革案の全文を翻刻し、史料を紹介するとともに、幕府の通詞待遇問題を検討した。

(3) 唐通事の家系と有名な人物

戦前、有名な唐通事とその家に関心を寄せ、考察を行った代表的な研究者は元長崎県立長崎図書館長

増田廉吉である。その成果として、1942年に「高島秋帆と唐通事彭城清左衛門」⁽¹⁵⁾が発表され、翌年、「鎖国の窓」⁽¹⁶⁾が刊行された。その著作には「羅山と道榮」、「明の名流何氏の祖先」、「歐陽雲臺と唐船貿易」、「東海氏之墓」、「鄭敏齋と滿洲語及び英語」、「蔡慎吾と兵學」、「朱舜水と唐通事高尾兵右衛門」などの節が設けられ、短文ながらも数名の唐通事が紹介された。

1970年代以降、唐通事の家系についての研究成果が次第に発表され始めた。その中で、最も貢献度が高い人は宮田安である。彼は由緒書、墓碑録、過去帳など膨大な郷土史料を丁寧に整理し、唐通事家の系図と事蹟を考察した。「何高材の事蹟と何氏家系」⁽¹⁷⁾、「陳冲一を祖とする穎川氏家系」⁽¹⁸⁾、「馬栄宇を祖とする中山氏家系一名医北山道長寿安をふくむ一」⁽¹⁹⁾が成果として『長崎談叢』に載せられた。さらに、1970年代末、唐通事78家が収録された『唐通事家系論攷』が刊行された。これは唐通事家系研究の集大成とされている。

そのほか、山本巖「唐通事始考」⁽²⁰⁾・「唐通事始統考」⁽²¹⁾、若木太一「近世渡来人の系譜-『訳司統譜』から」⁽²²⁾などがある。

唐通事の子孫である林陸朗、平井洋は祖先について伝記的研究を行った。林の『長崎唐通事一大通事林道栄とその周辺』⁽²³⁾は2010年に吉川弘文館によって出版され、10年後、その増補訂正版が長崎文献社によって刊行された。さらに、彼は林家歴代の人々の個人的履歴を丁寧に整理し、お墓のこと（墓地の成立と墓石の刻銘の記録）や明治以降の家族史を加え、『長崎唐通事林家の歴史』⁽²⁴⁾として小規模・自費出版した。また、平井洋『維新への濱標 通詞平井希昌の生涯』⁽²⁵⁾は平井希昌の生涯を語るものである。

陳華東「長崎の唐通事とその子孫」⁽²⁶⁾によると、長崎中国交流史協会は全国の唐通事子孫に呼びかけて「唐通事子孫の集い」を企画し、第1回を2005年に長崎で開催した。林陸朗、東海家、平井家、吳家、蔡家の子孫が集まった。3年後2008年に、また「唐通事と蘭通詞の子孫の集い」を開催した。このような唐通事の子孫たちの集会は、明治以降の唐通事家の歴史を解明することに非常に役に立つと思われる。

そのほか、有名な唐通事について、『長崎県人物伝』⁽²⁷⁾や『明治維新後の長崎』⁽²⁸⁾には、十数人の人物小伝がある。

(4) 語学的研究

唐通事にとって、中国語は祖先の言葉であるとともに、仕事の言葉でもある。後継者育成のために、唐通事たちは勉強会を開き、教科書を作成していた。唐通事の中国語力とその教科書に関して、管見の限りでは、石崎又造『近世日本における支那俗語文学史』⁽²⁹⁾が先駆的かつ総合的な研究である。そのほか、大橋百合子「唐通事の語学書 - 「訳司長短話」管見」⁽³⁰⁾、喜多田久仁彦「唐通事の教本について：『小孩兒』『養兒子』の教本としての特徴」⁽³¹⁾、奥村佳代子「唐話課本五編 関西大学図書館長澤文庫所蔵」⁽³²⁾、許麗芳「長崎唐通事教材『瓊浦佳話』之研究」⁽³³⁾などがあげられる。中国語教育の面において、

六角恒廣「長崎唐通事と唐話」⁽³⁴⁾は近代日本の中国語教育とかかわりを持つものとして、唐通事の唐話教育を考察し、それを経験主義的教育方法であると指摘した。

また、19世紀以降、唐通事は満州語と英語も習得してきた。新村出「長崎唐通事の満州語学」⁽³⁵⁾、古賀十二郎「徳川時代における長崎の英語研究」の「唐通事の英語研究」の節⁽³⁶⁾がそれぞれの代表的研究である。

3. 本研究の目的とその方法

近年、唐通事に関する研究が進んでいるが、見落としている問題が少なくない。これらの研究は上記のように、唐通事という役職について、その職制、職掌をめぐって考察を加えることが中心である。また、唐通事を勤めた人々については、有力通事の個人的な活動、家族の構成と役職の相続、言語習得などの研究が主な内容である。これまででは唐通事という集団を対象とし、その活動については、概略的に知られているものの、集団の実態とその変遷、業務ごとの担当者とそれぞれの役割、多様な活動などについては、いまだ未開拓である。

また、これまでの研究は主に江戸時代中前期の枠内で考察を行ってだけであり、幕末期の唐通事の体制や、明治期に入ってからの唐通事出身者の出仕などに関しては、一部の研究に言及されているが、まだ十分になされていない。19世紀に入ると、東アジア情勢は激変し、来航唐船も漸減してきた。こうした情勢の変化のなか、本来、唐船貿易を円滑に進めるために設置した長崎唐通事集団はどうなったのか、その形態が従来のまま維持されていたのか、どのような特徴が現れたのか、についての比較考察が必要であると考えられる。

江戸時代を通じて、長崎唐通事の就任者は人数が多いばかりでなく、在職中に何回も改名した者もあり、その巨大な集団についての考証は煩雑を極める作業であり、従来この長崎唐通事集団に取り組む研究があまりなかったのは、このような事情も関係していると思われる。

そこで、本研究は唐通事集団に焦点を当て、基本的な諸事実関係を丁寧な史料解読作業を通じて実証的に研究し、長崎唐通事集団の成立から終結にかけての各時期の様相、唐船貿易、唐人社会、唐船風説書に関する諸業務に対する対応、明治維新前後の集団としての動向について、考察を加える。具体的に言えば、散見されている唐通事関係の資料から、唐通事の名前や役職が見えるものをピックアップする。それを手がかりとして、各時期における唐通事団体の様子を復元し、その運営実態を明らかにする。

唐通事の歴史や家系・生没年などはそれぞれ『訳司統譜』(以下、『統譜』と略記)、『唐通事家系論考』(以下、『論考』と略記)の関連記事を参考にする。本論では、唐通事の個人情報について、一々注をつけない。そのほか、分限帳も利用する。分限帳(諸役人帳・地役人附とも呼ばれる)は長崎地役人の名

簿に当たるものである。毎年の唐通事集団の在任者数、役料、昇進状況などはその分限帳に見える。その中に、作成者不明のものや新たに作り変えず、ただ人事異動情報を書き込んだり、貼紙をしたり、棒線を引いて削除したりしているものがあるため、記載情報の正確さを疑問視する意見があった。確かに、それと唐通事の役職別任免一覧である『訳司統譜』を対照してみると、唐通事の名前の部分の誤字や任免・昇格時間の間違いなどが見られる。しかし、ほんのわずかに過ぎない。諸役人帳は史料としての信憑性が高いと考えられる。諸役人帳類の史料の残存状況について、原田博二氏が調査を行った、結果、33種のものを確認することができた。本研究は原田氏によって整理された分限帳を参考にするとともに、九州大学で収集した分限帳を加え、唐通事集団の成立当初から1867年の地役人改革による解散に至るまで、その規模の変遷を考察する。

本研究は6章構成をとっている。第1章「長崎唐通事集団の様相」は唐通事集団の組織化される過程と後継者育成の2つの節に分けて考察を行う。長崎唐通事集団役職ごとの交代状況、規模変遷などを整理するとともに、後継者育成の方式を実証的に検討する。第2章「長崎唐通事集団の家系」は名門をめぐって、1860年の唐通事集団の陣容を復元するとともに、いわゆる新名門を再検討する。また、栄宗系吳家を取り上げて、長崎唐通事集団の性格を探る。第3章から第5章までは、唐船貿易、唐人社会、唐船風説書の3つの側面から、唐通事集団の業務対応、チームワークの様子を考察する。第6章は明治維新前後の唐通事集団の動向を長崎行政機関の変遷に沿って検討する。

注：

- (1) 中村質「鎖国時代の在日華僑-唐通事について」は『訳司統譜』に収録している広義の唐通事を考察した。任用者通計1654人であるが、そのうち大半は1人が数役を歴任し、また同1役を事情によって2回以上勤めた者も含まれるため、結局全時代を通じての実際の人数は半数の836人にすぎない、と指摘した。(『史学研究』77・78・79合併号、1960年、496頁。)
- (2) 唐通事会所日録研究会『唐通事会所日録の研究』、『史学研究』54、1954年
- (3) 若木太一「「唐通事由來書」考」、『長崎大学教養部紀要人文科学篇』38号、1997年
- (4) 木津祐子「「唐通事心得」訳注稿」、『京都大学文学部研究紀要』39号、2000年
- (5) 松本功「唐通事の研究-特に訳司統譜・唐通事会所日録を中心として」『法政史学』10号、1958年
- (6) 定宗一宏「近世中日貿易における唐通事-密貿易研究への序説として」、『史学研究』72号、1959年
- (7) 長崎市史編さん委員会『新長崎市史 第2巻 近世編』、長崎市、2012年
- (8) 中村質「鎖国時代の在日華僑-唐通事について」『史学研究』77・78・79合併号、1960年
- (9) 中村質「近世の日本華僑」、福岡ユネスコ協会編『外来文化と九州』、平凡社、1973年
- (10) 林陸朗「長崎唐通事の職制と役株」、林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』、雄山閣、1986年
- (11) 李獻章『長崎唐人の研究』、株式会社親和銀行、1991年
- (12) 許海華「幕末における長崎唐通事の体制」、『東アジア文化交渉研究』第5号、2012年
- (13) 許海華「幕末明治期における長崎唐通事の史的研究」関西大学博士論文(文学)甲第450号2012年
- (14) 吉岡誠也「幕末開国と長崎通詞制度の課題：長崎唐通事何礼之助の制度改革案を中心に」『論集きんせい』38、2016年
- (15) 増田廉吉「高島秋帆と唐通事彭城清左衛門」『長崎談叢』30輯4期、1942年
- (16) 増田廉吉『鎖国の窓』朝日新聞社、1943年
- (17) 宮田安「何高材の事蹟と何氏家系」『長崎談叢』55輯6期、1973年
- (18) 同 「陳冲一を祖とする穎川氏家系」『長崎談叢』60輯2期、1977年
- (19) 「馬栄宇を祖とする中山氏家系一名医北山道長寿安をふくむ一」『長崎談叢』62輯6期、1979年
- (20) 山本巖「唐通事始考」『宇都宮大学教育学部紀要』38号1988年
- (21) 山本巖「唐通事始続考」『宇都宮大学教育学部紀要』39号1989年
- (22) 若木太一『長崎・東西文化交渉史の舞台 明・清時代の長崎支配の構図と文化の諸相』、勉誠出版、2013年
- (23) 林陸朗『長崎唐通事-大通事林道栄とその周辺』吉川弘文館、2010年

- (24) 林陸朗『長崎唐通事林家の歴史』、東宣出版、2015年
- (25) 平井洋『維新への濶標 通詞平井希昌の生涯』、新人物往来社、1997年
- (26) 王敏編『日本留学と東アジア的「知」の大循環』三和書籍、2014年
- (27) 長崎県教育会編『長崎県人物伝』、臨川書店、1973年
- (28) 長崎市小学校職員会、『明治維新以後の長崎』、臨川書店、1973年
- (29) 石崎又造『近世日本における支那俗語文学史』弘文堂、1940年
- (30) 大橋百合子「唐通事の語学書－「訳司長短話」管見」『語文研究』55号、1983年
- (31) 喜多田久仁彦「唐通事の教本について：『小孩兒』『養兒子』の教本としての特徴」『京都外国語大学研究論叢』58号、2001年
- (32) 奥村佳代子『唐話課本五編 関西大学図書館長澤文庫所蔵』関西大学、2011年
- (33) 許麗芳「長崎唐通事教材『瓊浦佳話』之研究」『彰化師大国文学誌』第20期、2010年
- (34) 六角恒廣『中国語教育史の研究』、東方書店、1988年
- (35) 新村出「長崎唐通事の満州語学」『東方言語史叢考』岩波書店、1927年
- (36) 古賀十二郎「徳川時代における長崎の英語研究」九州書房、1947年
- (37) 原田博二「近世長崎諸役人帳類の成立年と阿蘭陀通詞分限の復元研究」筑波大学博士学位論文（甲第3562号）、2004年

第1章 長崎唐通事集団の様相

はじめに

江戸時代、奉行は長崎の最高責任者である。しかし、「無経験の二、三千石以下の旗本が数年間在任し、かつ現地勤務（在勤）は一年おきで、属僚も少ないので」⁽¹⁾ 長崎の多岐にわたる事項の実態をつぶさに掌握した上での決裁は不可能である。そこで、長崎奉行によって行政は統轄されたが、「実質的支配は伝統的に町年寄以下住民の手に握られがちであった」⁽²⁾。現地採用の町人身分の住民は地役人と称される。

長崎の内町、外町・郷地はそれぞれ数人の町年寄や長崎出身の代官によって管轄された。代官・町年寄以下の長崎地役人は、寛永末期（1640年代）に500～600人程度おり、職掌から町方（内・外の町毎の乙名、五人組頭、乙名付きの日行司、筆者、門番）・番方（警備関係の町使、散使、船番、遠見番、唐人番など）・唐方（唐通事、唐人屋敷乙名、組頭とそれらの筆者、小使らなど）・蘭方（オランダ通詞と出島町乙名、組頭及びそれらの筆者、小使らなど）・貿易関係の諸目利や御書物改など、と5つに大別される。⁽³⁾ これは後の長崎の行政機構の原型である。行政機関の整備について、役職の数と地役人の数が増えてきた。地役人の数を全人口と対比すれば、「貿易隆盛期の延宝9（1681）年の地役人数は1041人で、約50分の1、縮減期に入っている享保9（1724）年には1801人で25分の1前後、幕末の天保9（1838）年には2069人で、実に住民13人に1人が役人であったのである」⁽⁴⁾。一方、江戸時代を通じて、役職の数は200⁽⁵⁾を超えた。長崎地役人の規模の大きさがわかる。

唐通事はその地役人の一種であり、町年寄の支配を受け、慶長9（1604）年に新設された。幕末までの長期間にわたって、唐通事は、貿易のために長崎に来航した唐船（中国船）の入港から出港までの全業務を担当した。彼らは明から清への王朝交代期に日本へ亡命した中国人とその子孫であり、長崎に定住した後に、その言語能力を生かして、唐船貿易に関する業務の通訳、外交文書の翻訳などを行った。彼らは元禄2（1688）年、唐船乗組員の指定宿泊施設である唐人屋敷の使用開始後、渡航の唐人（中国人）の滞在生活全般にも対応するようになった。当初は唐通事の人数も少なかったが、17世紀中期に至って、大通事・小通事・稽古通事という3階職制ができ、集団の形で運営が始められた。

唐通事集団に関して、これまでにその職制・職掌、有力通事を対象とした考察がなされている。中村質「近世日本華僑」⁽⁶⁾は広義の唐通事の構成を考察し、大通事・小通事・稽古通事3役の性別分布を整理するとともに、通事機構の時期的な特徴をまとめた。その上で、通訳業務・取引裁量権・外交事務などの方面に分けて、唐通事の機能を分析している。林陸朗は「長崎唐通事の職制と役株」⁽⁷⁾で、唐通事の職制の分化・展開と、唐通事の役株について整理と考察を行った。

しかし、これらの研究は唐通事という役またはその具体的な担当者や家筋を対象にしているにすぎない

い。唐通事集団に焦点を当てて、その成立過程や階層の形成、または慶応3（1867）年3月解散までの職位ごとの交代状況、規模の変遷、さらに集団としての運営などについての研究は、管見の限り十分に行われていない。

そこで、本章では唐通事集団の組織化過程、後継者の育成などに考察を加えて、唐通事集団の様相を明らかにしたい。

第1節 集団の組織化

1、集団の成立

慶長9（1604）年、長崎奉行は馮六を唐通事に任じた。これによって唐通事役が誕生した。当初、唐通事は馮六1人しかいなかつたが、長崎の行政機関の草創期に設けられたことによって、この役の重要性がうかがえる。唐通事役の初期の任命状況については以下のように、「長崎紀事」に記録されている。

慶長九年、馮六と云唐人曰本詞を覺し故、始て通事役被仰付、其後馬田昌入被加二人となる、馮六跡役林長右衛門、寛永四丁卯年中山太郎兵衛、同七庚午年穎川官兵衛被加、四人と成、同十七庚辰年、林仁兵衛、穎川藤右衛門、加へられ、六人となる、翌年二人死失し、大通事四人と成る、萬治元戊戌年彭城仁左衛門、柳屋次左衛門、陽總右衛門、何仁右衛門、四人小通事に被仰付之^⑧。

とあり、人数からみれば、慶長9年は1人、その後は2人になり、寛永4（1627）年に1人増え、同7（1630）年に4人になった。10年後の1640年にもう2人が加えられたことによって、6人になった。しかし、翌年、2人が死去したため、4人に戻った。この4人は大通事と呼ばれる。しかし、『統譜』を対照してみれば、寛永17（1640）年の2名、林仁兵衛、穎川藤左衛門は小通事としての任命であることがわかる。このように、唐通事職が置かれる最初の37年間、大通事と小通事の区別はなかった。その後の役職交代からみれば、初期任命された唐通事は大通事に相当することがわかる。1640年の時点で、当初の通事役が大通事と小通事に分化したのである。

万治元（1658）年に、彭城・柳屋・陽・何の4人に小通事を任命した。さらに寛文12（1672）年「西村七兵衛ニ小通事被 仰附此節大通事四人小通事五人以上九人ニ相極」^⑨となつた。その時から大通事4人と小通事5人（「訳司九家」と呼ばれる）、また承慶2（1650）年に新設された稽古通事（人数未定）を加えて、大通事・小通事・稽古通事3階層を有する唐通事集団のひな型が見えてきた。

大通事と小通事は基本的に職務上の区別はないが、上下関係がある。毎年それぞれ1名ずつ年番通事を出して常務に当たつた。この年番制がいつから始まったのかは、現段階では不明である。稽古通事は

当初は大通事家の後継者養成の性格を持ち、補助的な役割を果たしたが、時代について、家系を問わず、集団の下位として、唐通事の職歴のスタートと位置付けられるようになった。

また、唐通事の勤務に関して、日記のようなものが残っている。明治期に、金井俊行が寛文3(1663)年から正徳5(1715)年にかけての約50年分の記録を転写して残した。それらの資料は後ほど7冊に分けられ、『唐通事会所日録』⁽¹⁰⁾という題目で、東京大学出版会によって刊行された。しかし、『長崎年表』によると、「宝暦元(1751)年6月唐通事会所ヲ今町元人參座跡ニ置ク。唐通事ノ事務從前大通事自宅ニ於テ之ヲ執レ、此年始テ会所ヲ置キ、事務ヲ執ラシム、12年7月本興善町絲荷藏跡ニ移ス」⁽¹¹⁾という。すなわち、1751年以前、唐通事の勤務場所は大通事の宅であるため、『唐通事会所日録』の記載は唐通事会所で作成されたものではない。また、大通事が交代制をとるため、大通事の宅で勤務するなら、唐通事集団の勤務場所が常に変わったのではないかと思う。しかも、後述のように、職制の分化について、唐通事集団の人数が増えつつあるため、全員が個人宅で勤務するのは無理であろう。『唐通事会所日録』では、記録を作成する人は「中ヶ間」で同僚を指し、「彭城」を「劉」というふうに唐姓で称呼していた。また、奉行所出頭に関する記載があるため、作成者は年番通事であると考えられる。このように、唐通事会所が完成される前には、少数の唐通事が大通事の宅で勤務し、その作業内容などが年番通事によって記録されていたと推測できる。

このような勤務方法から見れば、大通事4人・小通事5人・稽古通事数人からなる唐通事集団は、交代制が確立され、かつ一定の人数に達しているという観点から見れば1670年代に成立したが、固定的な勤務地がないため、唐通事会所が置かれるまでは成熟した集団とは認められない。

また、唐通事集団は複数の家に支えられている。『統譜』によると、80余家が唐通事役を代々勤めていた。各家の初代唐通事の時期からみて、1630~1650年代に集団に入った家が多いようである。17世紀末期に至って、初めて集団に入った数家も見える。また、有力通事家は2代目~5代目の間で分家を立てるのが多い。日本の役人になっても、その20数家は本来の唐姓のままである。

2、階層と昇格

定員の4名大通事と5名小通事のほか、大通事の上に名誉職や特別な役割を果たす役が置かれ、また大通事・小通事・稽古通事の助役として格・過人・助・並・末席などが置かれていた。江戸時代を通じて、唐通事集団内の身分順に、唐通事頭取、唐通事諸立合、御用通事、風説定役、直組定立合通事、唐通事目附、同助、大通事、同格、同過人、同助、小通事、同格、同過人、同助、同助格、同助過人、同並、同末席、稽古通事、同格、同見習、計22職が数えられる。

便宜上、これらの役職を大通事層(大通事助以上)、小通事層(小通事末席から小通事までの席)、稽

古通事層（稽古通事とその以下）3層に分け、考察を加える。

しかし、唐通事目附助・大通事過人・小通事過人の3つのポストは19世紀に入ってから新しく置かれたものであるため、17世紀中後期に新設された大通事・小通事・稽古通事・目附と、18世紀前期に新設された小通事末席・直組定立合通事、唐通事諸立合、小通事並・小通事助の計9つのポストが長崎唐通事集団の主な職位と認識してもよからうと思われる。この9つの職位が少なくとも100年を超えた歴史を有している。

職位ごとの在任期間から見れば、唐通事の役職で、明治維新に残っていたのは12のポストのみであった。そのうち、大通事層は唐通事諸立合、直組定立合通事、唐通事目附、同助、大通事、同過人の6つ、小通事層は小通事、同過人、同助、同並、同末席の5つ、そのほかには稽古通事のポストが見られる。

また、上記の階層に対応する3層を、本稿では、唐通事集団内での上下関係について、小通事職と大通事層のポストを上位、小通事末席職と稽古通事層を下位に指定しておきたい。

唐通事は基本的に年功序列で昇進していく。しかし、必ずしも最下位から各層のすべての職位を経て大通事までというルートをたどるわけではない。ただし、小通事層を飛ばして、稽古通事層から直接大通事層へ行くのは稀である。また、唐通事が世襲制を取るため、相続で稽古通事から勤め始めるのが一般的である。しかし、例外もある。文化6（1809）年春、「鉢鹿祐五郎祖先傳來ノ書画器物長持二棹ヲ幕府ニ献する。9月銀50枚を賜ひ、孫百太郎ヲ新ニ唐稽古通事トス」^⑫ というように、褒賞のための稽古通事の新任命も見られる。

唐通事集団の最上位は唐通事頭取であるが、それは地役人としての終点ではない。天明5（1785）年、「唐大通事林梅卿町年寄末席並長崎会所改役に任じ、10人扶持授業銀25貫目を給する、外国金銀輸入の路を開き、国益を謀るを賞する」^⑬との記載によって、唐通事集団から離脱し、町年寄役に昇格する人もいた。林梅卿は元文5（1740）年9月に稽古通事として唐通事集団に入って、宝曆8（1758）年に大通事、天明2（1782）年に唐通事頭取に任じられ、町年寄末席並長崎会所改役になるまで、45年ほど唐通事を勤めた。しかも、長崎貿易に非常に大きな貢献をしたため、長崎地役人のトップに立つ町年寄のランクに進んでいた。

3、業務分掌

次に、大通事以上に位置する席の役割を説明してから唐通事集団の職務分掌を検討する。

唐通事頭取は名誉職で、唐通事集団の最上席である。

唐通事諸立合は唐通事の仕事全般についての統率的な役である。

御用通事は將軍家の渡来唐物の注文をうけ調進にあたった役である。

風説定役は来航中国船の乗組員から中国事情などを聴取する専務役である。

直組定立合通事は正德新例に応じて、中国の商品の買い入れ価格を決定する役である。

唐通事目附・同助は唐通事の勤怠などをはじめとする政務全般を監察する役である。

これらの役職を含めて、唐通事集団の人々は実際、どうやってそれぞれの役割を果たしていたか。『和漢寄文』⁽¹⁴⁾に収録されている唐通事の和解の署名を通じて、見てみよう。

『和漢寄文』は松宮觀山が編纂したものである。彼は享保 11 (1726) 年 5 月前後に長崎奉行の属吏として来崎した。滞在中、「ほぼ元禄前後から享保 12 年頃までの約 30 余年間の対中国、朝鮮、安南、暹羅などの諸国、入港の船舶などと長崎奉行との間に交換授受された書状、あるいはその案文と、それぞれの対訳約 150 章」を収集している。その中に、作成者の署名が残っている書状が見られる。それによつて、どのような事情に対して、唐通事集団内のどのレベルの役人が対応したのか、をうかがうことができる。関係箇所を整理すると、表 1 となる。

表 1 の「和解者」欄に唐通事の名前がある。書状の最後に署名した者はその漢文書状翻訳者に当たると考えられる。複数の唐通事が一緒に和解の責任者となるケースは正徳 6 年 2 月、享保 2 年 3 月、享保 3 年 10 月、享保 8 年 3 月の 4 件である。担当者は前の 3 回が同じ人で、最後の 1 回は目附の人事に異動が見られる。しかし、いずれも風説定役 1 名、目附 2 名、大通事、小通事という組み合わせである。また、享保 11 年、薬種、宿砂（漢方薬の 1 種）、唐犬など将軍家に関わるものについては、御用通事彭城藤次右衛門がそれを担当した。そのほか、担当者は違うが、唐通事集団でのランクから見れば、ほとんど大通事と小通事である。彼らはその時点で年番通事をしている可能性が高い。ただ享保 11 年 2 月付け「船中より水を乞書付」と「船中より差越候書付写」の 2 件は、学通事、すなわち稽古通事によって訳されている。これらはその書状のタイトルからわかるように、来日唐人の日常生活上の些細なことで、特に重要ではないことがわかる。このように、和解は数人組み、年番通事の 2 人組、あるいは大通事・小通事の 1 人、場合によって稽古通事、などの形で行われた。また、和解者が明確に表記されない、「唐通事会同」で終わった書状も少なくない。唐通事集団が共同に責任を負うという意味であろう。

4、役職交代

江戸時代を通じて、唐通事集団の役職交代はどうだったのか、その交代の復元で、答えを見つけられる。唐通事頭取、唐通事諸立合、御用通事、風説定役、大通事、小通事、すなわち本稿で言う唐通事集団の上位ポストの 6 つを取り上げ、『統譜』の記載に基づき、それぞれの交代一覧表を作つて、考察しておきたい。

表 2 の唐通事頭取は 1782 年新設された役であり、交代はない。就任者の 4 名は高齢で死ぬまで勤務し

ていた。

表3の唐通事諸立合は1736年に新設され、幕末まで続いた。就任者は計10名である。1750年代から1810年代にかけての約50年は空白期であり、一旦復活した後、1830年から1841年まで、また空白になる。19世紀に入ると、2人同時就任が見られる。

表4の御用通事は1725年に設置された役である。1751年まで5人によって4回の交代が行われた。彼らの前職は大通事で、そのうち3名が唐通事諸立合に栄進した。

表5の風説定役は1699年に設置されて、1749年までの50年にわたって、6名が5回交代した。1名を除いて、ほとんどは大通事からの昇格である。陽市郎兵衛は前職が目附で、小通事から大通事を飛ばして直接目附に上がったものである。この現象や目附役については、第4章で詳述する。

表6と表8はそれぞれ大通事と小通事の2職の交代状況を示している。ざっと目を通してみると、大通事と小通事2職の交代の最も大きな変化が18世紀末期～19世紀初に起こったことがわかる。表6と表8で示したように、大通事A～Dの4組・小通事A～Eの5組の交代が18世紀末まではきちんと実行されていた。しかし、19世紀に入ると、混乱状態になっていった。19世紀における長崎唐通事の大通事役と小通事役の就任者はそれぞれ表7と表9にまとめている。

表6 大通事交代の4組について、A組初代馮六が1603年に勤務を開始したという記録は『統譜』によるが、『通航一覧』の1604年に唐通事を設置したという説と異なる。ここでは、この整理作業は『統譜』に基づき行ったため、『統譜』の1603年の説をとる。大通事交代の様子を整理すると、要点は次のようにある。

①A～Cの3組は17世紀初頭から交代が開始され、いずれも就任者12名、交代11回である。D組は1630年代から1760年代まで存続しているようである。すなわち、訳司九家の中、大通事定員4人の交代は1630年代から整った。②個人的な在任年数は最長36年、最短2年である。③1つの家の人が1組で連続的に就任することがある。④半分がその後昇格したが、半分の人は退職した。⑤表7と表6で、江戸時代を通じて、過人・助などの助役を除いて、大通事役をした人は計63名である。

小通事役の交代状況も同様で、19世紀に入ってから定員5人の交代が見えなくなった。表8はA～Eの5組で、小通事の交代とその就任者69名の名前を示したものである。先に述べたように、小通事が新設されるのは1640年である。1640年代には、小通事が4名いた。彼らは全員同年代初頭に大通事層に昇格した。その結果、1640年代中期から1658年まで、小通事役がないなかった。1658年から、表8のA～Dの4組の小通事役の交代が見られた。さらに、1672年に、小通事定員5人が決められた。その時から5組のそれぞれの交代が開始された。また、ほとんどの小通事がその後大通事層に昇格した。表9は19世紀における唐通事の小通事役の名簿である。計41名である。しかし、その交代関係はあまりはつきりして

いない。江戸時代を通じて、小通事役についたものは 114 名が数えられる。

19 世紀に入ると、なぜ混乱状態になつていったか。また、長崎唐通事集団が、変化する時代にどのように対応したか、特に江戸時代後期における集団運営に何が起つたのか、その原因の探求は今後の課題としたい。

5、規模の変遷

大通事と小通事の 2 役はそれぞれの延べ就任者数は 63 名、114 名であることが明らかになった。では、唐通事集団の規模はどうだったのか、複数の資料から唐通事事項を整理してみると、表 10 のようになる。

使用した主な資料 2 つに分けられる。1 つは筆者が収集したもので、もう一つは、原田博二が「近世長崎諸役人帳類の成立年と阿蘭陀通詞分限の復元研究」(筑波大学博士学位論文甲第 3562 号、2004 年) で検討した長崎地役人分限帳を中心とする資料である。

後者の初出は以下の通りである。

年代	資料のタイトル	所蔵
元禄 14 年 (1701)	元禄 14 年辛巳暦記長崎諸役人附	三井文庫
宝永元年 (1704)	元禄 17 年申 3 月吉日諸用控長崎書留 谷口	東京大学史料編纂所
享保 6 年 (1721)	享保 6 年諸役料帳 上田	長崎県立長崎図書館渡辺文庫
寛保 3 年 (1743)	諸役人並寺社山伏	早稲田大学図書館
明和 9 年 (1772)	明才分限帳	長崎市立博物館
安永 3 年 (1774)	長崎分限帳並信牌直絆蝶	日本文化研究所
天明元年 (1781)	長崎地役名人數同地役人受用	鶴見大学図書館
同 2 年 (1782)	地役人分限帳	長崎大学武蔵文庫
同 7 年 (1787)	長崎諸役人寺社山伏	長崎県立長崎図書館 13-132-2
同 8 年 (1788)	長崎諸役人寺社山伏	長崎県立長崎図書館 13-592
寛政 3 年 (1791)	寛政辛亥長崎諸役分限	内閣文庫
同 4 年 (1792)	長崎諸役人寺社山伏 浅井	長崎県立長崎図書館
同 12 年 (1800)	長崎諸役人寺社山伏受用配分帳	東京大学法学部
享和 3 年 (1803)	長崎地役人附	長崎大学武蔵文庫
文化 9 年 (1812)	長崎諸役人并寺社山伏	九州大学文化史研究所
同 11 年 (1814)	分限帳	長崎県立長崎図書館藏 14-1459
同 12 年 (1815)	長崎役人分限帳	長崎県立長崎図書館藏 14-315
文政元年 (1818)	文政元戊寅年長崎地役人名前	東京大学図書館
同 7 年 (1824)	長崎諸役人帳	長崎県立長崎図書館藏 13-591
同 11 年 (1828)	分限帳 四	長崎県立長崎図書館藏 14-296
天保 3 年 (1832)	分限帳	長崎県立長崎図書館藏 14-48
同 8 年 (1837)	長崎諸役人帳	九州大学九州文化史研究所
同 9 年 (1838)	長崎地役人附	長崎大学武蔵文庫
嘉永元年 (1848)	分限帳 四	東京大学史料編纂所
同 4 年 (1851)	長崎諸役人帳	内閣文庫
安政元年 (1854)	分限帳	長崎県立長崎図書館森文庫
同 6 年 (1859)	長崎諸役人帳	東京大学法学部
元治元年 (1864)	長崎諸役人名前	個人 (石田千尋氏) 藏

また、筆者が収集したものは以下の通りである。

長崎県史編集委員会編『長崎県史 対外交渉編』(三秀舎、1986 年) 第 5 章第 2 節、『寛政度ト文化度ト唐通事受用銀差引書付』(九州大学記録資料館九州文化史資料部門松木文庫 278)、『天保度ト万延元年申年ト唐通事受用銀差引』(九州大学記録資料館九州文化史資料部門松木文庫 279)、『長崎諸役人帳』(九州

大学記録資料館九州文化史資料部門松木文庫 339)、『諸役人分限帳慶応三年改 薬師寺』(九州大学記録資料館九州文化史資料部門松木文庫 375)、『諸役人名前帳』(九州大学記録資料館九州文化史資料部門古賀文庫 1)、『覚書(諸役人分限帳)』(九州大学記録資料館九州文化史資料部門松木文庫 148)、『分限帖 4／文政 13 年閏 3 月 25 日当時』(長崎歴史文化博物館 14-296-1)、『慶応元年明細分限帳』(越中哲也『慶應元年 明細分限帳』、長崎歴史文化協、1985 年) など。

表 10 に示したように、唐通事集団の規模について、総じて言えば、増加していったことがわかる。1700 年代初頭に初めて 10 人を超えて、20 人あまりに達した。約 20 年後、2 倍に増加し 40 数人となり、さらに 1740 年代に至って、60 人を超えた。そして、その規模は半世紀にわたって続いた。19 世紀に入ると、唐通事集団が 70 人を突破した。1854 年には、85 人となり、頂点に達した。

『新長崎市史』は、「阿蘭陀通詞・唐通事人員総数比較表 (1600~1860 年代)」(表 11) を利用して、「文化 9 年 (1812) は阿蘭陀通詞の 64 人に対して唐通事は 103 人と唐通事の方が圧倒的に多数を占めるようになった。しかし、この傾向は、以後も同じであるが、慶応元年 (1865) 頃は、阿蘭陀通詞の 62 人に対して唐通事は 79 人と、唐通事は著しく減員となっている」⁽¹⁵⁾ と指摘した。しかし、表 10 では、19 世紀に入ってから明治維新までの約 70 余年にわたって、長崎唐通事集団は毎年 70~80 人の規模をずっと維持していたことが明らかである。『新長崎市史』は唐通事を広義の唐通事にして人数を統計した結果、文化 9 の数を 103 人としたのだと推測する。そして、内通事小頭や唐年行司などをしている人が幕末期に激減したため、慶応元年の数が 79 人になったのではないかと思われる。

では、このような規模を持っている長崎唐通事集団の各層の人数分布はどうだったのか。大通事と小通事が定員制のため、助役の関係で人数が増えていったのか、について、表 12 の「唐通事集団の助役の職位別人数一覧表」に沿って、考察してみよう。

1700 年代から 1865 年にかけて、大通事層の助役は 1~2 名程度であり、稽古通事層の格・見習 2 職の人数は増減があるが、1~7 名がおり、小通事層の格・過人・助の 3 職は次第に増加していく傾向が見られ、最大 9 名が在任していた。それらに対して、小通事層の並・末席の 2 職は人数が圧倒的に多いことがわかる。すなわち、唐通事集団の増員がほとんど小通事層に集中していたと考えられる。また、稽古通事が新設される際、人数が限定されていないが、だいたいどのような規模であったのだろうか。表 12 の「備考」で示しているように、享保期に入って、稽古通事は 20~30 人程度で推移しているようである。稽古通事層の助役を加えて、稽古通事層の総人数はほぼ 30 人程度であった。

第 2 節 後継者の育成

前述のように、唐通事役が世襲である上、各家の初代はもともと中国人であるため、特に言語を習得

する必要がなかった。出身地によって異なる方言を操る可能性があるかもしれないが、来日した唐船の乗組員との間には言葉の壁が基本的にはなかったと考えられる。2代目、3代目については、まだ口伝えの習得ができたとしても、その後はどうやって後継者を育成していたのか。本節では学習方式とテキストなどに注目して、19世紀における唐通事集団の唐話稽古の実態を考察してみる。

1、唐話の勉強会

享保元（1716）年、「始テ唐通事子弟唐韻勤学会ヲ聖堂ニ開」⁽¹⁶⁾ いたとの記述から、17世紀初頭に唐通事役が設置されて以来、百余年を経て初めて勉強会が始められたことがわかる。唐通事役について、30～40年間が1代としたら、享保年間は、だいたい4代目を迎える時期に当たる。4世代を経ると、唐通事の唐話が不自然になる。うまく話せなくても、唐通事役を世襲することができるが、唐船貿易を円滑に進めるためには、組織的な勉強会が必要になってきて、この唐韻勤学会が生まれたと思われる。また、前年の正徳5（1715）年に出された正德新例とのつながりから、幕府の命令を受けて勉強会を始めた可能性も高い。最初の唐音勤学会の状況については、場所だけでなく、詳細な日付、内容、参加者などが不明である。しかし、『朝野雑記』には同年11月22日に行われた「長崎通事唐話会」の様子が記録されている。

当日、長崎の学問所である聖堂において、稽古通事や同見習をしている唐通事17名がペアで一問一答し、福州話、漳州話、南京話による9つの話題をめぐって会話練習を行った。その17名の詳細は以下の通りである。

福州語（2名）：河間幸太郎、彭城八右衛門

漳州話（3名）：吳藤次郎（稽古通事）、陽市郎兵衛（稽古通事見習）、陽才右衛門

南京語（12名）：彭城貞太郎（稽古通事）、神代十四郎（稽古通事）、中村平太夫、東海龍太郎（稽古通事）、高尾藤治平（高尾藤次平か、稽古通事見習）、彭城政五郎（稽古通事見習か）、平野繁十郎、柳屋久之丞、二木鼎之助、彭城源四郎、額川政之進、上野金二郎

まず、『統譜』、『論考』を使って、この17名の略歴を紹介しておきたい。

河間幸太郎 先祖は福建省福州府福清県からきた俞惟和である。俞惟和の祖籍は北京直隸河間府で、祖父俞大猷は将軍として武勲に輝いた人である。彼は元和8年（1622）長崎に渡来て、医師河野氏の娘と結婚し、河間を「かわま」として日本姓を使って長崎に居住した。唯一の息子俞道直が家を継いで、河間八郎兵衛と名乗り、稽古通事を勤めた。3代目直俊、俗称河間八平次は、道直の第三子で、河間家から初めて大通事となった。この幸太郎は元禄15年（1702）11月4日直俊の長男として生まれた。享保元年唐話会の時15歳であり、3年後の享保4年（1719）、稽古通事に命じられた。その後、小通事末席、小

通事並、小通事、大通事助を経て、宝曆4年（1754）53歳の時、大通事にまで栄進した。「足かけ64年の勤務で、大通事32年、唐通事界最長の履歴かもしれない」⁽¹⁷⁾。

彭城八右衛門 有名な大通事彭城仁左衛門宣義の次男であり、先祖劉一水は福建省福州府長樂県出身という。八右衛門は元禄14年（1701）稽古通事見習として唐通事グループに入った。唐話会の時は、すでに15年稽古通事を勤めた。翌年の享保2年に直接小通事に昇格し、更に享保6年目附役に上って、游龍雲藏と改名した。彼によって創設された彭城氏分家である游龍家が幕末まで活躍していた。

吳藤次郎 吳振浦を祖とする吳氏3代に当たる人である。初代の吳振浦は福建省漳州府遷和の人であることが墓碑銘で知られる。藤次郎は元禄16年（1703）稽古通事見習として勤め始めた。宝永元年（1704）に稽古並となり、享保元年唐話会の時、書記役に任じられた。享保3年（1718）小通事末席に進んだ。これは新設された小通事末席の最初の任命である。

陽市郎兵衛 福建漳州府出身の歐陽雲臺によって開かれた唐通事陽家の5代目である。正徳4年（1714）に稽古通事見習となり、唐話会の時も同職であった。享保4年（1719）に稽古通事、同11年（1726）に小通事末席、同16年（1731）に小通事、寛保2年（1742）に大通事と、順次昇進し、更に延享4年（1747）直組立合通事となり、寛永4年（1751）退役まで勤めていた。

「同 才右衛門」は「周才右衛門」のことであろう。先祖周辰官は泉州人である。彼はこの唐話会から1ヶ月後の12月18日に稽古通事見習になっており、同8年（1723）に退職した。

彭城貞太郎 劉焜臺を祖とする彭城本家三代藤右衛門の長男で、正徳3年（1713）から稽古通事として勤務し、享保6年（1721）に病死した。この彭城家は長崎興福寺とのつながりが深い。興福寺は長崎唐四寺の一つで、元和6年（1620）中国僧真円が小庵をつくったことに始まる。南京を中心とした唐船貿易の船主や商人が檀家としてこの寺院を支えているため、南京寺とも称される。2代久兵衛が興福寺山門を寄進し、匾額をつくった。

神代十四郎 唐姓は熊、神代氏本家3代にあたり、元禄5年（1692）に生まれ、15歳のとき、稽古通事見習に任じられた。正徳4年（1714）に稽古通事となり、享保10年（1725）に小通事末席に進んで、2年後小通事に昇進した。寛保2年（1742）に直組定立合に任じられ、23年勤めた。この神代家初代四郎

左衛門と二代四郎八 2 人もと南京内通事として勤めたことによって、十四郎は南京語に詳しいと考えられる。

中村平太夫 宝永 2 年に小通事見習に、正徳 5 年に稽古通事に任じられた。この中村家の詳細は不明で、『統譜』によると、唐通事グループ内の最高位は稽古通事だったようである。

東海龍太郎 先祖徐敬雲は浙江省紹興府蕭山県の人で、元和 2 年（1617）に長崎に来た。龍太郎は東海と名乗ったこの家 3 代源助の養子かと思われる。彼は正徳 5 年に稽古通事になり、元本 4 年（1739）退職するまで 24 年稽古通事を勤め昇進しないで終わっている。

高尾藤治平 樊玉環系高尾家の高尾藤次平に当たるかと思われる。藤次平は高尾家 3 代甚八の子で、宝永 7 年（1710）に稽古通事見習として勤め始めた。この唐話会の翌年、享保 2 年（1717）に稽古通事に任じられた。同 8 年（1723）父甚八が小通事の時に、亡くなった。

彭城政五郎 唐通事集団の最高位まで上がった劉焜臺を祖とする彭城家三代藤治右衛門の実子で、享保 4 年（1719）に稽古通事、同 8 年（1723）に小通事末席に命じられた。2 年後の享保 10 年、父藤治右衛門が 60 歳で未だ健在の時、政五郎は亡くなった。

平野繁十郎 馮六を祖とする平野家 4 代で、元禄 5 年（1692）に生まれ、享保 2 年（1717）26 歳の時、稽古通事に任命された。その後、小通事末席を経て、小通事から風説定役に上がった。

柳屋久之丞は柳屋次兵衛（先名は久之進）と同一人物と見られる。大通事を輩出した柳屋家 2 代、風説定役に栄進した治郎左衛門の養子であり、正徳 4 年（1714）に稽古通事に任じられ、享保 16 年（1731）に退職した。

二木鼎之助 林楚玉を祖とする林家の養子と推測される。享保元年の時点でこの家で唐通事として活躍している人は五代の林幸三郎（先名は二木幸三郎）のみである。幸三郎は平野家三代平兵衛の長男で、4 代二木仁兵衛の養子として林家に入って、家を継いだ。宝永 6 年（1709）21 歳の時、稽古通事になり、享保 4 年（1719）に小通事末席に進んで、同 8 年に小通事に昇格し、更に同 16 年（1731）に大通事にな

り、寛保3年（1743）に唐通事グループ最高位の諸立合まで上がった。この鼎之助は幸三郎のことかと思われる。

彭城源四郎 唐姓の劉を日本姓に変えて彭城の姓を名乗った唐通事家系が3家ある。源四郎という人物が見つからないため、その詳細は不明である。

穎川政之進 のちの穎川與右衛門。陳敬山を祖とする穎川家3代勘右衛門の実子で、享保3年（1718）に稽古通事見習になり、4年後病氣で父より早く死んだ。この穎川家は内通事小頭から勤務し始め、稽古通事になって終わった低い家柄と見られるが、5代嘉兵衛にいたって、安永2年（1773）初めて小通事に昇進した。その後も小通事末席や稽古通事しか出なかつた。

上野金二郎 『統譜』に記載されている「上野金次郎」に当たると思われる。享保2年4月22日に兄貞平次の跡を継いで、稽古通事になったが、同年病死した。即ち、唐話会の時点で、恐らく金二郎は前段階の稽古通事見習にあったのではないか。この上野家は『論考』に収録されていないため、日本に帰化した明遺民の子孫であるか否か不明である。唐通事集団内で、小通事末席になった人がおり、大通事・小通事の名簿には「上野」が見つからないことにより、小通事末席レベルに留まっていた低い家柄と推測される。

上記により、唐話会の参加者はその時点での稽古通事層に位置するものや、稽古通事候補者が中心である。

また、内容から見れば、文学作品や中国古代の詩人についての対話がほとんどであり、貿易業務に関する話題は2つしかなかった。ここでは、その2つの話題から唐通事の貿易業務を勉強する様子を見ていただきたい。

【話題1】

問 前日到了一隻船。不知什麼船。（中村平太夫）〔先日、唐船が一隻入港したそうですが、どこから来たのですか。〕

答 聽見説寧波船。（東海龍太郎）〔寧波の船だそうです。〕

問 信牌帶來否。〔信牌は持ってきてていますか。〕

答 聽説不帶來。〔持ってきてなかつたそうです。〕

問 船主的姓名呢。〔船主の名前はなんですか。〕

答 船主是。九年前十九番船主吳鼎玉。從來外江人。累次來過的。〔船主は九年前十九番船主の吳鼎玉です。もとは外江（長江下流域）人で、何度か来たことがあります。〕

【話題2】

問 昨日五番船的清貨。聞你令尊出去。不知一天都完了麼。（平野繁十郎）〔昨日、あなたのお父様は五番船の貨物をチェックに行かれましたそうですが、一日で終わりましたか。〕

答 是昨日一天不會明白。故此今日仍到貨庫去了。（柳屋久之丞）〔昨日は終わっていないようです。それで今日も倉庫へ行きました。〕

問 這樣雨天。也可以做得的麼。若可以做得。隨你州府的船。不過今日清完了。〔このような雨天で大丈夫でしょうか。もし大丈夫だったら、州府の船であっても、今日中に終わるはずです。〕

答 今日因為天色不晴、王府議論要等候天晴故此不會完了。〔今日は晴れていないので、奉行所で相談して雨が止むまで待つことになりました。〕⁽¹⁸⁾

注：（　　）内は唐通事の名前、〔　　〕の日本語訳は筆者。

話題1は中村平太夫と東海龍太郎の唐船入港の際の出港地、信牌、船主についての会話である。先に紹介したように、中村平太夫は宝永2（1705）年に小通事見習に、正徳5（1715）年に稽古通事に任じられた。東海龍太郎は正徳5年に稽古通事になり、元文4（1739）年に退職するまで24年稽古通事を勤め昇進しないで終わっている。

話題2は清貨（貨物のチェック）に関する話である。平野繁十郎は馮六を祖とする平野家4代で、元禄5（1692）年に生まれ、享保2（1717）年26歳の時、稽古通事に任命された。その後、小通事末席を経て、享保11（1726）年に小通事に昇進し、更に寛保2（1742）年に風説定役に上がった。柳屋久之丞は柳屋次兵衛（先名は久之進）と同一人物と見られる。彼は大通事を輩出した柳屋家2代、風説定役に栄進した治郎左衛門の養子であり、正徳4（1714）に稽古通事に任じられ、享保16（1731）年に退職した。

上記4名は、享保元年唐音勤学会の時、3名が既に稽古通事に任じられたが、在任期間から見れば、いずれも経験が浅い初心者であった。しかし、話題の内容や中国語で流暢に会話できることから、この勤学会の参加者は稽古通事になる前に、一定程度の唐船貿易に関する知識、唐話の教養を備えていたと推定される。

稽古通事は、唐通事テキストの『訳家必備』に「大凡通事到了十五六歲、新補了學通事、頭一遭進館的規矩（後略）」⁽¹⁹⁾とあるように、15~16歳の時に、稽古通事として採用され、唐人屋敷（唐館とも呼

ばれる)で勤務し始めることが知られている。話題2の平野繁十郎が26歳の時に稽古通事になった例は比較的遅いが、彼は約10年後に小通事として訳司九家に入った。話題1の東海龍太郎と話題2の柳屋久之丞はそれぞれ24年間と17年間稽古通事を勤めたことから、稽古通事の年齢層は広く、10代から40代までであったと考えられる。

この2つの話に信牌や清貨など貿易業務に関するキーワードが出てきたが、これらは仕事関係の挨のようなもので、貿易実務の知識が反映された話題は特に見受けられない。そこから、この勤学会の主な目的は稽古通事やその候補者を集めて唐船の貿易業務を勉強させることではないと考えられる。

唐音勤学会の開催頻度は不明である。天明8(1788)年11月「唐通事唐音勤学会ヲ再興ス」⁽²⁰⁾という記録から、休会することがあったようである。寛政8(1796)年2月に長崎奉行中川飛驒守忠英の「唐蘭小通詞助以下ノ技術ヲ試ム。爾後毎年二月六月十月三度之ヲ行フ」⁽²¹⁾との記録にあるように、奉行は小通事助より下の者に対して、毎年3回に通弁能力を試す試験を行うことを命令した。小通事助以下の小通事並、同末席、稽古通事(同格・同見習)はすべて勉強会に参加する必要があったものと見なしてもよからう。稽古通事が和解の試験を受け、合格する時の様子が『唐通事会所日録』に見られ、また、享保年間の昇任・採用のために稽古通事に翻訳させた文書の訳文に、誤解と評価されたものが3通残っているが、いつまで実施されたかについて、残存史料が少ないために不明である。

天保10(1839)年6月に唐通事の勉強会が復活したことは長崎聖堂祭酒日記に見える。

六月

三日 平野繁十郎來面之、因云一月三次以六日為期、自明外初六日始深煩先生幸得許幸甚、余以官命達依答之。

五日 以明日唐訳司會于明倫堂使洒掃廷内。

六日 辰時訳司輩老弱共四十名來演習其家学、薬師寺宇右衛門來監、余及饒田生會之、童子者華音經書及其家書読、冠者問答及和解福惠全書等或國讀或漢文、凡至未時而散。

七日 上序上昨日會集唐訳司名簿及講席名簿月俸券、用人藤本氏伝命曰、復旧貫令訳司會于明倫堂講習其家学、卿宣照旧儀処置之、至代官氏致告唐訳司會復旧演習家学于明倫堂、以昨六日為開口之書。

十六日 唐訳司三十五名來會演習其家学、高木清右衛門來監之、余以疾不臨之、饒田生・田辺生來會之。

十七日 上序上昨日出席唐訳司名簿。

二十六日 唐訳司以清舶入港多事達官而廢明倫堂會集。

七月

五日・六日 (記録なし)

八日 上序上講席名簿及唐訳司会名簿。

九月

二十六日 唐訳司以商舶在津中多事廢会集講、家学自今日再会、明倫堂三十余名、薬師寺宇右衛門來。余臨之。

二十七日 上西序昨日唐訳司会集名簿。

十月

六日 臨訳司会列員三十許人、高木清右衛門來。

七日 上序上昨日会集唐訳司名簿及講席名簿月俸券。⁽²²⁾

とあり、天保 10 年には、6 月から毎月 6 日・16 日・26 日 3 期に、昔の唐音勤学会に当たる唐訳司会が長崎聖堂明倫堂で行われることになった。

長崎聖堂は正保 4 (1647) 年に向井元升によって開設された。向井家の当主は代々聖堂祭酒を担当している。文政 10 年から安政 4 年まで在任した 8 代祭酒の向井雅次郎の日記に天保 10 年までの出来事が記録されている。上記の抜粋にあるように、6 月 3 日に唐通事平野繁十郎が聖堂を訪れ、唐訳司会の件について挨拶を行った。向井雅次郎は翌日に会場準備などした。

第 1 回唐訳司会は 6 月 6 日の辰時 (7 時~8 時 59 分) から未時 (午後 1 時~2 時 59 分) まで約 5~6 時間にわたって開催され、「老弱共四十名」が参加した。「童子」(児童) と「冠者」(成年者) 2 つの組に分けられ、前者は主に中国語での読む訓練をし、後者は問答や通訳を演習した。テキストもそれぞれ異なり、童子組は中国語の経書と「家書」を、冠者組は『福惠全書』などを使用した。「家書」は唐通事が編纂したものと思われる。『福惠全書』は官吏の政治的心得を説いた指導書で、清人の黃六鴻が地方官吏を歴任した経験を生かして地方行政に関する記録したのである。練習者のほかに、唐通事の年輩者や町年寄の薬師寺宇右衛門、聖堂祭酒向井雅次郎と助教の饒田が出席して、指導や監督の役割を果たした。唐訳司会の翌日、向井雅次郎が唐通事出席者名簿を奉行に出している。「復旧賞令訳司会于明倫堂講習其家学、卿宣照旧儀処置之」という奉行所の指令などから、名簿の作成と提出は慣例であったと考えられる。

第 2 回唐訳司会は同月 16 日、唐通事 35 名が来場し、代官の高木清右衛門と聖堂の 2 人が立ち会った。

翌日、唐通事参加者の名簿が出された。

同月 26 日に、唐船入港で多忙のため、いったん休会することになった。7 月になって、6 日の日記が

欠けているが、8日の名簿提出の記録から唐訳司会が再開されたと推定される。その後、唐船貿易に関することが優先され、唐訳司会が再度中止された。しかし、9月下旬に再開され、9月26日と10月6日に唐通事30余名が出席し、町年寄と代官は交代して顔を出した。それ以降の唐訳司会の動向は、関係史料がないため、まだ不明である。文久元（1861）年10月に、唐通事たちは崇福寺三門の空地に訳家学校を設け、唐通事の子弟に中国語と英語を教えることにした。この訳家学校は唐通事の勉強会に取って代わるものであると思われる。こうして、1860年代から長崎唐通事集団が学校教育を実施し、中国語以外の言語も扱うようになった。

2. テキストと学習方法

武藤長平は『鎮西に於ける支那語学研究』で、唐通事が使用したテキスト及び習得過程について、次のように述べている。

長崎における唐通事の支那語稽古の順序を畧説するが、唐通事は最初発音を学ぶ為に『三字経』『大學』『論語』『孟子』『詩經』等を唐音で読み、次に語学の初步即ち恭喜、多謝、請坐などの短き二字を習ひ、好得緊、不曉得、吃茶去などの三字話を諳んじて更に四字以上の長短話を学ぶ、その教科が『譯詞長短話』五冊である、それから『譯家必備』四冊『養兒子』一冊『三折肱』一冊『醫家摘要』一冊『二才子』二冊『瓊浦佳話』四冊など唐通事編輯にかかる写本を卒業すると此に『今古奇觀』『三国志』『水滸傳』『西廂記』などを師に就きて学び進んで『福惠全書』『資治新書』『紅樓夢』『金瓶梅』などを自習し難解の処を師に質すというの普通の順序である。⁽²³⁾

唐通事が使用したテキストは3種類に大別することができる。まずは初級段階での唐話学習用の教本で、発音から、短い二字、三字、四字で構成されている語句の勉強へと進んだ。内容的には日常会話用語を中心とするのが特徴である。次は中級段階での業務学習用の教本で、『譯家必備』や『瓊浦佳話』がこれに属する。唐通事編纂による唐船貿易の業務を遂行するため必要な知識を中心としたものであり、唐通事になるための心得や、唐船貿易に対応する方法を具体的な場面を説明するものである。最後は上級段階での教本で、有名な漢文古典小説や政治的教本である。

19世紀に入ると、長崎唐通事の組織的な運営が始まってから約150年が経っていた。貿易業務に対応するための唐話習得に関する方法やテキストの使用はまだ従来通り維持されていたか、若手唐通事がどうやって練習していたか、について、唐通事の自伝や唐通事と付き合ったことがある人の回想録、唐話稽古の中級段階のテキストを使用して検討する。

稽古通事になる前後の唐話学習について、安政6年（1859）4月から13歳の若さで稽古通事として唐通事役を勤め始めた盧篤三郎（のちの盧高朗）の自伝からその一端をうかがってみよう。

篤三郎ハ年九歳ニナリテ、長崎祇園社ノ坂下、唐通事吳泰藏先生ニ就キ、字ヲ習フ。皆人ノ初メテ習フ者ハ平假名（いろは）ヨリ教ユルニ、吳先生ハ之ヲ措キテ、楷書千字文ヨリ教ヘタリ。書法ハ顏真卿、蘇東坡ナリ。年十一歳出テテ、養子トナリ、盧家ヲ継ク。養父範二郎死後ナリ、盧家ハ其役唐通事ナルヲ以テ、支那語学ヲ（支那南京音ナリ）、鄭幹輔ト其養子右十郎、穎川保三郎、高尾和三郎ノ諸先生ニ学フ。其読本ハ二字話、三字話ニ始マリ、瓊浦佳話、訳家必読、医生通話ナリ。此等ノ本ハ皆版本ナキヲ以テ、自ラ之ヲ写シ習フ。小説本ニシテ、支那版今古奇観ヲ学ヒ、其他版本三字經、孝經、中庸、論語、孟子、詩經等ヲ学ヒタリ。漢学ハ長川東州ト其養子新吾先生ニ学ヒ。最早英語モ必要ノ時代ナレハ、之ヲ初メ平井義十郎、後チ何礼之助ノ両先生ニ学ヒ。又米国宣教師ノウエルベッキ、ウルヤムスノ両氏ニモ学ヒタリ。²⁴⁾（句読点は筆者）

この記述から、篤三郎の唐話稽古は2つの段階に分けられることがわかる。篤三郎は養子として唐通事盧家に入る前に、小通事吳泰藏の指導を受け、文字語彙を勉強した。彼は11歳の時に盧家の養子となり、2年後の安政6年に家を継いだ。その後、複数の唐通事や長川東州について中国語の南京語、漢学を学んだ。すなわち、この稽古通事になった段階までに、篤三郎は唐通事集団以外の指導を受けたことがわかる。

唐通事の先生らは鄭幹輔とその養子右十郎、穎川保三郎、高尾和三郎らがおり、安政6年の時点では、彼らはそれぞれ大通事、小通事末席、小通事助、小通事末席を勤めていた。この4人の先生が篤三郎に中国語を教えたことより、後継者の育成は唐通事家の枠を超えて、また職位も問わず、唐通事集団内で、大通事を始め複数の人が共同で唐話教育を進めたことがわかる。

一方、漢学の先生である長川東州は初めての長崎聖堂の助教であり、儒学に精通し、40年にわたって学舎で子弟を教導し、門生2000人を有したと言われる。²⁵⁾ 篤三郎は稽古通事として勤務しながら唐通事の先生たちに貿易実務の知識を教えてもらつて、また、長川東州に師事し、儒学を勉強したのではないかろうかと思われる。また、安政開港後、唐通事は英語習得にも関心を払っていた。

江戸時代後期に至つて、英語にしても、中国語にしても、唐通事集団内に拘らない、言語習得のルートが広がってきたが、唐通事集団内部の後継者を育成する方法はほとんど変わらなかつた。テキストの使用と中国語稽古の過程について、盧篤三郎の記述と天保10年の唐訳司会の時の記録を比較してみると、発音の練習から業務知識の学習へ、更に中国の古典や小説の読解まで、変更が見られない。

唐通事子弟が中国語を勉強する様子については、明治・昭和時代の中国語学者である井上翠（号松濤）の回想録『松濤自述』に見える。以下、それに該当する箇所を抜粋して考察していきたい。

父の妹の娘二人が長崎の通事の家に嫁いであり、その人が時々父を訪れて支那のことを話題に上せす。（中略）二人の姪の主人というのは、一人は吉島俊明、他の一人は中山繁松という人であります。

（中山繁松）が姓を馬繁松と名乗り、北京語を学習した時、自ら筆写した「雜字話」という写本が、わたしの手もとにあります。半紙四つ折の帳面に種々な二字句、三字句を細密に記入し、一つ一つ訳語もつけてあります。多分、通事の家に傳えて來たもので、當時としては虎の子のように愛用したものと思います。話がちょっと枝葉に入りますが、昔の人が支那語を学習するには、非常に苦心をしたのであります。長崎の通事などは毎年冬になると、北風の吹きすさぶ磯辺に出て、寒稽古をしたものであります。（中略）明治初年の支那語の教科書として『漢語跬歩』、『瓊浦佳話』などでありまして、学力の進んだ者には「紅樓夢」などを読ませたものであります。⁽²⁶⁾

井上の親戚である吉島俊明と中山繁松は長崎唐通事家の出、安政年間に生まれ、2人とも長崎奉行時代の唐通事集団に入っていたなかった。中山繁松という名前が「長崎府職員録」⁽²⁷⁾の通弁稽古欄に載っていることより、幕末期に、この2名は唐通事の候補者であったと見なしてもよからうと思われる。

中山繁松の唐話練習歴を見ると、唐通事の編纂したものが代々伝わってきて、唐通事家の子弟によって各自書き写されてたことや唐話稽古が容易なことではないことがわかる。「寒稽古」について、明治35年に井上が外国語学校清語科別科に入学した後、彼に発音を教授した日本人の吳泰寿先生が「わたしたちは幼少のころから支那語をやらされ、海岸に出て支那語の寒稽古をしたものだ」⁽²⁸⁾と教室で話したという逸話からも、信憑性の高い唐話の練習方法の一つだと考えられる。

しかし、真面目に練習しても一人前の大通事になれない人が少なくなかった。唐通事の中級段階のテキストに当たる『瓊浦佳話』⁽²⁹⁾に長崎唐大通事の業務能力評価基準が書かれている。そのポイントを以下にまとめる。

まず、中国語能力について、「譬如學話、要是自從年紀七八歲上起、漸漸教成、天天操練、聲音清亮、字音明白、平上去入的四聲、開口呼、撮口呼、都要分得清楚」（例えば中国語を学ぶことについて、七、八歳から毎日練習し、平上去入の四声、開口呼、撮口呼を大きい声ではっきりと発音しないといけない）、「講唐話、寫唐字、賦詩作文、這是第一本等的」（中国語を話す・書くこと、詩や文章を作成することが基本的な能力である）、「曉得各省的鄉談土語」（各省の方言を操る能力を持たなければいけない）、というような規定があった。

次に、唐話だけではなく、「譬如寫寫字、打算盤」（そろばんでの掛け算割り算など）、「生意上的酸甜苦辣」（商売上での様々な交渉経験）、「詳知唐山、山怎樣、水怎樣、唐人怎生是苦楚、如何是快活」（中国に関すること、中国人の日常生活のことや様々な感情に詳しい）など、貿易業務に関する才能全般を身につけるべきことを述べている。一言でいえば、「文武兼全、有胆量有俠氣、臨事敢作敢為、玲瓏透一般聰明」（才徳兼備、文武両道に秀でた勇気も侠氣も持っている、しかも敢為の気性に富む聰明な人）が求められる。

江戸時代後期に、唐通事集団は満州語習得の命令を受け、『翻訳満語纂編』などを編纂した。さらに、安政5年（1858）鄭幹輔は率先して、唐通事は中国語だけでは駄目で、英語を兼修すべしと、長崎奉行に建白し、奉行も許した。安政6年1月に鄭幹輔、何礼之ほか4名はアメリカ船に赴き、米人の宣教師について英語を学び始めた。すなわち、中国語のほか、満州語と英語も仕事の言葉の範囲に入ったわけである。その際に、唐通事集団がどうやって新技能を勉強したのか、については、別稿を期したい。

おわりに

本章では唐通事集団そのものをめぐって考察した。唐通事集団の成立過程、職制と階層、業務分掌、役職交代と規模の変遷の5つの方面に分けて、唐通事集団の様相を明らかにした。その結果、19世紀に入って、唐通事集団の中で、多くの変化が起つたことがわかった。

また、唐通事集団の後継者の育成について、享保元年の唐話会と天保10年の唐訳司会を取り上げて、唐通事の勉強会の変遷や開催状況を解説した。また、唐船入港で勉強会の休会が多かったため、唐通事の自伝を使って補足し、ほかの言語習得ルートを分析した。その結果、唐通事集団内の唐話教育は複数の先生について商務実務を中心としたものであったと推測した。また、唐通事が使用したテキストと唐話練習方法を説明し、唐通事が編纂したテキストが明治期まで使われたことを明らかにした。

注：

(1) 中村質「長崎奉行所関係文書について」、長崎県教育委員会、『長崎奉行所関係文書調査報告書』、1997年、5頁。

(2) 長崎県史編集委員会編『長崎県史对外交渉編』、吉川弘文館、1986年、390頁。

第五章第二節「行政組織」参照。

(3) 前掲『長崎県史对外交渉編』第五章第二節「行政組織」392頁参照。

(4) 前掲『長崎県史对外交渉編』、389頁。

(5) 篠先好紀『長崎地役人総覧』、長崎文献社、2012年、25頁。

(6) 中村質「近世の日本華僑」、福岡エヌスコ協会編『外来文化と九州』、平凡社、1973年

(7) 林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』、雄山閣、1986年

(8) 『通航一覧』卷147、国書刊行会、1912年、168頁。

(9) 須川君平『訳司統譜』長崎県史編纂委員会『長崎県史史料編 第四』吉川弘文館、1968年、592頁。

(10) 東京大学史料編纂所『唐通事会所日録』、東京大学出版会、1955-1968年

(11) 金井俊行『長崎年表』第1、以文会社、1888年、76頁。

(12) 前掲金井俊行『長崎年表』第2、28頁。

(13) 前掲金井俊行『長崎年表』第2、6頁。

(14) 大庭脩「解題」、関西大学東西学術研究所資料集刊『享保時代の日中関係資料 一』、関西大学、1986年、369頁。

(15) 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史 第2巻（近世編）』2012年、529～530頁。

(16) 前掲金井俊行『長崎年表』

(17) 宮田安『唐通事家系論考』、長崎文献社、1979年、418頁。

(18) 篠崎東海著、東海平維章編『朝野雜記』（国立国会図書館、請求記号：214-133 YD-古-6640）

(19) 古典研究会編輯『訳家必備』（唐話辞書類集第二十、古典研究会、1976年）

(20) 前掲金井『長崎年表』

(21) 前掲金井『長崎年表』

(22) 薮田貫・若木太一編『長崎聖堂祭酒日記』、関西大学、2010年

(23) 武藤長平『鎮西に於ける支那語学研究』、『西南文運史論文』、岡書院、1926年

(24) 盧高朗著『盧高朗自叙伝』（長崎歴史文化博物館渡辺文庫所蔵、オリジナル番号：へ13 487）

(25) 長崎市小学校職員会編『郷土先賢列伝』、長崎市小学校職員会、1916年

(26) 『松濤自述』（六角恒廣編『中国語教本類集成 第十集 第三卷』不二出版、1998年）所収

- (27) 早稲田大学図書館所蔵、請求記号：イ 14 A0661
- (28) 前掲『松濤自述』
- (29) 何良英旧蔵『瓊浦佳話』（早稲田大学図書館古典籍総合データベース所蔵）

表1 『和漢寄文』に所収の長崎唐通事関係資料一覧

日付	タイトル	作成者	和解者	出典
正徳6年2月	さぐりの義仲東船主共商書	七歳の船頭源登等	彭城藤次右衛門、河間八平次	
正徳6年2月	廣東船頭李紹士音上之書付	廣東船頭李紹士	風説定役 須川四郎左衛門 目付 彭城藤次右衛門 同 西村作平次 大小通事	
享保2年3月	新加拾貰之唐人共謝状等	廣東船頭與喜城等十人	風説定役 須川四郎左衛門 目付 彭城藤次右衛門 同 西村作平次 大小通事	卷一 下
享保3年10月11日	諸船主共謝表之書	各港船主貢賀等	風説定役 須川四郎左衛門 目付 彭城藤次右衛門 同 西村作平次 大小通事	
延宝8年7月	還還船主中口書付	船主藏持官 財助林六娘	唐通事 會同譯之	
延宝8年7月	還還人印口之書付	財助李紹加清文長	唐通事 會同譯之	
元禄元年	安南國王之書		唐通事 會同譯之	
元禄15年	唐僧詔持之義仲佐茂樂山唐留江達持書給付	性安	唐通事年番	
宝永6年5月	唐僧別岸二付願書	頌善寺僧大衛	唐通事年番	
宝永6年5月	唐僧別光口書	唐僧別光	唐通事年番	
正徳元年7月	五十八番陸貴音之義印尋俟答之書付	在船船主42人	唐通事年番	
正徳3年6月	日本人を載米供船主口書	廣東船主吳文彩、李紹士	唐通事 會同譯之	
享保6年	台灣米一貫麥夷		唐通事彭城藤次左衛門	
	聖廟祭禮樂器樂器之書付	三十四番船丘永泰	唐通事年番	
享保8年3月15日	卯一番船主添紹文財助歌可口書	南京船主潘紹文 財助陳獻可	風説定役 須川四郎左衛門 目付 西村作平次 同 游龍威慶 大小通事	
	謝恩啓	占波船主伊敬心、東京船吳子明	唐通事 彭城藤次右衛門	
	謝恩啓	医生朱來章	唐通事 彭城藤次右衛門	
享保10年8月	謝恩罪之恩文	公子玉、潘社水、楊東	唐通事 彭城藤次右衛門	
	謝恩啓	朱銀章	唐通事 官三十郎	
享保10年10月	(享保10年廣東船主荷物預便願)	廣東船主郭亨統	小通事 彭城藤次左衛門	
享保10年11月	請開恩賜信牌文	朱銀章	彭城藤次右衛門	
享保10年11月	明朝以前之名畫高持遠候能賣賛矣請之書付等	南京船主費貴矣	大通事 彭城藤次右衛門	
享保10年12月	寄送物品替之願申出候書付	南京船主費貴矣等17人	大通事 須川藤四郎 彭城藤左衛門	
	肥後向二答文	周岐來	大通事 柳原治左衛門	
享保11年1月	残荷物充拂候繼御免拔下度願書等	南京船主費貴矣、陳捨三等9人	大通事 官海三十郎 仁木幸三郎	
享保12年1月	唐第二面遊女卒死口上之書	三十四番船水手許捷輝	小通事 須川彌太	
	問二答る書之等	朱子章	大通事 官海三十郎	

日付	タイトル	作成者	和解者	出典
享保11年1月	薦紙御奉之答		御用然リ大通事彭城藤次右衛門	
享保11年2月	朱銀章廣東港門信牌願之書付	朱銀章	大通事彭城藤次右衛門	
享保11年2月	諸浦之船主共為北渡人請信牌願書	南京船主費貴矣、陳捨三等22人		
享保11年2月	なし	二十八番南京船客鄭永祥		
享保11年2月	なし	十四番南京船財助朱遂城	大小通事会同譯之	
享保11年2月	なし	二十三番南京船財助朱孔容		
享保11年2月	なし	二十五番南京船財助孫頤略		
享保11年2月	なし	十五番広南船客何爾權		
享保11年2月	信牌之義付答出候註文	十五番広南船客何爾權等3人	小通事二木幸三郎	
享保11年2月	寄送物之願書	南京船主費貴矣、陳捨三等4人	年齋通事官海三十郎 二木幸三郎	
	船中より水を乞書付	十九船主陳伯威	學通事 陽市郎兵衛	
	船中より差贈候書付等	三十番船主	學通事 顯川文之助	
	長崎三ヶ寺之府僧より貢樂山江返輪之等	銀壇 銀鑑 吳母住持淨印 福秀 止鑑	年齋唐通事	
享保11年5月	宿砂之使御尋ニ付書答申上候書付	草波船主尹心宣、財助添飛文 南京船主何爾壽	御用懸り大通事彭城藤治右衛門	
享保11年5月	御用唐大之號音傳道統ニ付請書	草波船財助添飛文	御用懸り大通事彭城藤治右衛門	
享保11年7月	灘浦唐船より米船井網認乞書付	交留船船主大威	河間八平次	
	幼科折衷序	周岐來	唐通事柳原治左衛門	
享保11年8月	唐大之義意而申候詔御請書	南京船主施翼寧	御用掛大通事彭城藤治右衛門	
享保11年8月19日	唐和換中ニ泥日本人を召請候書付	十八番船主	西村作平次、官海三十郎、二木幸三郎	
享保11年8月	御用來基苗特號可申由ニ付信將致下候御請書	七番南京船主丁益謙 八番南京船主施翼寧	彭城藤治右衛門	
享保11年9月	恭烏特法 恭白特法 斯モ植内法		游龍順内 官海三十郎 清川水左衛門	
享保11年10月	唐和打拂之候ニ付請便之唐船主願書	船主25人	大小通事会同	
享保11年11月	孫輔齋信牌願之書付		柳原治左衛門	
享保11年11月	朱銀章御請之馬醫招邀不申御斷之書付	朱銀章	彭城藤次右衛門	
享保11年12月	象引渡候體二付申上候書付	三十八番南京船主吳子明	彭城藤次右衛門	
享保12年1月	米穀品付之機申出候書付	四十二番廣東船主費元佐	彭城藤次右衛門	
	唐船江游付候日本人を召捕差出候唐船主江御座美絞下候御請書	十八番台湾船主周元輪	彭城藤次右衛門	

表2 唐通事頭取就任者一覧

名前	在任期間	就任時年齢	前職
林梅卿	1782. 6. 24～1794. 8. 21 (死去)	56	大通事 (1775年に越居)
平野善次右衛門 (諱祐英)	1809. 9. 6～1823. 1. 19 (死去)	66	直組定立合通事兼目附
柳屋治左衛門	1838. 7. 23～1842. 1. 18 (死去)	73	直組定立合通事兼目附
額川四郎八 (諱雅之)	1857. 6. 14～1858. 8. 8 (死去)	64	唐通事諸立合兼目附

表3 唐通事諸立合就任者一覧

名前	在任期間	前職	備考
官梅三十郎 (諱盛家)	1736. 10. 23～1743. 5. 23 (病死)	大通事	
林幸三郎	1743. 7. 15～1747. 1. 9 (病死)	大通事	
林三郎太	1747. 1. 11～1751. 8. 18 (越居)	大通事	
神代太十郎	1811. 2. 7～1826. 12. 10 (御免)	大通事	
額川四郎太 (諱延年)	1811. 2. 7～1820. 5. 27 (病死)	大通事	1820年5月15日に亡くなった。
神代四郎右衛門	1820. 5. 27～1830. 2. 5 (御免)	大通事	1833年1月23日に死去
西村俊三郎	1841. 4. 25～1846 (落獄)	大通事兼目附	高島秋帆疑惑事件で連座
額川四郎八 (諱雅之)	1847. 1. 23～1857. 6. 14 (昇格)	大通事兼目附	唐通事頭取に昇格
平野繁十郎 (諱祐長)	1847. 7. 12～1858. 1. 29 (御免)	大通事	1860年10月2日に死去
額川豊十郎	1858. 4. 11～1867	大通事過人	1870年8月26日に死去

表4 御用通事就任者一覧

名前	在任期間	前職	備考
彭城藤治右衛門	1725. 8. 23～1731. 10. 28 (越居)	大通事	
官梅三十郎 (諱盛家)	1733. 11. 13～1736 (昇格)	大通事	唐通事諸立合に昇格
林幸三郎	1736. 9. 4～1743 (昇格)	大通事	唐通事諸立合に昇格
林三郎太	1743. 7. 15～1747 (昇格)	大通事	唐通事諸立合に昇格
官梅三十郎 (諱盛家)	1747. 1. 11～1751. 9. 13	大通事	大通事兼任 1756年11月7日に目附に任命 1759年10月3日に退職

表5 鳴説定役就任者一覧

名前	在任期間	前職	備考
林道榮	1699. 8. 27～1708. 10. 23 (病死)	大通事	
陽市郎兵衛	1708. 10. 29～1714. 7. 2 (病死)	目附	昇格ルートは稽古通事→小通事→目附
額川四郎左兵衛	1714. 7. 18～1723. 8. 8 (病死)	大通事格	
彭城藤治右衛門	1723. 8. 18～1725. 8. 23 (昇格)	大通事	初代御用通事に昇格
柳屋治郎左衛門	1725. 8. 23～1742. 4. 21 (病死)	大通事	
平野繁十郎 (諱祐章)	1742. 6. 13～1749. 1. 13 (死去)	小通事	

表6 大通事役の交代

A組				B組			
名前	在任期間	家系	在任年数	名前	在任期間	家系	在任年数
鴻六	1603-1605	平野	2	馬田昌入	1604-1640		
林長右衛門	1605-1641	林	36	深見久兵衛	1643-1659 ○		16
林仁兵衛	1641-1662 ○	林楚玉	21	彭城仁左衛門	1659-1695 ○	一水本家	36
陽惣右衛門	1662-1675	陽	13	彭城仁右衛門	1695-1714 ○	一水本家	19
額川藤左衛門	1675-1695 ↑	沖一	20	神代四郎八	1714-1726 ↑	神代本家	12
彭城久兵衛	1695-1703 ○	一水本家	8	彭城倫左衛門	1726-1747 ○	一水本家	21
彭城藤治衛門	1703-1723 ↑	堤臺本家	20	彭城三左衛門	1747-1751 ○	一水本家	4
河間八平次	1723-1731	河間	8	彭城久兵衛	1751-1760 ○	彭城	9
林幸三郎	1731-1736 ↑	林楚玉	5	平野善次右衛門	1760-1780 ○	平野	20
官梅三十郎	1743-1747 ↑	公琰分家2	4	高尾嘉左衛門	1780-1791 ↑ (兼任)	高尾本家	11
林市兵衛	1758-1775 ○	公琰本家	17	彭城清八郎	1796-1809 ↑ (兼任)	一水分家3	13
林百十郎	1775-1779 ↑	林		吉島左十郎	1814-1825 ○	吉島	11

C組				D組			
名前	在任期間	家系	在任年数	名前	在任期間	家系	在任年数
中山太郎兵衛	?-1641	中山		額川獨健	1632-1648 ○	陳九官	16
額川藤左衛門	1641-1674 ○	陳	33	額川官兵衛	1648-1651	陳九官	3
林道榮	1675-1697 ↑	林公琰本家	22	額川獨健	1651-1661 ○	陳九官	10
二木三郎兵衛	1697-1704	林公琰本家	7	柳屋次左衛門	1661-1693 ○ (2年後目附↑)	柳屋本家	32
額川藤七	1704-1713	沖一分家1	9	二木仁兵衛	1693-1700 ↑	林楚玉	7
柳屋治郎左衛門	1713-1725 ↑	柳屋本家	12	二木仁兵衛	1700-1716	林楚玉	16
額川藤四郎	1725-1733	沖一分家1	8	官梅三十郎	1717-1733 ↑ (兼任)	公琰分家2	16
額川彌藤太	1733-1742 ○	陳九官家	9	林三郎太	1736-1743 ↑ (兼任)	公琰本家	7
陽市郎兵衛	1742-1751 ○	陽	9	額川四郎太	1747-1774	沖一分家	27
河間八平次	1751-1782 ○	河間	31	彭城久兵衛	1754-1760 ○	堤臺分家	6
額川藤左衛門	1782-1787 ○	沖一本家	5				
平野善次右衛門	1787-1805 ↑ (兼任)	平野	18				

*死去
○退職
↑昇職

表7 19世紀における唐通事大通事役の就任者

清河栄左衛門	1785.5-1803.7 ○
河副作十郎	1791.3-1803.8 ○
神代太十郎	1803.8-
額川四郎太	1803-1811
彭城太郎兵衛	1805.6-
彭城昌十郎	1809.9-
高尾兵右衛門	1810?-1829 *
神代四郎右衛門	1812.5-1820
清河源十郎	1825.8-
西村俊三郎	1828.12-
額川四郎八	1836.3-1847.1 ↑
神代徳次郎	1841.4-
鄭幹輔	1857.7-1860○
額川潤助	1858.12-1861.6 ○
額川藤左衛門	1858.3-1860 ○
何隣三	1860.7-1867
李平三	1860.12-1867

*死去
○退職
↑昇職

表8 小通事役の交代

A組		B組		C組	
名前	在任期間	名前	在任期間	名前	在任期間
柳屋次左衛門	1658.6-1661.9	彭城仁左衛門	1658.6-1659.10	陽惣右衛門	1658.6-1662.10
東海徳左衛門	1661.9-1699.8	林道栄	1663.10-1674.2	林仁兵衛	1662.10-1693
陽市郎兵衛	1699.8-1705.11	下田弥三右衛門 △	1674.2-1676	林三郎兵衛	1693-1697
官梅三十郎	1705.11-1717.8	彭城久兵衛	1676.4-1695.12	西村七郎兵衛	1697-1705.11
彭城八右衛門	1717.8-1721.3	額川藤七	1695.12-1704.3	柳屋治兵衛	1705.11-1713.4
額川茂藤太	1721.3-1733.6	黄安右衛門 *	1704.3-1708.8	額川藤四郎	1713.閏5-1725.8
林三郎太	1733.6-1736.9	神代四郎八	1708.8-1714.10	彭城善五郎 *	1725.8-1733.9
官梅文九郎	1736.9-1743.7	彭城倫左衛門	1714.10-1726.10	額川四郎太	1733.11-1747.1
林仁兵衛 ○	1743.7-1757.7	平野繁十郎	1726.11-1742.6	林市兵衛	1747.1-1758.11
何幸次右衛門 *	1757.8-1765.9	河間幸太郎	1742.6-1751.6	官梅繁右衛門 *	1758.11-1764.閏12
慶庄市郎	1766.3-1777.6	蔡擁藏	1751.6-1764.9	彭城太兵衛 *	1765.9-1775.12
官梅三郎左衛門 ○	1777.6-1788.11	平野善次右衛門	1754.9-1760.10	清河基兵衛	1775.閏12-1785.5
		彭城久兵衛	1760.10-1774.7	太田由右衛門 ○	1785.5-1797.7
		額川伊吉郎	1774.7-1782.7	石崎次郎左衛門 *	1797.閏7.23-1807.11
		河間八十郎	1782.7-1802.3		

E組		D組	
名前	在任期間	名前	在任期間
西村七兵衛 *	1672.5-1693	何仁右衛門 ○	1658.8-1668.9
二木金右衛門	1693.10-1700.12	額川藤右衛門	1669.9-1675.6
西村作平次	1705-1709.3	陽惣右衛門 *	1675.6-1689
高尾甚八	1709.3-1727.6	彭城護右衛門	1689-1703.11
神代十四郎	1727.6-1742.6	彭成節右衛門	1703.11-1708.11
彭城恵三右衛門	1742.6-1745.7	河間八平次	1708.11-1723.8
彭城久兵衛 *	1745.7-1751.6	二木幸三郎	1723.8-1731.10
神代太郎左衛門	1753.9-1768.9	陽市郎兵衛	1731.10-1742.6
額川嘉兵衛 *	1773.12-1780.9	額川弥市郎 *	1742.9-1743.5
彭城清八郎	1780.10-1796.10	處傳次郎 *	1743.7-1755.5
神代太十郎	1796.10-1803.8	高尾嘉左衛門	1755.9-1759.10
高尾猪之助	1803.8-1810年代	東海儀兵衛 *	1759.10-1768.8
		高尾嘉左衛門	1768.9-1780.7
		平野平兵衛	1780.7-1785.5
		河副作十郎	1785.5-1791.3
		彭城太郎兵衛	1791.3-1805.6

『訖司統譜』により作成。
小通事職から離れた原因是概ね下記の4種類に分けられる。
*死去
○退職
無記号は昇職
△不明

表9 19世紀における唐通事小通事役の就任者

名前	在任期間	名前	在任期間
西村金兵衛 *	1802.4-1812.9	王傳十郎 *	1829.9-1834.7
彭城莊十郎	1805.6-1809	中山太平次	1829.9-1844.1
額川又十郎 ↑	1807.11-1819.11	鉢鹿百太郎 ○	1835.4-1841.7
平野善次郎 *	1809.9-1817.12	額川茂藤太 ○	1835.4-1842.7
清河源十郎	1810.11-1822.9	彭城楨助	1835.6-1849.12
柳屋新兵衛	1811.閏2-1824.12	林正太郎 *△	1835.6-1842.4降
額川仁十郎	1814.5-1818.9		1846.1-1855.3死去
東海安兵衛	1817.12-1825.8	游龍彦十郎 ↑	1835.8-1847.1
彭城太次兵衛	1817.12-1825.8	額川元二郎 ↑	1836.3-1856.4
彭城節右衛門	1819.2-1826.3	鄭來助(幹輔) ↑	1844.11-1851.12
高尾藤九郎 ↑	1819.11-1826.12	彭城倫十郎 ○	1844.11-1848.12
額川豊十郎重明	1820.5-1836.8	額川蔭三郎	1847.1-1857.3
神代重五郎 ↑	1821.1-1847.8	柳屋八十八〇	1847.7-1860
神代利十郎 △	1822.9-1830.2	何謙三 ↑	1850.12-1858.12
盧增右衛門 *	1822.11-1830.8	神代今次郎 *	1850.12-1851.5
何平次右衛門 ↑	1824.12-1838.7	額川君平雅純 ↑	1850.12-1861.7
平野繁十郎祐長 ↑	1825.8-1836.3	李平三 ↑	1856.3-1860.7
額川源三郎	1827.閏6-1835.4	周恒十郎	1857.3-
額川四郎八	1827.閏6-1835.4	東海哲二郎	1860.7-
石崎次郎左衛門 ↑	1827.閏6-1846.5	石崎次郎太	1860.12-
吳藤次郎 ↑	1828.12-1846.12	與頃三郎	1861.7-

*死去
△降職
○退職
↑昇職

表 10 長崎唐通事集団の総人数推移表

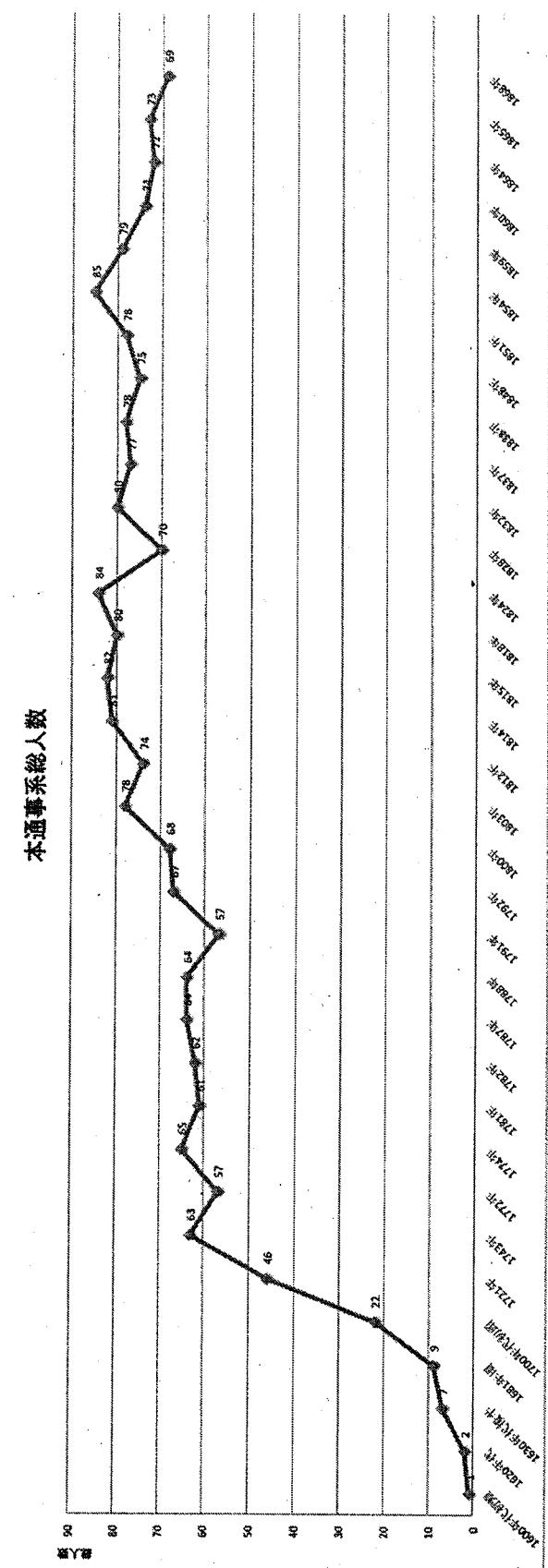
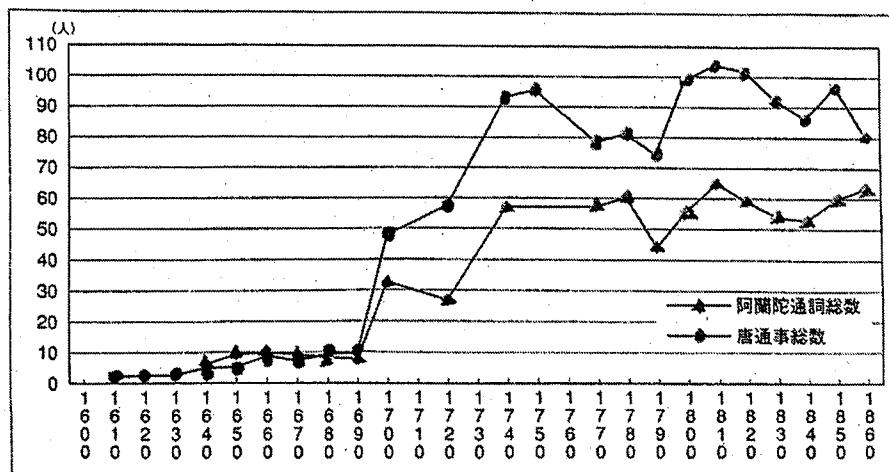


表11 阿蘭陀通詞・唐通事人員総数比較表（1600～1860年代）（出典：『新長崎市史』529頁）



第2章 長崎唐通事集団の家系

はじめに

明清の王朝交代期に、戦乱を避けるため、または清の中国支配に反対するため、大勢の人々が海外に亡命した。その中で、日本に東渡して、長崎に移住した明人が数多くいた。「有劉鳳岐者、言自三六年至長崎島、明商不上二十人。今不及十年、且二三千人矣」⁽¹⁾。劉鳳岐は唐通事彭城家の始祖であり、明朝万暦36年、すなわち日本の慶長13(1608)年に来日した。その時、長崎の明商の人数が20人に満たなかったが、10年足らずで、2000~3000人に急増した。これは当時の長崎の人口全体の約10分の1強にあたるという。

寛文末まで、相当の規模を有する「來崎流寓ノ明士」は「逐漸訳司ト為レル者、百家ヨリ下ラズ」⁽²⁾。来日した中国人の中で、通訳・翻訳をするのは100家を超えた。さらに、「世家大族之有宗譜二百七十年七十家」⁽³⁾があった。いわゆる「訳司七十家」である。この70家延べ1600余人の唐通事経験者の職歴が各職位別に、また年次順に『統譜』に列記されている。しかし、『統譜』では、彼らの昇進や退役の内容、また各家の相続などははっきりしない。

これについて、最初に唐通事の家系に関心を寄せるのは、管見の限りでは、長崎郷土史家渡辺庫輔⁽⁴⁾である。彼は『統譜』の記事を家別に列記し直し、『訳司彙伝』16冊を編成した。そのペン書きの未刊稿本が長崎歴史文化博物館渡辺文庫に保存されている。渡辺氏のこの労作によって、中山・彭城・穎川・神代・陳・吳・林その他、唐通事70家の各家の代々についての昇進状況が明らかになった。

その後、宮田安氏が『統譜』の他に、唐通事関係の由緒書、伝記、墓碑録、過去帳、唐通事会所日録など膨大な郷土史料を加えて、家筋ごとに、先祖、分家(別家)の創設、相続、家族構成、唐通事経験者の生没年、昇進または退役、在任中の出来事などを丁寧に整理した。1979年には、『唐通事家系論考』がその成果として長崎文献社によって刊行された。そこには唐通事計78家が収録されている。名門という表現は、同書で初めて使用されたと思われる。宮田氏は唐通事家筋別に再構成する作業を行う中で、大通事を輩出した2、3家を名門の中の名門と呼んでいる。

また、林陸朗は「長崎唐通事の職制と役株」⁽⁵⁾で、大通事・小通事の人数が多い家を有力通事家と呼んでいる。彼は統計作業を通じて、70余家の中で、2人以上の大通事を出した家筋が19家に過ぎない、しかも、彭城・穎川・林を姓する少数の家の寡占状況が見られる、と指摘した。また、林は最初に『明細分限帳』を利用して、1865年の長崎唐通事集団の在任者の家筋を整理した。その作業によって、林は慶応元年の時点で新しい名門の成立という傾向が顕著に読み取れるのであるが、これに対して、かつて大通事を多く輩出した古い名門は廃絶するか、もしくは下位に低迷しているのが目につく、と指摘した。

また、許海華「幕末明治期における長崎唐通事の史的研究」⁽⁶⁾も『分限帳』の記録を検討し、元治元（1864）年、慶応元（1865）年、慶応3（1867）年の唐通事名簿の整理作業を行って、幕末唐通事集団の内部で、新名門が成立したことは注目すべきである、と林氏の主張を支持している。その上で、許は唐通事の鄭氏と陳清官を祖とする額川氏が大通事の身分に上がった時期を分析して、安政年間にすでに新名門の成立の傾向が現れ始めていた、という結論を出した。

大通事を輩出した家を「名門」とした場合、それは時代につれて、どのように変化していったのだろうか。幕末期まで残っていた家筋がどのような特徴を有するのか、いわゆる「新名門」が初めて大通事のクラスに全面的に進出するのは安政期だったかどうか等、について、上記の研究成果を踏まえて、複数の史料を対照しながら、より史実に近い唐通事陣容を復元し、昇格の時期を含めてより広い視野から唐通事の「名門」と「新名門」を再検討する必要があると考えられる。

本章では、万延元（1860）年長崎唐通事集団の陣容の復元を行うとともに、唐通事集団全体を研究対象にして、江戸時代後期の長崎唐通事の家系の様子、およびその名門の実態を明らかにしたい。

第1節 名門の成立

大通事層に栄進した唐通事を多く出した家は「名門」に当たるというふうに設定しておきたい。第1章で述べたように、大通事層は大通事・同格・同過人・同助の他に、大通事から選任される目附役（同助を含まず）、直組定立合大通事、風説定役、御用通事、唐方諸立合、唐通事頭取を全て含んでいる。

江戸時代を通じて、大通事がでた家筋は人数の多い順に見ると、表13のとおりである。

大通事層に入ったものがいる家筋は決して多くない。表13に示したように、幕末までの260余年にわたって、32家⁽⁷⁾を数えるだけで、全体の半分にも達していない。トップに立つ額川氏は唐姓が陳、陳沖一を祖とする家筋である。その家の14人が大通事層に入っていることから、いわゆる名門の中での名門であると考えられる。2位の一水系彭城氏、3位の林・官梅氏も非常に影響力を持つ通事家である。

表13の32家の合計人数は106人であり、そのなか、整理番号から見れば、No.1からNo.6までの6家は53人を有し、総人数の半分を占めている。有力通事諸家による唐通事集団の上層ポストの寡占は明らかである。

では、なぜこのような状況になったのか。それについて、先祖の出身、分家の創設、破格の出世という3つの面から検討しておこう。

1、先祖の出身

唐通事家の先祖が日本に来る前に、どのような身分を持っていたのか、「崎陽隨筆」に唐通事の元々出

身について、下記のような記述がある。

その先明の宰相の服を持傳へたるものありと、その外様々の唐品を所持せる者有といふ⁽⁸⁾

すなわち、唐通事集団には、かつて明朝政府上級官吏層や富裕層に属するものがいたようである。唐通事名門の先祖の元々の身分を一々確定するのは難しいが、『論考』に見られる関連箇所を通じて考察してみる。

屈指の名門である穎川氏の開祖、陳沖一について、その家譜を要約すると、「福建省漳州府龍溪縣の人で、唐國に生まれ、彼地において大醫院に勤め、日本の鹿児島に渡って来て、医術を持って島津侯に仕え、隅屋藤九郎雅成の娘を娶って二男一女を生んだ。この長男が陳道隆（穎川藤左衛門のちに吉左衛門）である。」⁽⁹⁾となる。穎川氏家譜で確認できていないが、ここでの「大醫院」は「太醫院」の誤りだろうと思われる。「太醫院」は明王朝の中央医療行政組織である。太醫院に勤めるということから陳沖一は質の高い教育を受けた宫廷医官であったと推定できる。

また、表13のNO.9鳳岐系彭城氏の初祖劉鳳岐について、『論考』にはこう書いてある。

東明山興福寺知客寮彭城過去帖のなかの
開國勳運守正文臣資善大夫御中丞
大明軍師誠意伯諱基字伯溫劉公
兼弘文館學士亟旨誠意伯劉基
の第五世の子孫だとする。⁽¹⁰⁾

「劉基」について、『明史』卷128、列傳第16に「(洪武)三年授弘文館學士。十一月大封功臣、授基開國勳運守正文臣、資善大夫、上護軍、封誠意伯、祿貳佰四十石。」⁽¹¹⁾と記されている。

照らし合わせてみれば、「劉基」は同一人物であることが判明する。劉鳳岐は、朱元璋を補佐した、博学多才・上は天文下は地理を知り、伝説的な軍師と言われている劉基（字は伯溫）の子孫であることが読み取れる。

陳沖一と劉鳳岐の場合、良家の出で、教養のある人であったため、言語力の面においても、人間関係の面においても、一般の人より優れていた可能性がきわめて高い。

一方、最初の唐通事馮六が初代長崎奉行の小笠原一庵為宗によって任じられた原因について、『統譜』はこう記している。「我ガ官ニ從テ通訳スル明客ノ履歴ヲ点検シ、又土著士商ノ月旦ヲ採テ、其ノ品評ニ

據り、訳務上能ク内外ノ事情ニ練達シ、廉潔忠亮自ラ励ミ、恭寛信惠人ヲ待シ、以テ上下ノ心ヲ安ンズル其人ハ馮氏也トノ由」⁽¹²⁾。すなわち、人徳、能力が唐通事を選定するポイントであった。その結果、馮六の後に、陳冲一、劉鳳岐らが長崎奉行に重用され、唐通事集団の上位に立つことになったことは容易に理解できる。

2、分家の創設

家を出て、分家を立てるということが唐通事名門によく見られる。『統譜』によると、江戸時代に、唐通事集団では、12 家が分家を持っている。その中で、11 家は大通事を輩出した家で、表 13 の N0. 1～N0. 7、N0. 12、N0. 14、N0. 19、N0. 23 である。唯一の大通事層に上がったものがいない家は盧家で、4 人の小通事を出した。分家の数量的に一番多いのは N0. 2～N0. 4 の一水系彭城氏、公琰系林・官梅氏、神代氏である。この 3 家は本家のほか、それぞれ 4 つの分家がある。また、N0. 1 冲一系額川氏は 2 つ、ほかの 8 家はそれぞれ 1 つの分家を持っている。

分家を創設するきっかけは先代の功績や唐通事集団の最高位に在任する時の影響力である。表 13 の N0. 4 神代氏を例として考察する。

神代氏の先祖の唐姓は熊である。1 つの本家と 4 つの分家は 8 名の大通事を出した。神代氏本家初代の実子四郎八は家を継いだ後、稽古通事から大通事層の直組定立合まで栄進した。彼は 2 つの分家を立てた。また、本家初代の養子が分家を立てることも四郎八の影響を受けたと思われる。この神代氏のそほかの分家の 1 つの創設について、神代氏過去帳に簡略に記載されている。

慈峻院ニ實子一作アレドモ事故アリ相續サセズチ洞雲院ハ姪ナレドモ養子トナシ相續サス一作子ハ別ニ分家ヲ成シ⁽¹³⁾

慈峻院は神代太郎左衛門で、神代氏の 1 つの分家に所属する。その分家の初代は本家初代四郎左衛門の養子で、太郎左衛門は 3 代目である。2 代までの最高位は稽古通事見習であることに対して、太郎左衛門は大通事助まで栄進した。彼は実子一作を持っているが、事故のため、相続させず、妹の子である神代文蔵を養子として家を継がせた。一作は別の分家を立てた。太郎左衛門が大通事助になった後、客観的な原因で分家を立てることにしたが、有力通事家が分家創設をする際の一端がうかがえる。

また、上の例から分家の創設者にその本家と直接血の繋がる実子のほか、養子いたことがわかる。しかし、時には表向きは名跡相続や養子相続、裏で禁止される役株譲渡しが隠れているケースもある。『統譜』の編纂者である君平は自筆の由緒書の中にその家の一つの分家の経緯を記した。

總テ長崎ノ地役人ナルモノハ其職ヲ世々ニスレド都合ヲ以テ他ニ譲与シ其家名ヲ継承セシムルモノアリ。我太藏君ハ額川吉次郎氏ノ役株ヲ譲受ケ相續セシモノノ如シ。故ニ此ヨリ以上ハ系統上ニハ何等関係ナキモノナリ。之ヲ記シテ以テ後昆ニ示ス。⁽¹⁴⁾

沖一系額川氏本家2代の養子藤七が分家（葉姓の額川氏）を立てた。その分家の5代四郎太の次男太藏が家を出て、養父吉次郎の役株を譲り受けて、葉姓の額川氏の分家を創設した。

このように、有力通事家には分家を立てる力があった。また、分家の創設は唐通事家の出世する人数に大きな影響を与えた。分家のある家には大通事の人数が多いというのは当然であろう。

3、破格の出世

大通事の子孫や後継者には、幼くして役についていた事例や異例に早く栄進した事例が常に見られる。一水系彭城家の例を紹介する。

その家の本家2代仁右衛門が晩年、武岡三右衛門を養子とし、家職を継がせた。『唐通事会所日録』にその様子が出ている。

（元禄5年）

- 一 十二月廿二日、西古劉公・葉公御呼被成候付、罷出候処ニ、勘兵衛殿・喜平次殿御両人ニ而被仰渡候ハ、劉公ニ武岡三右衛門、葉公ニ周清左衛門、養子之願之儀、尤ニ被思召候、成ほと可然儀ニ候、弥其通ニ仕、隨分仕入等仕候而励せ申様にと被仰渡候、
- 一 同晦日、彭城仁左衛門養子武岡三右衛門事、名代り彭城継右衛門、額川藤左衛門養子周清左衛門事、額川藤七郎と名代り、則切紙ニ而、歳暮御札之序ニ御両所へ差上ケ候、

（元禄6年正月）

- 一 十三日、七ツ時分ニ立山古劉公・葉公ニ、養子貳人共ニ召連罷出候様ニと申来候ニ付、早速四人罷出申候処ニ、則御両殿様御寄合之上ニ而、勘兵衛殿御出、被仰渡候ハ、則御寄合之上ニ而御意被成候ハ、今度兩人之養子稽古役被仰付候、隨分励せ申様にと被仰渡候⁽¹⁵⁾

元禄5（1692）年12月22日、武岡三右衛門の養子願が許され、彭城家に入って、同月30日に改名した。

翌年の1月13日、稽古通事に任命された。

元禄8（1695）年9月19日、仁右衛門は重態に陥り、辞職の願いは許可され、「継右衛門儀、仁右衛門

数年相勤たる者之跡ニ而有之に付、則仁右衛門跡役大通事ニ被仰付候」⁽¹⁶⁾と、彭城継右衛門を仁右衛門の跡役として大通事に任じる。すなわち、彭城継右衛門は稽古通事からわずか3年間直接大通事にまで進んだ。

一般の昇進ルートは稽古通事から小通事層の各職位を経て、大通事層に上がるということである。しかし、大通事が出た家の破格の出世は少なくない、彭城継右衛門はその一例にすぎない。

第2節 「新名門」の見方

1、1860年の長崎唐通事集団

江戸時代後期における「訳司九家」の分布や名門の動向を考察する前に、表14の1860年長崎唐通事集団陣容一覧表に沿って、唐通事集団の基本状況を検討しておきたい。

表14の作成に使用した主な資料は下記の通りである。

『論考』、越中哲也編『慶應元年明細分限帳』、『統譜』、『長崎県人物傳』、『通航一覧』、長崎県立長崎図書館森文庫『分限帳』、『諸役人分限帳慶応三年改薬師寺』、『天保と万延元年唐通事受用銀差引書付』⁽¹⁷⁾

表14から1860年の時点での唐通事集団の基本状況について読み取った要点は以下のようになる。

①表2から直組定立合役の2人はそれぞれ目附、同助を兼任しているため、唐通事集団が14職75人を有していたことがわかる。しかし、穎川潤助と穎川藤左衛門2名はそれぞれ前年の1859年の9月7日、同年8月3日に亡くなっている。このように死去しても表向きでは生きているとして扱うことは長崎唐通事集団においてはまれではない。特に訳司九家を輩出した唐通事家にはこのような例が多い。この現象は各家または役職の相続者の選出の関係だろうと思われる。こうして、大通事役に名前だけが残っているものが2人いたため、本通事系実際の総人数は73名となった。

②その73人の家筋を整理すると、表15のごとくである。『論考』に収録される78家の中で、53家が残っている。表15のNo.53と54、岩永、森田の2家がこれまで代々唐通事集団の稽古通事層で止まり、小通事末席にのぼったこともまれである。幕末期になつても、その2家の唐通事集団での地位が変わらない。

③その14職には、唐通事目附助、大通事過人、小通事格・同過人・同助格・同助過人の6つのポストが19世紀に入ってから新しく置かれた。長崎唐通事集団は江戸時代後期に至つても、職制の分化が行われていることがわかる。

④その年の訳司九家について、総人数は従来の通りであるが、組み合わせが変わって、大通事・小通事はそれぞれ5・4人となった。訳司九家の在任者は表16に示されている。『訳司統譜』によれば、表16「表向き」欄の5名はその時点での大通事である。先に述べたように、穎川潤助と穎川藤左衛門2名が

すでに死去し、大通事役に名前だけが残っている。こうして、訳司九家は大通事・同過人（游龍彦十郎と中山太平次）・小通事からなり、人数の方がそれぞれ3人・2人・4人となっている。

⑤稽古通事層や小通事末席の人数が多い。合計42名で、過半数を超えた。

⑥上下関係は基本的に年齢順である。唐通事の子弟は7~8歳から中国語を勉強し始め、15~16歳になって、稽古通事として唐人屋敷に入って勤務開始という流れが一般的である。表14の年齢欄を見ると、稽古通事層（稽古通事・同見習）は10代、小通事層（小通事・同過人・同助・同助過人・同並・同末席）は20代~40代前半、大通事層（トップに立つ唐方諸立合から大通事過人まで）は40代以上となる。

⑦継続関係について、表14の相続関係欄のように、一般的には父子相伝、養子（女婿）・兄弟相続・名跡相続のケースも見られる。親子が並んで在任しているのは約10家がある。

⑧役料について、大通事層は5人扶持・受用銀12貫目程度、小通事層では、小通事は3人扶持・受用銀300~500貫目、その以下は200~300貫目程度と見える。親子同時在任の場合、無給稽古通事がいる。『統譜』や『論考』によって確認できないものは空欄にしているが、『天保と万延元年唐通事受用銀差引書付』に基づき、整理したもの（表17）を対照してみると、職位ごとに人数が一致していないところがある。それはその資料の作成時間と関係あると考えられる。大通事層と小通事層のそれぞれの人数が大体あつていることに対して、表14稽古通事層27名には受用銀をもらったのは19人しかない。すなわち、稽古通事層の3割は無給である。

⑨1860年に、人事異動が5回あり、決まった日ではないようである。

2. いわゆる新名門

1860年の唐通事集団の小通事以上の在任者の家筋を整理すると、表18となる。すなわち、その時点で、大通事層の唐方諸立合、直組定立合、目附、大通事、同過人、と小通事の6職12人の中で、沖一系頬川家から来たものが分家を含めて2人（頬川左衛門が亡くなったため）いる。そのほか、10家が数えられる。薛、鄭、李、吳の4家はこれまで大通事層に一度も入ったことないものの、その時に薛真右衛門、鄭幹輔、李平三、吳泰藏の4名が唐通事集団の高位に上がった。

この4名のうち、李平三、吳泰藏2人の出仕の裏には名門との婚姻が見られる。

李平三是石崎次郎左衛門の妹を妻とした。石崎次郎左衛門（1792~1847）は柳屋氏分家の3代目、大通事過人まで上った人である。1860年の時点では在任中の次郎太（分家4代）を含めて、柳屋家は大通事5人、小通事2人を出したため、唐通事集団の内部で、非常に影響力を有する家の一つであった。李平三是天保3（1832）年23歳の時、養子として李家を継いで、内通事小頭を務めた。天保6（1835）年に稽古通事に任命されて、唐通事集団に入った。その後、小通事末席、小通事助、小通事過人を経て、安政3

(1856) 年 47 歳の時に小通事に上がった。さらに、4 年後の安政 7 (1860) 年に大通事層に昇進した。彼は基本的に唐通事集団の昇格ルートに従って、高位まで次第に近づいていったが、低い家格の出身にもかかわらず、大通事になったのは、やはり妻の実家である柳屋氏の影響力があったのではなかろうかと考えられる。

吳泰蔵の出仕も同様である。彼は吳家から初めて小通事に上った人であり、最初の妻は彭城久兵衛の娘（名前はとも）である。彭城久兵衛（1784～1831）は劉焜台系彭城氏分家 5 代目、1826 年に大通事過人に昇進した。久兵衛を含めてこの彭城氏分家は大通事層の役職が 4 代続いた。吳泰蔵は吳家の 9 代目である。その前の 8 代では小通事並まで昇進したのは 6 代市郎太しかいない。泰蔵は天保 7 (1836) 年 19 歳の時に小通事末席になった。そして、20 年後の安政 6 (1856) 年に小通事に昇格した。第 1 章の後継者の育成の節で紹介したように、この泰蔵は唐通事集団の若輩の者に中国語を教えたことがある。そこから泰蔵自身が相当の語学力を有していたことがわかる。しかし、低い家筋の出であった彼が小通事になれたのは、妻の実家、彭城氏の名門の影響とは全く関係ないとは言い難い。

上の 2 つの例からかつての名門との繋がりは昇進に大きく影響したことがうかがえる。

もちろん、実力を持って高位に昇るケースもあるが、長期間かかった。同じく大通事層にいる李平三と薛真右衛門の職歴を比較してみる。

李家は唐船請人として創設された家筋で、以降代々唐船請人を継ぎ、9 代の平三は内通事小頭から天保 6 (1835) 年に稽古通事格となり、稽古通事を経て徐々に昇進し、万延元 (1860) 年に大通事に達した。すなわち、わずか 25 年で、稽古通事から大通事まで栄進した。

一方、薛真右衛門の家は唐年行司として創設された株である、代々唐年行司を継ぎ、真右衛門の祖父 7 代四郎助が寛政 10 (1798) 年に唐年行司から小通事末席に転じて初めて本通事系に入った。9 代の真右衛門にいたって、初めて高位栄進した。すなわち、この家は小通事末席から、3 代 62 年を経て、やっと大通事層に上った。

鄭家も同様である。1860 年時点で大通事をしている鄭幹輔は鄭家 7 代目で、幕末期に唐通事集団の英語習得に非常に貢献した。この家が初めて『統譜』に記録されるのは宝永 2 (1705) 年の稽古通事見習役で、唐通事集団での最高位は小通事末席である。すなわち、鄭家稽古通事見習から大通事まで 7 代 150 余年かかっている。

上記のように、1860 年に唐通事集団上位に立っている 12 人の家筋を考察することを通じて、名門による寡占が幕末まで続いたことがわかる。低い家格の李、吳 2 家がそれぞれ柳屋、彭城の名門と婚姻関係を結ぶことによって、20～30 年で唐通事集団の下位から訳司九家に入った。それに対して、薛、鄭の 2 家は名門とのつながりがないため、大通事層になるまでに大変時間がかかった。ここで、唐通事の個人

能力を十分に分析していないが、名門との因縁を持つ人は出世が速いのは事実である。

こうして、いわゆる新名門の実態が明らかになった。新名門の唐通事集団の大通事層に進出する裏にはかつての名門の姿がはっきりと見える。新名門はかつての名門のもう一つの存在形式である、というふうに把握するのが無難であろう。

では、かつての名門が本当に低迷していたか。先に述べたように、1860 年の時点で、小通事以上の 12 席は名門の出が 8 席を占めている。表 2 に戻っていくと、名門出身で上位に立っていないものがいる。しかし、大体各自の年齢に相応しい役職を得ている。さらに、名門の子孫に対する優遇も見える。表 2 No. 26 の平野栄三郎は馮六を祖とする平野家 10 代、天保 14 (1843) 年に生まれ、嘉永 3 (1850) 年 8 歳の時、稽古通事を飛ばして、直接小通事末席へ昇進し、僅か 7 年後の 1857 年に、小通事助に上った。1860 年の時点で、小通事助が 4 人である。平野栄三郎が 18 歳で、ほかの 3 人はすべて 30 代である。この例から見ても、かつての名門の勢力は衰退していないと言えるだろう。

小括すると、幕末に至っても名門の唐通事集団に対する影響力が存在している。しかも、名門と血縁関係のある家筋は新名門としてかつての名門の影響力を広げる役割を果たしたと考えられる。

続いて、新名門の登場時期について考察を行う。低い家筋が初めて訳司九家や大通事層に入ることをもって、その登場の証明と考えるとしたら、19 世紀初頭から新名門の姿が見えるようになった。表 19 は『統譜』に基づき、19 世紀に入ってから、初めて訳司九家や元々大通事以上に置かれた目附に上がった家筋を大通事（同過人）・小通事・目附 3 職に分けて、年代順に整理したものである。この表から、19 世紀以降、12 家が唐通事集団の上位に上がり、そのうちの 4 家は目附役を勤めたことがわかる。その 4 家とも、小通事層の下位に位する小通事並・同末席から目附役助を経て直接目附役に昇進した。これは唐通事集団の高位に立つものを監視するための意図的な破格の任命ではなかろうかと思われる。目附役については第 4 章で詳述する。

新名門の登場時期については、表 19 に示したように、19 世紀初期にこれまで唐通事集団での最高位は小通事末席である吉島家が、8 代吉島左十郎に至って大通事を出した。この吉島家は名門との関係が不明である。左十郎は享和 3 (1803) 年に小通事に、文化 11 (1814) 年に大通事に任じられる。おそらく実力で昇進した人物だと思われる。

1820 年代には、王家が小通事を出したことにより、新名門として唐通事集団に新たに加わった。

このように、いわゆる新名門は 19 世紀初頭から既に現れ始めたと考えられる。

第 3 節 唐通事榮宗系吳家

第 2 節で、唐通事集団内の血縁関係に少し触れた。本節では吳榮宗を祖とする吳家の例で、唐通事集

団の複数の家筋のつながりを考察し、また、集団としての性格を分析する。

『統譜』の記事を参考にしながら、栄宗系呉家の明治初期までの系図を復元した。これは表20となる。

この呉家とほかの唐通事家との関係をわかりやすくするために、系図を作る時、呉家を出て養子の身分でほかの家に入った人も呉家の子孫として扱った。

系図に示しているように、呉家は鄭、彭城、河副、吉島、高尾、振浦系呉家の6つの家と、縁組による親戚関係や、姻族関係等を持っている。

初代の栄宗は福建省泉州府の出身である。彼は慶安4(1651)年に唐年行司として呉姓の唐通事の家を建てた。兵蔵まで唐年行司役が4代続いた。兵蔵の弟定次郎が養子として鄭家に入ったが、唐通事をしていないようである。5代の市左衛門は4代兵蔵の養子であり、初めて本通事系に入って、小通事末席に昇進した。6代の市太郎は唐年行司ではなく、はじめから唐通事集団の最下位である稽古通事見習として唐通事の道をたどった。彼は小通事並にまで上がった。これは彼の妹が劉一水系彭城氏分家2代(この分家の初代は彭城安右衛門)仁兵衛の嫁になったことに影響を受けたと思われる。呉家はその時から名門の彭城家と姻戚関係を結んだ。その後、6代市太郎の長女が彭城仁兵衛の長男儀十郎の妻となった。こうして、呉家と彭城家の関係がより一層緊密になった。7代定四郎は22歳の若さで亡くなつたが、彼の1番目の弟豊之助が河副家の養子⁽¹⁸⁾になつたため、2番目の弟用蔵が家を継いで、8代になつた。用蔵は天保2(1831)年に小通事末席のまま、38歳で亡くなつたが、その時の呉家は、吉島、河副、彭城の3家とのつながりができていた。用蔵には6人の息子があり、これらの子によって、すでに縁組関係を持っている鄭、彭城2家のほかに、新たに姓高尾氏本家、振浦系呉家の2家との関係が築かれた。長男泰蔵が家を継いで、呉家の9代として、初めて唐通事集団の訳司九家に入った。しかも、用蔵は稽古通事見習に任じられる時の年齢は、『統譜』には11歳と記されているが、実際は9歳である。彼は安政3(1856)年39歳の時に、小通事に昇格した。慶応元(1865)年9月17日の死去まで、彼は40年勤務した。長男泰蔵のほか、次男は高尾和三郎に改名し、高尾家8代になり、三男も家を出て、島田家に入つたが、唐通事をしていないようである。四男碩三郎は振浦系呉家を継いだ。五男は明治期に外交官として知られる鄭永寧で、彼は鄭幹輔の養子として、鄭家を継いだ。六男呉来安は彭城家の養子となつたが、離縁し、のち分家して東京の呉家別家の祖となつた。こうして、呉家はかつての名門との姻戚関係で唐通事集団での地位を上げ、また、縁組関係で集団内のネットワークを広げていった。19世紀50年代、呉家は新名門の一つになつたといつても過言ではない。

呉家10代の時は明治維新を迎えた。家を出た鄭永寧、呉碩三郎、呉来安の息子たちが外交官や、中国語学習書の編纂者として活躍していた。それについては今後の課題したい。

このように、唐通事栄宗系呉家が当初の家柄が低いにもかかわらず、幕末期に至つて、名門の地位に

昇った。また、吳家の例から唐通事集団の性格の一端をうかがうこともできる。一つは閉鎖性である。約 80 家からなる唐通事集団が内部で婚姻や養子縁組を通じて、複数の家の間で関係を築いて運営する。唐通事集団以外から養子の身分で唐通事をする例も見られるが、この吳家の場合、ほとんどは集団内部で養子を迎える。また、世襲制を取るため、19 世紀以降、いわゆる新名門ができたが、集団内の家筋数があまり変化していない。もう一つは階層性である。吳家の場合、名門彭城家との姻戚関係はその 6 代市太郎が小通事並にまで上がったことに、さらに 9 代泰蔵が小通事に栄進したことに影響を与えたと考えられる。唐通事集団の中で、階層の高い名門は幕末まで勢力を有している。

明治期になると、旧唐通事集団の一部の人が明治政府に登用されて、多領域で活躍していた。旧同僚同士が新たな職場で勤めた場合も、私的な関係が維持されている。これはかつて一つ集団であったことによる親密性が保たれているためと考えられる。

一つの例をあげて説明する。明治時代の有名な外交官である平井希昌は 10 余年唐通事を勤めたが、維新後、外務省に入職した。平井家の後継者である平井洋の著書に収録されている「玉龍院殿玄道希昌大居士大喪始末記」⁽¹⁹⁾ によって、彼は病気で入院した時、當時枕頭看護は希昌の妻と看護婦計 5 名、交代看護は 8 人がいた。その交代看護の中に「何幸五夫人」が見られる。何礼之、柳谷謙太郎、盧高朗、陽龍太郎、何幸五、柳谷夫人、吳永寿、穎川君平、鄭永寧が病院問候⁽²⁰⁾ に行ったが、この 9 名は全て旧唐通事集団の関係者である。希昌が亡くなった後、新聞紙上への死亡広告文に「親戚 柳谷謙太郎」の文字が見られる。⁽²¹⁾ この「柳谷」は唐通事集団時代の「柳屋」である。江戸時代の唐通事集団での姻戚を結ぶ習慣が旧唐通事のグループには、明治期になっても存在しているようである。また、希昌の葬儀評議員は旧唐通事の何礼之、柳谷謙太郎、何幸五、盧高朗 4 名によって担当され、さらに、「希昌遺言書写」には「家事相談ヲ願ヒシ何礼之、穎川君平、柳谷謙太郎、何幸五、盧高朗五君へ遺愛物ヲ相贈スルコト」⁽²²⁾ という内容が見える。これらから唐通事集団時代の同僚の間での親密性と信頼感が十分に感じられるだろう

終わりに

本章では、長崎唐通事集団の名門と新名門をめぐって、その家系について考察を加えた。第 1 節は 70 余家の中で、大通事層に入った人の家筋を整理することを通じて、先祖の出身、分家の創設、破格の出仕の 3 つの面から名門成立の原因を明らかにした。第 2 節は、先行研究の「安政期に新名門が誕生し、かつての名門が低迷した」という説に対して、1860 年の長崎唐通事集団の陣容を復元することを通じて、その時点での長崎唐通事集団の構成や名門と新名門の実態を検討した。結果、訳司九家には李、吳、薛、鄭等の姓が現れたことを確定した。しかし、その 4 名の職歴と家族を分析すると、かつての唐通事名門

の影響力や縁談関係が家運へ果たした役割が明らかになった。また、新名門の登場時期について、19世紀になってから、初めて唐通事集団の上位に上がる12家をピックアップして、19世紀初期に新名門が現れたことが一目瞭然になった。第3節は唐通事栄宗系呉家、または平井昌希を例として、唐通事集団の内部で、縁談関係と出仕の関係を強調しながら、唐通事集団の閉鎖性と身分制、明治期における旧唐通事同士の親密性を論述した。

注：

- (1) (明) 朱國楨『湧幢小品』卷30、中華書局、1959年、「倭官倭島」条。
- (2) 鄭永寧「訳司統譜跋」、長崎県史編纂委員会『長崎県史史料編第四』、吉川弘文館、1968年、766頁。
- (3) 何礼之「訳司統譜序」、長崎県史編纂委員会『長崎県史史料編第四』、吉川弘文館、1968年、591頁。
- (4) 「渡辺庫輔」について、芥川龍之介『芥川龍之介全集』第19巻(岩波書店、1997年)にはこう書いてある。渡辺庫輔(1901-1963)：長崎の郷土史家。長崎県の生まれ。報国中学卒。1919年長崎を訪ねた芥川・菊池寛を知り、上京しては芥川の指導を受ける。芥川も庫輔の原稿を各誌に紹介している。1922-25年にかけて上京し、田端に住んだが、父の病気で帰郷、のち長崎で郷土史家として大成した。
- (5) 林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』、雄山閣、1986年
- (6) 関西大学博士論文(文学)甲第450号、2012年
- (7) 林陸朗「長崎唐通事の職制と役株」の整理によって、31家となる。林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』、雄山閣、1986年、22頁。
- (8) 『通航一覧』卷147、国書刊行会、1912年、170頁。
- (9) 宮田安『唐通事家系論考』、長崎文献社、1979年、23頁。
- (10) 宮田前掲『唐通事家系論考』、268頁。
- (11) (清)張廷玉ほか撰『明史』、商務印書館、1958年
- (12) 鄭永寧「訳司統譜跋」、前掲『長崎県史史料編第四』、759頁。
- (13) 宮田前掲『唐通事家系論考』、543頁。
- (14) 宮田前掲『唐通事家系論考』82頁。
- (15) 東京大学史料編纂所編『唐通事会所日録』3、東京大学出版会、1984年、295~297頁。
- (16) 前掲『唐通事会所日録四』4、152頁。
- (17) 九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵、所在記号松木文庫279。
- (18) 病氣で実家に帰ったようである。
- (19) 平井洋『維新への濱標一通詞平井希昌の生涯』、新人物往来社、1997年。
- (20) 平井前掲『維新への濱標一通詞平井希昌の生涯』、300~301頁。
- (21) 平井前掲『維新への濱標一通詞平井希昌の生涯』、310頁。
- (22) 平井前掲『維新への濱標一通詞平井希昌の生涯』、314頁。

表 13

大通事を出した長崎唐通事の家筋

No.	家筋	人数	No.	家筋	人数
1	沖一系額川氏	14	19	東海氏	1
2	一水系彭城氏	8	20	周氏	1
3	公武系林・官海氏	8	21	太田氏	1
4	神代氏	8	22	振浦系吳氏	1
5	堤蓋系彭城氏	8	23	楊氏	1
6	高尾氏	7	24	性山系熊氏	1
7	柳屋(石峰)氏	5	25	宗圓系呉氏	1
8	九官系額川氏	5	26	蔡氏	1
9	鳳岐系彭城氏	4	27	三浦氏	1
10	楚玉系林氏	4	28	鄭氏	1
11	平野氏	4	29	陳氏	1
12	西村氏	3	30	李氏	1
13	萬材系何氏	3	31	吉島氏	1
14	賜氏	3	32	河副氏	1
15	河間氏	2			
16	中山氏	2			
17	清利氏	2			
18	清官系額川氏	2			

『訖司統譜』に基づき作成する。
大通事雇、則ち大通事(同格・同過人・同助)、目別役(同助を含まず)、領組立合、風説定役、御用通事、唐方諸立合、唐通事頭取を勤めたものを取り上げ、家庭別(本家と分家)に統計し、同一人は重複していない。

表 14

1860年の唐通事集団陣容一覧表

No.	役職	名前	年齢	相続関係	受用銀	備考
1	唐方諸立合	額川豊十郎	60歳	父跡相続(娘養子)	五人扶持十二貫目	
2	目助・定直組立合	藤原右衛門	60歳と推定	父跡相続(養子)	五人扶持七貫目	1816年から稽古通事として務め始めた。
3	目助・定直組立合	額川彦五郎	41歳	父跡相続	三人扶持三貫五百目	
4	大通事 (5人)	何隣三	51歳	父跡相続	五人扶持十二貫目	7月13日に大通事に任じられた。
5		鄭幹輔	49歳	父跡相続	五人扶持十二貫目	7月20日に死去した。
6		額川潤助	53歳で死亡	父跡相続	五人扶持十二貫目	1839年9月死去
7		額川謙左衛門	40歳と推定	父跡相続(養子)	十二貫目	1834年から稽古通事として務め始めた。 1859年8月死去。
8		李平三	50歳	父跡相続(養子)	五人扶持十二貫目	7月13日に大通事過人に任じられた。
9	大通事過人 (2人)	游龍連十郎	32歳	名跡相続	五人扶持十二貫目	
10		中山太平次	45歳	父跡相続	三人扶持七貫目	12月30日に大通事過人に任じられた。
11	小通事 (4人)	額川君平	39歳		三人扶持七貫目	
12		吳泰義	43歳	父跡相続	三人扶持七貫目	
13		閑恒十郎	45歳と推定	父跡相続	三人扶持三貫目	1829年から稽古通事として務め始めた。
14		石崎次郎太	39歳	父跡相続	三人扶持三貫五百目	12月30日に小通事に任じられた。
15		清河藏次郎	40歳	父跡相続	三貫五百目	
16	小通事過人 (8人)	游龍彦次郎	32歳			7月24日に小通事過人に任じられた。
17		彭城中平	29歳	父跡相続	三貫五百目	9月15日に小通事過人に任じられた。
18		吳頤三郎	37歳	父跡相続(養子)	三貫五百目	
19		東海哲二郎	41歳	名跡相続	三貫目	
20		高尾和三郎	41歳	父跡相続(養子)	三貫目	7月24日に小通事過人に任じられた。
21		吉島栄之助	50歳と推定	代襲相続(嫡孫)	三貫九百目	1825年から稽古通事として務め始めた。
22		鄭永寧	32歳	父跡相続(養子)		
23	小通事助 (4人)	額川四郎次	38歳と推定	父跡相続	三貫五百目	1837年から稽古通事として務め始めた。
24		額川仁兵衛	35歳と推定	父跡相続(養子)	二貫三百四十目	1840年から稽古通事として務め始めた。
25		額川保三郎	30歳			
26		平野栄三郎	18歳	代襲相続(孫)		
27	小通事助過人 (2人)	何礼之	21歳	父跡相続		
28		平井義十郎	22歳	父跡相続(養子)	二貫二百十匁	9月15日に小通事助過人に任じられた。
29	小通事並 (5人)	王準次郎	59歳と推定	父跡相続	三貫目	1816年から稽古通事として務め始めた。 7月20日に死去した。
30		關健三	30歳と推定	名跡相続	二貫百目	1845年から稽古通事として務め始めた。
31		鶴鹿萬義	30歳	父跡相続(娘養子)	三貫目	
32		陸市千郎	50歳と推定	名跡相続	三貫五百目	1825年から稽古通事として務め始めた。
33		河副作二郎	51歳	名跡相続		2月21日に辞職した。

34	森善助	39歳	父跡相続	三貫目	
45	鶴塚三十郎	36歳	父跡相続		
36	額川後三	24歳	父跡相続		
37	官梅栄太郎	22歳		三貫目	7月24日に小通事末席に任じられた。
38	中山立三	24歳	父跡相続(養子)		
39	李忠次郎	25歳			
40	神代延長	30歳	父跡相続	三貫目	
41	額川八右衛門	51歳	父跡相続	二貫五百目	
42	楊徳十郎	21歳で死亡	父跡相続	二貫五百目	1856年4月に死去した。
43	陽英二	23歳	父跡相続		
44	吳熊太郎	24歳	父跡相続(養子)		7月25日に死去した。
45	太田資政	25歳	父跡相続	三貫目	
46	河野辰三郎	不明			
47	吳平三郎	30歳と推定			1829年から稽古通事として務め始めた。
48	高尾宗三	30歳	名跡相続	三貫目	
49	河副作十郎	22歳		三貫目	
50	東海龍六	24歳	-		親子二代在任
51	額川駒作	18歳	父跡相続		
52	何幸五郎	18歳	-		親子二代在任
53	石崎鐵助	39歳	-		親子二代在任
54	林道三郎	16歳と推定	名跡相続	三貫目	1859年から稽古通事として務め始めた。
55	柳崖謙太郎	14歳	父跡相続(養子)	二貫五百目	
56	神代太吉郎	17歳	父跡相続(養子)	三貫目	
57	早野義太郎	15歳	父跡相続	三貫目	
58	林甚八郎	16歳	父跡相続	二貫五百目	
59	彭城太三郎	27歳	父跡相続(養子)		
60	王蟹四郎	25歳	父跡相続	二貫五百目	
61	野崎寅一郎	20歳	兄弟の相続	三貫目	
62	瀧高朗	13歳	父跡相続(養子)		
63	吳榮正	20歳	-		親子二代在任
64	額川新作	18歳		三貫目	
65	吳宗平	15歳と推定			12月18日に稽古通事に任じられた。
66	額川範三郎	25歳	-		親子二代在任
67	岩永兵衛	22歳と推定		三貫目	1859年から稽古通事として務め始めた。
68	鷺昌平	15歳と推定	-	無給	12月18日に稽古通事に任じられた。 親子二代在任
69	森田哲十郎	21歳と推定		三貫目	
70	彭城文平	15歳と推定	兄弟の相続	一貫八百七十目	
71	高尾兵作	19歳	-		親子二代在任
72	彭城謙十郎	16歳と推定			1859年に稽古通事に任じられた
73	薛万次郎	20歳と推定	父跡相続	一貫五百目	1856年から稽古通事として務め始めた。
74	稽古通事見習 (2人)	森慎吾	11歳	父跡相続	
75		太田伊代四郎	18歳	-	無給 兄弟二人在任

表 15

1860年の長崎唐通事集団の家筋別一覧表

No.	家筋	名前	No.	家筋	名前
1	業姓額川氏分家 (陳冲一系)	額川豊十郎	26	河間氏	早野鶴太郎
		額川保三郎	27	彭城氏本家(劉一水系)	彭城三十郎
2	額川氏(陳九官系)	額川彦五郎	28	彭城氏分家(劉一水系)	彭城太三郎
3	額川氏(陳清官系)	額川潤助	29	彭城氏分家(劉一水系)	游龍彦十郎
4	額川氏本家(陳冲一系)	額川藤左衛門			游龍彦次郎
		額川四郎次			東海哲二郎
5	業姓額川氏分家	額川君平	30	東海氏(徐敬雲系)	東海熊六
		額川駒作	31	高尾氏本家(樊玉藻系)	高尾和三郎
6	額川氏(陳三官系)	額川仁兵衛			高尾兵作
7	額川氏(陳敬山系)	額川後三	32	高尾氏分家(樊玉藻系)	高尾宗三
8	額川氏(陳一官系)	額川八右衛門	33	吉島氏(鄭崇明系)	吉島栄之助
		額川熊三郎	34	平野氏(萬六系)	平野栄三郎
9	薛氏(薛性由系)	薛眞右衛門	35	平井氏	平井義十郎
10	薛氏(薛八官系)	薛万次郎	36	王氏本家(王三官系)	王准次郎
11	何氏(何海材系)	何隣三	37	王氏分家(王三官系)	王恒四郎
		何幸五郎	38	陽氏本家(歐陽震台系)	陽其二
12	何氏(何海庵系)	何礼之	39	陽氏分家(歐陽震台系)	陽健三
13	鄭氏(鄭二官系)	鄭幹輔	40	鉢鹿氏(魏之良系)	鉢鹿篤義
		鄭永寧	41	薩氏(薩二官系)	薩市十郎
14	李氏(李八官系)	李平三	42	河副氏	河副作二郎
		李忠次郎			河副作十郎
15	中山氏(周榮字系)	中山太平次	43	蔡氏(蔡二官系)	蔡善助
		中山玄三	44	蔡氏(蔡三官系)	蔡慎吾
16	吳氏(吳一官系)	吳泰藏	45	官梅氏(公琰系林氏分家)	官梅栄太郎
		吳榮正	46	神代氏分家	神代延長
17	吳氏(吳振浦系)	吳頤三郎	47	神代氏本家	神代太吉郎
		吳熊太郎	48	楊氏(楊一官系)	楊龍十郎
18	吳氏(吳宗圓系)	吳平三郎	49	太田氏	太田賛政
		吳宗平			太田伊代四郎
19	周氏(周辰官系)	周恒十郎	50	河野氏	河野辰三郎
		周昌平	51	林氏分家(林公琰系)	林道三郎
20	柳屋氏分家	石崎次郎太	52	盧氏(盧君玉系)	盧高朗
		石崎鐵助	53	岩永氏	岩永兵衛
21	柳屋氏本家	柳屋謙太郎	54	森田氏	森田哲十郎
22	清河氏(劉鳳枝系)	清河謙次郎	55	劉焜台系彭城氏本家	彭城藤十郎
23	彭城氏本家	彭城中平			
24	彭城氏分家(劉鳳坡系)	彭城文平			
25	彭城氏分家(劉焜台系)	彭城鈞一郎			

表 16

1860年の長崎唐通事集団の訳司九家

役職	表向き	実際
大通事 ・同過人	何隣三	何隣三
	鄭幹輔	鄭幹輔
	額川潤助	李平三
	額川藤左衛門	游龍彦十郎
	李平三	中山太平次
小通事	額川君平	
	吳泰藏	
	周恒十郎	
	石崎次郎太	

表 17

万延元年唐通事受用銀(本通事系)

御扶持方五人扶持 受用銀拾貳貲目	唐方諸立合大通事 老人	受用銀三貲五百目內助成五百目 同老人
御扶持方五人扶持 受用銀七貲目	同目附定直組合兼 老人	受用銀三貲五百目 同老人
受用銀三貲目		受用銀貳貲百目 御手當銀老貲四百目 同小通事並 老人
御手當銀五百目	同助 老人	受用銀貳貲五百目 同老人
御扶持方五人扶持 受用銀拾貳貲目	唐大通事 三人	受用銀三貲目 同老人
御扶持方五人扶持 受用銀拾貲目	唐大通事 老人	受用銀貳貲五百目內助成六百六拾目 同末席 老人
御扶持方三人扶持 受用銀七貲目	同過人 三人	受用銀三貲目 同九人
御扶持方三人扶持 受用銀七貲目	同小通事 三人	受用銀貳貲百目內助成六百目 同老人
御扶持方三人扶持 受用銀三貲五百目	同 老人	受用銀貳貲百人百七拾目 同老人
受用銀三貲五百目內助成老貲五百目 同 老人		受用銀貳貢武百拾目內助成五百目 同老人
受用銀三貲五百目內助成貳貲目 唐小通事過人 老人		受用銀貳貢七百目 唐稽古通事老人
受用銀三貲五百目內 同 三人		受用銀三貲目內助成老貲五百目 唐稽古通事老人
受用銀三貲目 御手當銀九百目	同老人	受用銀三貲目 同九人
受用銀三貲目	同式人	受用銀老貲五百目內助成老貲貳百九拾五勿目 同貳人
受用銀貳貢八百四拾目內助成五百目 同助 老人		受用銀貳貢五百目內助成七百九拾目 同老人
受用銀四貲目內助成老貲目 御手當銀老貲目	同老人	受用銀老貲八百七拾目 同貳人
		受用銀貳貢五百目 同老人
		受用銀貳貢八百目內助成五百目 同老人

表 18

1860年唐通事集団の小通事以上の就任者と名門

役職	名前	家系	
脇方諸立合	額川豊十郎	葉姓額川氏分家（陳冲一系）	○
目附・直組定立合	薛眞右衛門	薛氏（薛性由系）	
目附助・直組定立合	額川彦五郎	額川氏（陳九官系）	○
大通事 (5人)	何勝三	何氏（何高材系）	○
	鄭幹輔	鄭氏（鄭二官系）	
	額川潤助 *	額川氏（陳清官系）	○
	額川藤左衛門 *	額川氏本家（陳冲一系）	○
	李平三	李氏（李八官系）	
大道事過人 (2人)	游龍彦十郎	彭城氏分家（劉一木系）	○
	中山太平次	中山氏（馬榮字系）	○
小通事 (4人)	額川君平	葉姓額川氏分家（陳冲一系）	○
	吳泰蘂	吳氏（吳一官系）	
	周恒十郎	周氏（周辰官系）	○
	石崎次郎太	柳屋氏分家	/ ○

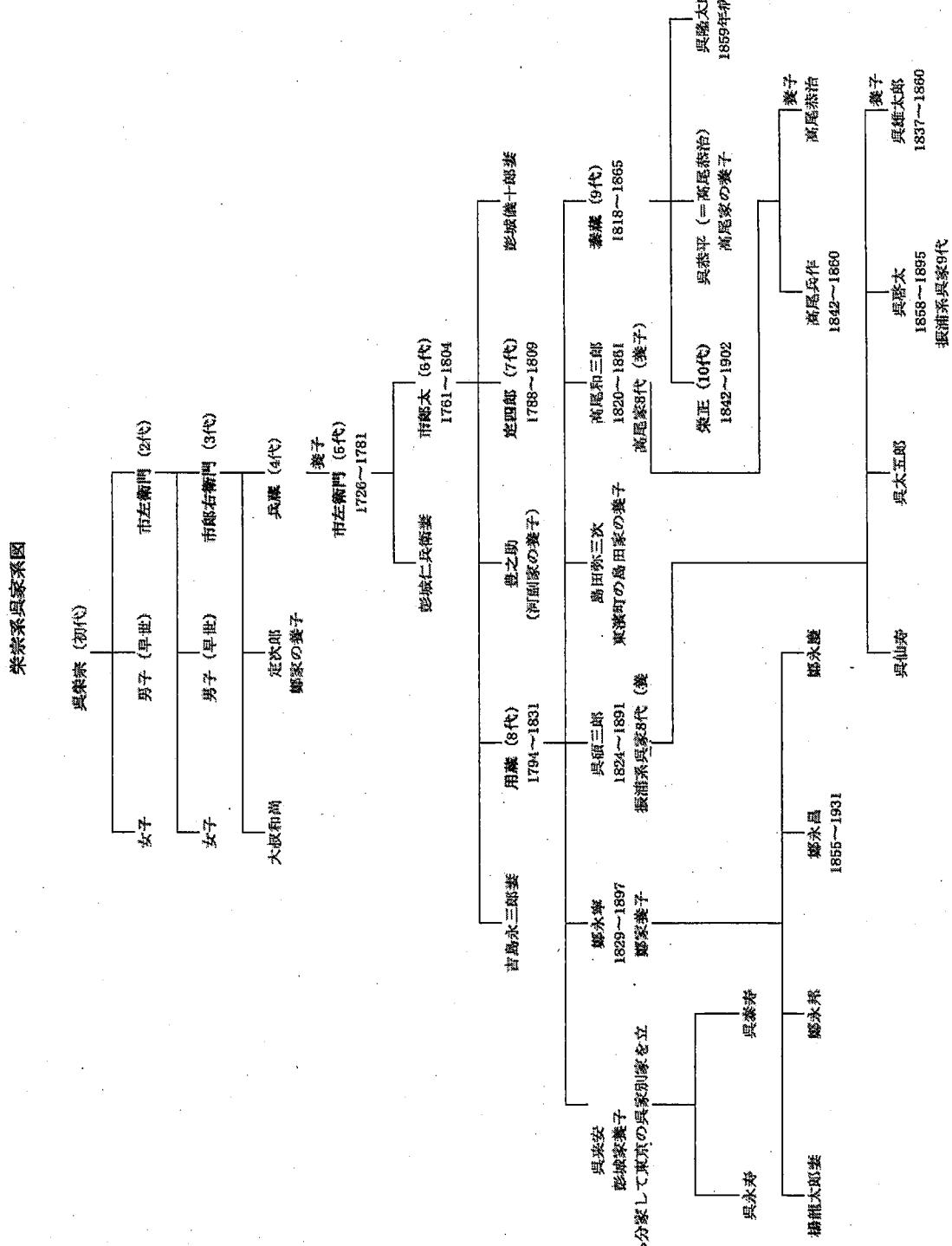
○はこれまで大通事が出た家

＊はその時点できなくなつたもの

表 19

19世紀以降に訳司九家等に入った家筋

家筋	職位	在任期間
吉島氏	大通事	1800～1810年代
振浦系吳氏	大通事過人	1840年代
高材系何氏	大通事	1840～1860年代
鄭氏	大通事	1840～1850年代
李氏	大通事	1850～1860年代
王氏	小通事	1820年代
鉢鹿氏	小通事	1830年代
吳氏	小通事	1850年代
楊氏	目附	1820年代
周氏	目附	1830年代
曉氏	目附	1830年代
薛氏	目附	1850年代



第3章 長崎唐通事集団と唐船貿易

はじめに

江戸時代の長崎は唐船（中国船）やオランダ船の来航で繁栄を極めていた。そして、これまで江戸時代の唐船貿易や阿蘭陀船貿易に関しては、研究成果が多く蓄積されてきている。中でも唐船貿易に関して、学者たちは貿易政策の変遷、貿易開始から終了までの過程、長崎地役人の役割、貿易商品、唐商団体、密貿易など様々な視点⁽¹⁾から考察を加えた。これらの研究は、唐通事という唐船貿易の専任役について、その信牌交付業務をめぐって検討するものが多い。

信牌は、長崎通商照票ともいい（清朝では「倭照」と呼ばれている）、中国商船の貿易許可証である。正徳5（1715）年、幕府は正徳新例（海舶互市新例とも呼ばれる）を発布し、来航唐船に対して、信牌を通じて、年間貿易額・船数を厳しく制限した。新例の内容は唐通事によって、唐商に伝えられ、信牌も唐通事の名前で発行されていた。そして、それ以降は信牌を持った唐商に限り貿易を認めることとした。

信牌制度については、主に正徳新例の一環として紹介されている。これまでの研究では、正徳新例の内容、信牌配分の状況、信牌をめぐる唐商の間でのトラブルとその対策、信牌の機能に関する考察が行われたが、信牌と唐通事集団の関係については十分に説明されていない。

そこで、本章では、長崎唐通事集団が唐船貿易業務に対して、どのように対応していたか、唐通事集団の信牌業務に対する人員配置はどうだったのか、について考察を行う。

第1節 長崎貿易の流れと唐通事

唐船が長崎に来航する場合、入港してから出港するまで、様々な手続きがあった。唐通事集団はこの貿易過程をどのように執り行ったのか。貿易の各段階で出勤した唐通事の人数や職位、また勤務内容について、唐船入港後の通常の貿易順序に沿って、検討してゆきたい。

本節で、使用した主な資料は『長崎奉行所分類雜載』（以下、『分類雜載』と略記）である。これは唐船掛宿町筆者を勤めている嶋田・山中2名が書き残した文政年間の唐船関係記録である⁽²⁾。

唐船貿易は主に以下のようない順序で執り行われた。

1、入港検査

『分類雜載』の「信牌卸シ之事」、「荷物帳和解之事」に、次のように記載されている。

一 御檢使御案内唐稽古通事罷出、御広間御當番申上候上、御出役之御檢使御兩人御役所付召連
御出役被成候

但、踏絵板壹枚御用部屋より御広間御当番御請取、御広間拭板^江唐年行司呼出御渡被成候事

一 在館船主共御法令為申付入津唐船^江罷越度旨、唐年番通事より伺出御聞済之上、御役所付致出役候事

一 右仕役相済信牌并荷物帳御検使より御前^江被差上、信牌・配銅証文・荷物帳御覽相済候上、御用人より右信牌・配銅証文^者於御用部屋向井元仲^江御渡、信牌掛書記役相手伝割符帳^江突合書入等致候上引取⁽³⁾荷物帳和解之事。

荷物帳御覽相済候上和解被仰付、御用場ニおいて御用大方より年番町年寄江御渡、夫より通事共江相渡和解之席西御役所にてハ御対面所なり⁽⁴⁾

とあるように、唐船入港直後、まず、稽古通事が御検使を迎えていく。次に、唐年行司が踏絵板を取りに御広間拭板に行く。そして、唐通事など地役人が乗船し、唐人に踏み絵を踏ませ、唐年番通事が幕府の法令を読み聞かせ、信牌・配銅証文・荷物帳を提出させる。さらに、それらの文書が長崎聖堂祭酒である向井元仲に渡され、信牌掛書記役によって信牌と、割符帳（信牌の発給原簿）の照合作業が行われる。続いて、荷物帳和解の作業に入り、「荷物帳（和解）に関する列席図」⁽⁵⁾によって、西役所の御対面所で、唐通事目附1人、小通事末席1人、稽古通事1人の唐通事3人と、御用人1人、年寄1人、会所目附、吟味役1人、月番宿老1人、計8人が向かい合って座って、その作業を行う。

入港検査の段階で、出席した唐通事は、年番通事、稽古通事、目附、小通事末席である。彼らはそれぞれの役割を果たしていた。

また、信牌掛書記役は享保4年末まで、稽古通事によって担当されていた。「信牌方記録」には次のような記載がある。

正徳五年

一 信牌書記役吳藤次郎ニ被仰付候事⁽⁶⁾

享保二年

書記役彭城八右衛門壹人被差加候事⁽⁷⁾

享保四年

十二月廿七日書記役彭城藤吉村岡道四郎兩人ニ被仰付候事

但只今迄稽古通事之内兩人被立置候處此度通事方ニ歸役之事⁽⁸⁾

とあり、正徳5（1715）年から享保2（1717）年まで、1人の稽古通事が信牌書記役に任じられ、享保2（1717）からは2人の稽古通事に増加した。しかし、2年後、稽古通事を、信牌書記役に任命することが廃止された。その理由について、「唐通事はそもそも、来日中国人の子孫であり、中国商人と親しく、そして常に商人と接触する立場にあったため、商人の利益に関わる仕事を公正に履行し難いと幕府から懸念されたのではないか」^⑨と彭浩氏が指摘した。それ以降、長崎聖堂よりその役を採用するようになつた。

2. まるごと役

唐船に積まれた貨物を、荷漕船で新地蔵に荷揚げすることを指す。『分類雜載』の「丸荷役手続之事」に次のように記載されている。

- 一 丸荷役之儀、明幾日何時何番船可被仰付、宿町附町乙名・精荷役立合・年番通事呼出之儀、年行司江被仰付罷出、於御広間御用大方より被仰渡候之事
- 一 丸荷役當朝本船検使為御案内宿町乙名・稽古通事、新地為御案内町乙名・稽古通事罷出ル^⑩

すなわち、その当日、稽古通事は検使を迎へ、年番通事が現場で立ち合う。

また、『長崎記』の「唐船荷役之節船中並蔵本へ差出候諸役人」にも関連記事が見られる。

唐通詞二人 但 船數多ニテ通詞不足ノ時ハ稽古通詞ソレニテモ不足ノ時ハ内通詞ノ組頭一人宛助之^⑪

とあり、丸荷役の段階で、唐通事2人が出席していることがわかる。この2人は年番通事に当たるものであると考えられる。唐船が多く来航する際には、稽古通事、さらに内通事小頭が年番通事の代わりに出席することになる。

3. 精荷役

いったん蔵入れされた積荷を再び出して、品目や数量などを確認する作業である。『分類雜載』の「精荷役手續之事」によれば、

明幾日何時何番船精荷役被仰付候旨於御広間御用那人より宿町附町乙名・精荷役立合・年番通事^{江堵}被仰渡候之事、尤年番通事^{江堵}船主江も可申達旨仰渡候⁽¹²⁾

すなわち、その前日、年番通事らは御用人に御広間まで呼び出され、精荷役の旨を唐人に言い伝えるよう命められた。

4、^{おおあらた}大改め

長崎奉行が確認済みの積荷の見本を一覧することを指す。『分類雜載』の「大改之事」に、「年番通事」や「大小通事并末席」の文字が見える。

明幾日大改之儀、年番通事より伺出御役人所御差支無之候得者、御聞済之上、刻限^者御広間御当番より御差図有之⁽¹³⁾

また、「大改之図面」⁽¹⁴⁾により、「大小通事并末席」が出席したことがわかった。

5、値組み

商品の見込み値段をつけることを指す。その場所と出席者について、『唐方諸向仕役留』には以下のように記載されている。

値組之節は長崎会所え唐人罷出、其外御役所附唐人番差添、年番町年寄、会所目附、吟味役、直組方、諸目利、定直組立合通事、目附同直組方大小通事、唐年行司、内通事小頭、何連も相済ス分ハ何連も唐人屋敷乙名部屋二階え罷越、直組いたし候也⁽¹⁵⁾

すなわち、この段階で、出席した唐通事は直組定立合通事、目附、大小通事であり、場所は長崎会所である。

6、出港

唐船が帰帆する前日と当日の手続きや出席する役人について、『分類雜載』に非常に詳しく記載されている。

出帆前日之事

- 一 出帆前日向井元仲并書記役同道ニ而、何々番船出帆ニ付信牌可通并割符帳下書相添御用人力江差出
- 一 配銅証文并和解何艘分何通外ニ明日罷出大小通事名前書壹通、年番通事より年行司を以御用人力江差出

出帆当日并信牌領受之事

- 一 向井元仲并書記役罷出、昨日差上置候信牌相下ヶ吳候様御用人力江申上ル、被仰上御渡、同人共御用場江持參、取調之上御用部屋江差出、尤年番通事より差出候配銅証文一同向井元仲江被為取調子候事但、通事名前書兼而差出候ニ付、御用部屋ニ而割符帳江御認置、日付着当日御認入之事
- 一 右相済候上、御前江被仰上於御書院信牌江割符印取調有之、御次之間江元仲并書記役罷出、此時御用人御壱人右信牌・配銅証文・割符帳小広蓋江御載セ御持參、御先立上之間江御着座之上、御壱人之御用人御印箱并鍵御持添御出、錠前御明ヶ箱共書記役江御渡、調印相済元仲より御用人力江差出、御用より被入御覽候上元仲江御渡、同人取揃広蓋江元之通載セ差出、御用人御請取御先立被成候而御引
- 一 出帆当日信牌為領受船主共御役所江罷出候、途中御役所付其外例之役々付添罷越、唐人者御用場江扣居候事
- 一 右唐人共罷出候段御広間御当番より御前江被仰上、唐人御白洲庭之上下座敷江差出置、其外唐年番通事・目附・大小・並・末席一同落椽ニ並ひ、年番町年寄まいら戸際ニ罷出、入側柱之際に左右ニ御用人御居り、尤御先立之御用人者信牌載セ広蓋御持參、御前御着座候得者唐人姓名大通事名披露いたし候上、御直ニ被仰渡通事御請答申上候事

其方共儀無滯商壳遂候ニ付、渡來之割符与之帰帆申付候、弥日本之国法を相守、積荷物入念年限無遲滯可令再渡もの也

右之趣被仰渡候得者、直ニ大通事通弁ニ而申渡御請申上候ニ付、信牌并配銅証文御用より右ニ通共広蓋ニ載セ候儘通事江御渡候得者、船主江相渡、直載セ唐人謁候而其上御請申上相済御前御入右相済御用人信牌之割符帳御広間江御持出シ唐通事同所拭板江罷出致印形

但、唐通事名前者前日年行司を以御用部屋江差出ス⁽¹⁶⁾

唐船出港の段階で、唐通事集団の対応は以下の通りである。まず、前日に、年番通事は配銅証文とその日本語翻訳、また出港当日の大小通事の出席者名簿を奉行所に提出する。次に、当日、唐年番通事・目附・大小・並・末席が出席し、唐通事は唐人に貿易注意事項を伝え、御用人からもらった信牌と配銅証文を交付する。そして、立ち合った唐通事が御広間で割符帳に印を押す。

先に述べたように、信牌は貿易許可証に当たるもの、割符留帳はその台帳である。信牌の牌面の3箇所には3つの印があり、中央の印は「結信永遠」、文末の印は「譯司会同之印」、右上の印は「永以為好」である。信牌の改ざんを防ぐために、割符留帳に割印がなされていた。その印文は「永以為好」である。それで、唐人が持ってきた信牌を割符留帳と照合して、その真偽を確認する。

信牌・配銅証文・割符留帳は複数の役人と関わっている。これらの文書の作成者は唐通事であるが、その内容のチェックや割印の調印、割印の保管はそれぞれ向井元仲と奉行所の御用人によって担当される。このように、信牌制度は複数の役人によって支えられていた。

小括すると、唐船入港から出港までの一連の流れの中で、年番通事は最初から最後まで立合い、唐通事集団の中で、年番通事の2人は唐船貿易の責任者と見なしてもよい。

第2節、信牌業務と人員配置

信牌と割符留帳には担当唐通事の名前が書かれている。信牌のほうには、唐通事の署名はその一行目「長崎訳司」と「特奉」の間に見える。それは唐通事の中国名の本姓である。それに対して、割符留帳には、立合った唐通事の日本名と印判が残っている。両方とも書式が固定されており、唐船ごとに船主の名前、出港地、貿易額、唐通事の署名、日付等が異なっている。

まず、信牌の唐通事の署名を見ていきたい。

正徳5年には、信牌に唐通事の名前を載せることについて次のように規定していた。

正徳五年乙未年

信牌ニ書載候通事姓氏之事

二目附 五大通事 七大通事

一風説 四素軒

三目附 六大通事 八大通事

右之通順次ニ而通事名氏を書載候、彭城素軒事去年御役御免被仰付候得共、此度御新例之諭文并信牌之文言等漢文ニ被為直候節、立合被仰付候ニ付、姓氏書加可申由被仰付候、其後小通事姓氏御書載被下候様、御願申上候處、御聞届之上、其年相勤候年番小通事壹人之姓氏書加候様被仰付、左之

通ニ成

二目附	五大通事	八大通事
一風説	四素軒	七大通事
三目附	六大通事	九年番小通事 ⁽¹⁷⁾

「素軒」は大通事彭城仁左衛門（宣義）の養子、劉一水を祖とする彭城氏本家を継いだ3代目仁右衛門（先名は繼右衛門、号は素軒）である。彼は元禄6年（1693）1月13日に稽古通事をとして唐通事集団に入った。2年後の9月19日に、養父宣義が危篤状態に陥ったとき、宣義の跡役として大通事に任じられ、その後20年勤務して、正徳4年（1714）12月13日に退職した。このような僅か3年未満で唐通事グループ本通事系の最下位職から直接大通事職へ昇格することは非常に稀で、名門でしか見られない異例と思われる。正徳5年、「新例之諭文并信牌之文言等漢文」を作成する際、彼は職場に戻っていた。

当初、宣義を含めて、大通事4名とその上の目附、風説定役、計8人を選定し、その後、小通事1名を加えて、9名となった。漢数字でその9人の順次を表している。

享保10（1725）年になると、もう1人が増加した。

只今迄信牌ニ書載候、譯司姓氏九人有之候上、壹人相増左之通ニ成ル

柳 刘 林 葉

刘 陳

劉 熊 爰 刘⁽¹⁸⁾

とあり、『統譜』と照らし合わせると、その10名の名前と職位は以下の通りである。

柳屋治左衛門（大通事） 西村作平次（目附） 官梅三十郎（大通事） 頴川藤四郎（大通事）

彭城藤治右衛門（風説定役） 彭城素軒（元大通事）

游龍順内（目附） 神代四郎八（大通事） 河間八平次（大通事） 彭城倫左衛門（小通事）

大通事層の9名と小通事1名が見られる。その時点で、その前に決まった順次から見れば、1人の目附が5位になった。これは、唐通事集団での家柄と深く関わっていると考えられる。

では、享保10年以降、この10名の構成に変化があったのか。『割符留帳』に残っている4枚の信牌と「漂着唐山人往復書」に収録している1枚の信牌に記されている唐通事の唐姓を手掛かりとして、信牌業務に関する唐通事集団の人員配置状況を考察する。便宜上、信牌に名前が記入されている唐通事は信牌担当と呼ぶ。

この5枚の信牌の発給時期は寛政5(1793)3月、文化元(1804)年9月、文化12(1815)4月、天保2(1831)年4月、安政4(1857)年8月である。それぞれの唐通事関係情報は表にまとめている。表に示したように、信牌担当の人数が固定されていない、一番多い時は1857年の11人がおり、少ない時は7人しかいない。構成から見れば、基本的に大通事層数名+小通事1名の組み合わせが続いたが、1831年から大通事層と小通事層の助役が加えられ、順位の最後の1名が小通事助となった。また、役職が同じ場合は、家柄や役料で上下関係を区別していたようである。もう一つ注意すべき点は目附の順位である。1831年の信牌担当では、楊又一郎は目附として、第7位の位置にいた。彼の役料と昇進ルートから見て、これは彼の比較的低い家柄と関係あることがわかる。目附役は唐通事集団の中では特別な存在で、身分が微妙かつ重要な役割を果たしている役職である。目附については、第4章で詳述する。

小括すると、唐通事集団の信牌担当は次の特徴を持っている。人数が未定、基本的に大通事層と小通事職が中心である。また、上下関係は家筋と関わっており、1830年代以降になると、大通事過人、同助、小通事助が見られる。

次に、『割符留帳』に残っている唐通事の署名を通じて、その人員構成を見てみよう。その署名の中には、もちろん上記の信牌担当の名前が見える。さらに信牌担当以外の唐通事の名前もある。彼らは同じく信牌業務を務めるが、信牌担当と区別するために、割符担当と呼ぶ。信牌担当と同様に、割符担当が署名する際、唐通事集団での身分で順位を決める。信牌担当と異なり、割符担当には小通事助以下の役職が見られる。

文化12年(1815)4月15日に楊敦素に交付した信牌を例とし、信牌担当と割符担当の人員構成を分析してみる。

その時点で、信牌担当は表の「信牌に載せる唐通事の姓名」の如く、8名がいた。一方、信牌担当に関しては、『割符留帳』で調べることができる。

文政12年、唐通事は4回にわたって15枚信牌を交付した。その署名には、信牌担当の8名のほか、10名の唐通事の名前⁽¹⁹⁾が見られる。名前が出てくる順で並べると、以下のようである。()内は彼らの文政12年4月時点での役職である。

- ①柳屋新兵衛(小通事)
- ②額川仁十郎(小通事)
- ③東海安兵衛(小通事助)
- ④彭城節右衛門(小通事格)
- ⑤中山伊右衛門(小通事並)
- ⑥平井英十郎(小通事並)
- ⑦平野順十郎(小通事)
- ⑧清河源十郎(小通事)
- ⑨額川廣助(小通事並)
- ⑩彭城太次兵衛(小通事助並)

彼らと当年の15枚信牌とのつながりについて、信牌交付の時間順で整理する。

4月15日に、信牌8枚を8艘の唐船に交付した。『割符留帳』に12人の名前が記されている。信牌担当と割符担当が各6人である。それぞれを順位の算用数字と上記の丸数字で表記すると、信牌担当は順

位の1・3・4・6・7・8の6名、割符担当は①～⑥である。

翌日の4月16日に、2枚を交付した。担当者が8名おり、信牌担当の2・3・5・8の4名と、割符担当⑦⑧⑨⑩の4名である。

10月1日に、2枚を交付した。10人が割符留帳に署名していた。そのうち、信牌担当は5人、1・2・3・6・8であり、割符担当も5名、⑦③⑩⑤⑥である。

10月3日に、3枚を交付した。担当者が8名おり、割符担当は3・4・6・8の4人で、割符担当は①②④⑤の4名である。

上記により、文政12年の時点で、割符留帳に署名した唐通事が2つの組に分けられる。その一つの組は信牌に名前を載せた人たち、もう一つに組は小通事層の人たちである。信牌業務に対して、唐通事集団がチームを組んで対応している。信牌1枚ごとにその2つの組は人数がそれぞれ同数になっている。これは若輩に現場で経験を積ませるやり方であると考えられる。また、上の人員構成の整理をみると、信牌担当の第8位の人が毎回出席したことが明らかである。その人は小通事額川又十郎である。文政12年に、彼は年番小通事であった。

また、割符担当の人たちはその後ほとんど昇格した。その詳細は以下のとおりである。

- ①柳屋新兵衛（小通事）1824年に大通事助に昇格。
- ②額川仁十郎（小通事）1819年に大通事助に昇格。
- ③東海安兵衛（小通事助）1817年に小通事に昇格。
- ④彭城節右衛門（小通事格）1819年に小通事に昇格。
- ⑤中山伊右衛門（小通事並）1819年4月に小通事助格に、更に同年11月に小通事助に昇格。
- ⑥平井英十郎（小通事並）1818年に亡くなった。
- ⑦平野順十郎（小通事）1817年亡くなった。
- ⑧清河源十郎（小通事）1822年に大通事助に昇格。
- ⑨額川廣助（小通事並）1818年に小通事助に昇格した。翌年2月に亡くなった。
- ⑩彭城太次兵衛（小通事助並）1817年に小通事に昇格。

終わりに

唐船の入港から出港までに、様々な過程があった。唐通事集団がそれらの過程をどのように執り行つたのかについて、本章は入港検査、丸荷役、精荷役、大改、値組、出港から考察を加えた。また、信牌業務をめぐって、信牌や割符留帳に載せる唐通事の署名から、文政12年を例として、唐通事集団の信牌に関する人員配置を検討した。

注：

- (1) 岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」(『史学雑誌』62編11号、1953年)、山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』(吉川弘文館、1960年)、同氏『長崎の唐人貿易』(吉川弘文館、1964年)、中村質『近代長崎貿易の研究』(吉川弘文館、1988年)、松浦章『清代海外貿易史の研究』(朋友書店、2002年)、彭浩『近世日清通商関係史』(東京大学出版会、2015年)
- (2) 岩崎義則「解題」、『長崎奉行所分類雜載』、長崎県立長崎図書館、昭和堂、2005年、334頁。
- (3) 前掲『長崎奉行所分類雜載』、136～137頁。
- (4) 同上。
- (5) 前掲『長崎奉行所分類雜載』、138頁。
- (6) 大庭脩編『享保時代の日中關係資料1』、関西大学出版部、1986年、13頁。
- (7) 前掲『享保時代の日中關係資料1』、23頁。
- (8) 前掲『享保時代の日中關係資料1』、39頁。
- (9) 前掲彭浩『近世日清通商関係史』、61頁。
- (10) 前掲『長崎奉行所分類雜載』、139頁。
- (11) 太田勝也『近世長崎・対外關係史料』、思文閣、2007年、480頁。
- (12) 前掲『長崎奉行所分類雜載』、140頁。
- (13) 同上。
- (14) 前掲『長崎奉行所分類雜載』、146頁。
- (15) 純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編『唐方諸向仕役留・唐方』、1989年、34頁。
- (16) 前掲『長崎奉行所分類雜載』、152～153頁。
- (17) 前掲大庭脩編『享保時代の日中關係資料1』、13頁。
- (18) 前掲大庭脩編『享保時代の日中關係資料1』、82頁。
- (19) 大庭脩編『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』(以下、『割符留帳』と略記) 関西大學東西學術研究所、1974年、144～151頁。

表21 信牌に載せる唐通事の姓名

寛政5（1793）年3月

順位	信牌の署名	名前	役職
1	樊	高尾嘉左衛門	定直組立合目附大通事兼役
2	何	何幸次右衛門	目附
3	劉	彭城久兵衛	大通事
4	張	清河栄左衛門	大通事
5	平	平野善次右衛門	大通事（直組方）
6	河	河副作十郎	大通事
7	田	太田由右衛門	小通事

文化元（1804）年9月

順位	信牌の署名	名前	役職	備考
1	劉	彭城久兵衛	定直組立合目附大通事兼役	1804年1月に隠居
2	何	何幸次右衛門	目附	
3	平	平野善次右衛門	大通事（直組方）	受用銀は12貫目
4	劉	彭城清八郎	大通事	受用銀は13貫目
5	熊	神代太十郎	大通事	受用銀は12貫目
6	葉	穎川四郎太	大通事	受用銀は10貫目5人扶持
7	陳	不明	-	

文化12（1815）年

順位	信牌の署名	名前	役職	備考
1	平	平野善次右衛門	唐通事頭取	
2	熊	神代太十郎	諸立合	
3	葉	穎川四郎太	諸立合	
4	劉	彭城仁兵衛	目附	
5	熊	神代四郎右衛門	大通事	受用銀は4貫目。前職は目附。 1820年5月に諸立合大通事に昇進
6	樊	高尾兵右衛門	大通事	5人扶持12貫目
7	鄭	吉島左十郎	大通事	5人扶持10貫目
8	葉	穎川又十郎	小通事	

天保2（1831）年4月

順位	信牌の署名	名前	役職	備考
1	柳	柳屋治左衛門	定直組立合大通事 兼目附役	受用銀は5人扶持10貫目 天保9（1838）年7月に唐通事頭取に栄進。
2	周	周壯十郎	目附	受用銀は5人扶持7貫目 前職は小通事並
3	陳	額川仁十郎	大通事過人	受用銀は5人扶持12貫目
4	張	清河源十郎	大通事	受用銀は5人扶持12貫目
5	劉	彭城太次兵衛	大通事過人	受用銀は5人扶持10貫目
6	劉	彭城久兵衛	大通事過人	受用銀は7貫目 同年7月に死去
7	楊	楊又一郎	目附役	受用銀は5人扶持7貫目 昇進ルートは小通事助→目附役助→定直組立合兼任
8	陳	額川源三郎	小通事	天保6（1835）年4月に大通事助に昇格
9	陳	額川茂藤太	小通事助	天保6（1835）年4月に小通事に昇格

安政4（1857）年8月

順位	信牌の署名	名前	役職	備考
1	葉	額川四郎八	唐通事頭取	受用銀は12貫目 翌年8月に死去
2	平	平野繁十郎	諸立合大通事	受用銀は12貫目 翌年に退職
3	薛	薛九郎 (貞右衛門)	目附	受用銀は5人扶持7貫目 昇進ルートは小通事並→目附役助
4	陳	額川彦五郎	定直組立合通事 兼通事目附役助	前職は小通事助
5	葉	額川豊十郎	大通事過人	受用銀は5人扶持12貫目 1858年4月に諸立合大通事に栄進
6	劉	彭城太兵衛	大通事過人	受用銀は5人扶持12貫目
7	劉	游龍彦十郎	大通事	受用銀は5人扶持12貫目
8	鄭	鄭幹輔	大通事	受用銀は5人扶持10貫目
9	陳	額川藤左衛門	大通事助	受用銀は4貫500目 同年10月に大通事過人に、翌（1858）年に大通事（12貫目）に昇格
10	陳	額川潤助	大通事助	1858年に大通事（5人扶持10貫目）に昇格
11	馬	中山健次郎 (太平次)	小通事助	受用銀は5貫目3人扶持。弘化3（1846）年12月から小通事助を頼み始めた。

注：

寛政5（1793）3月13日に程栄春・費晴湖に交付した信牌（大庭脩編『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』（以下、「割符留帳」と略記）関西大学東西学術研究所、1974年、259頁）

文化元（1804）年9月初6日に鄭伯朗に交付した信牌（「漂着唐山人往復書」大庭脩編『江戸時代の日中関係資料』（蘭園鶴筋集）』、関西大学出版会、1996年、161頁）

文化12（1815）年4月15日に楊敦素に交付した信牌（前掲大庭脩編『割符留帳』、143頁）

天保2（1831）年4月16日に吳春軒に交付した信牌（前掲大庭脩編『割符留帳』、202頁）

安政4（1857）年8月30日に楊敦厚に交付した信牌（前掲大庭脩編『割符留帳』、巻頭図版1）

第4章 長崎唐通事集団と唐人社会

はじめに

江戸時代の日本では、中国人を唐人と呼んでいる。この称呼は中国の明清王朝交代の動乱期に、戦乱を避けるため、あるいは清の中国支配に反対するため、東渡して、長崎に移住した明人によるものであるという。その中には商人もいるし、文人や明の官僚もいる。彼らは自分らが清人ではないという意識が強かつたため自分たちを清人と称さず、明人と自称した。やがて明朝が滅亡した後、台湾鄭氏集団に補佐される明の唐王朱聿鍵によって福州に亡命政権が立てられた。そうすると、福建や台湾などの中国人は唐王朱聿鍵の唐を取って唐人という身分で来日した。そのため、幕府は清王朝のもの・ひとに対しても、「清国号ヲ称シ且書クコトヲ禁ズ、此レ徳川一世、清国ノ人物舶船ヲバ、唐国、唐人、唐物、唐船ト称」⁽¹⁾ するというふうに、前に「唐」をつけて呼ぶようにした。渡來した明人は長崎で住宅を持つことを許され、住宅唐人（在住唐人）と称されている。唐通事は住宅唐人とその子孫である。

日本に定住した住宅唐人のほか、貿易のために中国沿海部の都市と長崎の間を往復する中国人もあり、渡航唐人（来航唐人）と呼ばれている。清朝の中国全域に対する支配が確立された後、来航した中国人は清人であるものの、その呼び方は変わらない。そのうち、商人は唐商と呼ばれている。来航唐船数は時期によって増減があるが、元禄元（1688）年には194艘（積戻船77艘）⁽²⁾ とピークに達した。乗組員数は船の大きさにより異なり、一艘につき40～100人⁽³⁾ であった。

住宅唐人の1世は天和期頃までにはほとんど死亡し⁽⁴⁾、2世以降は日本人と結婚して日本姓を名乗ったり、日本風の名前に変えて、次第に当地社会に溶け込みつつあった。のちに日本に帰化した人もいたが、同時に同胞として中国文化、風俗を重んじて受け継いでいるネットワークを持っていた。幕末まで存続した唐通事集団はその存在形式の一つである。一方、渡航唐人は最初長崎市内に散宿して、本国の生活習慣や信仰、衣食住の器具などをそのまま長崎に持ち込んだ。

こうして、唐船が毎年絶来航することに伴って、長崎における唐人社会⁽⁵⁾ が形成されてきた。元禄2（1689）年4月に、唐人屋敷（唐館、華館、土庫とも呼ばれる）が完成すると、それまでの市内住居が禁止され、渡航唐人をそこへ移居させるようになった。明治維新に至るまで、この唐人屋敷が長崎唐人社会の中心地である。

これまで江戸時代における長崎唐人社会に関しては、唐通事の系譜及び主な活動、渡航唐人の商人団体を取り上げるのが一般的であった。中村質「近世の日本華僑」⁽⁶⁾ は、鎖国前に形成された長崎華僑社会が「鎖国令」によってどのような影響を受けたかを論じて、鎖国後の唐船貿易状況を考察するとともに、唐通事を華僑後裔として位置づけ、その組織と系譜、職掌などを紹介している。また、過去帳所載

の長崎住宅唐人の名簿を丁寧に整理している。李獻章『長崎唐人の研究』⁽⁷⁾は、主な住宅唐人の系譜と活動に焦点を当てて、唐通事の創設年代、慶長から寛永期にかけての唐人社会の変化、唐人の朱印船貿易、唐人屋敷の設立事情などについて細かい史実の考証を行っている。内田直作『日本華僑社会の研究』⁽⁸⁾は、華僑団体の視点から、唐寺のギルド性と職能や弁銅貿易商人団体にテーマを絞って考察を加え、唐通事についてはその集会場所や職制などに、軽く触れる程度にとどめている。

上記は江戸時代の長崎華僑研究史において先導的かつ開拓的な研究業績である。しかし、いずれも主に江戸時代中前期の枠で考察を行っている。また、唐通事という日本側地役人としての諸機能を検討するに止まり、唐通事集団の視点の集団内の各職位の役割と唐人社会の関係などを十分に解説していない。

そのほか、唐商の地縁的な結合体である「幫」⁽⁹⁾の活動や近世の唐船貿易の様相⁽¹⁰⁾、近世から近代移行期における中国商人団体の商業活動や居留地時代の中国人社会⁽¹¹⁾、あるいは唐人屋敷の建築やそこでの滞在生活、中国文化の伝来と受容⁽¹²⁾、などの課題に取り組む研究もある。

ところが、こうした研究においては、江戸時代後期、特に19世紀以降における唐人社会全体の状況や渡航唐人・唐通事集団と唐人社会の関連などに関して具体的に触れたものは管見の限り見当たらない。また、社会変遷との関連について考察する視点も欠如している。

周知のように、江戸時代後期に入って、東アジア情勢は激変し、それに伴い、来航唐船が漸減していった。それにつれて渡航唐人数も少なくなってきた。さらに、開港後、貿易を目的としない唐人が現れ、唐人社会の構成は変化してきた。こうした背景の中で、唐通事集団も少なからず。社会変遷の影響を受けたはずである。唐船交易の最前線の日本側の役人の役割と中国人の子孫という二面性を持っている、さらに幕府側の唐人に対する管理策も時代とともに変化したのではないかと考えられる。

そこで、本稿では激動する19世紀における長崎の唐人社会に焦点を当てて、その構造を把握するとともに、唐通事集団と渡航唐人のグループの交流、また幕府側の唐人社会対策などについて考察を加える。

第1節 長崎唐人社会の多重構造

元禄2(1689)年4月に、幕府は渡航唐人の住所を唐人屋敷一箇所に限定した。しかも、入居後、自由に出入りすることを許さなかった。

唐人屋敷の生活環境については、長崎における最初の史跡名勝を主にした地理・歴史の記述書である『長崎図志』の「唐館」条⁽¹³⁾に詳しく記述されている。

内ニ複屋十楹ヲ立ツ、宛モ市井ノ如シ。各々地勢ニ従ヒ、周ラスニ墙壁ヲ以テス。高サ七尺余、乃チ^キ塹深廣六尺。館ノ廣袤一百九十三丈二尺、通スルニ門ニツヲ以テス。中門ハ役吏ト雖ドモ妾リニ

入レヲ得ズ。外門ハ吏者堅ク守リ、役吏ノ外几ソ^{タモ}焰版ヲ佩ルニ非レハ入レヲ許サズ、二ノ門交ニ^{アキ}五申頭亭、大小通事舎、看貨所アリ。唐人晨夕此ヲ出テ交易ス。内ニ土公ノ祠有リ。祠前有一小池、形如半月架廊橋其ノ側ニ小商店ヲ開キ一本云、其側客商入館後水稍等開店^{アンパン}牌ヲ掛け酒果等ノ食物ヲ陳設シ至市相使。

唐人屋敷の範囲は現在の館内町のほぼ全域、総面積「一百九十三丈二尺」で、非常に広い地域である。大門と二の門と2つの門があり、二重に区切られ、堀などで囲まれている。中には渡航唐人の日常生活に関する施設として「複屋」、「小商店」「土公ノ祠」「閑聖堂」などがある。入居後の彼らは、唐通事をはじめ地役人たちによって厳しく管理されていた。「役吏ノ外几ソ^{タモ}焰版ヲ佩ルニ非レハ入レヲ許サズ」、すなわち役人以外の日本人は許可をもらわないと大門に入れない。更に渡航唐人の生活エリアである二の門は「役吏ト雖ドモ妄リニ入レヲ得ズ」とあるように、一般日本人との隔離政策が厳格に実施されていた。このような、完全に外と隔離された閉鎖的な空間で複雑な社会が構成されていった。

唐人屋敷には、まず、唐船単位のグループがあった。唐船乗組員の構成と業務について、「増補長崎路史」第33巻「外国商法沿革志 附録 下」の「唐船職名」項⁽¹⁴⁾に下記のように記されている。

正船主本船頭	副船主脇船頭	財副筆頭勘定役	總管一船諸用ヲ掌ル
客長船中ノ客	板主船持主	夥長按針役	舵工楫取役
頭舵イカリ役	香工船神ニ香花ヲ給ス	押工大工	真庫大鼓役
大縫帆網役	一仟大帆ノ役	二仟第二帆役	三仟第三帆役 亜板帆柱ニ上レ役
総哺炊飯賄役	老大工社ノ頭	工社水手	小廁 ⁽¹⁵⁾ 小者

とあり、船主（船頭を呼んでいる場合もある）は基本的に1人で務めており、助役としての副船主は1人（なしの場合もあった）、財副1人がいる。この2~3人は商人の身分であるため、唐商と呼ばれている。唐船乗組員を代表して、貿易関係や滞在生活など様々な面において日本側と交渉した。そのうち船主は唐船の最高責任者である。また、客（なしの場合が多い）を除いて、他の船員は船の操縦や雑務を担当する者である。

これらの唐船の乗組員の中で、複数回の渡航歴を有するものが少なくない。彼らは身分・役割・出身地などに基づく縦のつながりが強い唐船単位のグループの形で長崎に渡来した。彼らが唐人屋敷に入る際、その住むエリアは唐船入港の順番に従って、船ごとに指定される。渡航唐人部屋としての「複屋」は2階建てで、軒数は時代によって増減があり、元禄初年の収容能力は目一杯の50艘2000~3000人であった。⁽¹⁶⁾ 船主らの唐商は2階に住んでいて、ほかの船乗りは階下に雑居している。すなわち、唐船単位のグループ全体が唐人屋敷内に移動する、集中住居である。

次に、同郷のつながりがある。1620年代、長崎奉行の許可のもとで、渡航唐人と唐通事集団の有力者によって興福寺（南京地方出身の唐人の建立によるもので、南京寺とも呼ばれる）、福濟寺（泉州寺）、崇福寺（福州寺）という3つの唐寺が相次いで創設された。延宝5（1677）年に建立された聖福寺（広東寺）を合わせて長崎四福寺と並び称されている。唐寺創設の主な目的は、渡航唐人がキリスト教の信者ではないことを証明すること、海神・菩薩を祀ること、また亡くなった唐人の供養の3つであった。中国風の唐寺は、一種の同郷会館としての役割を果たすとともに、唐人らの安心感や帰属意識を高めたと考えられる。

来航唐人は唐人屋敷に一括収容された後、自由が制限されたが、館内での同郷のつながりはかえって強くなった。『長崎年表』の記事によると、寛保元（1741）年に、「潮州人ノ渡來ヲ禁ス」という潮州人に対する貿易禁止の命令が出された。その原因は、「去々年、潮州人唐館内ニ於テ多勢党ヲ為シ、狼藉シタルヲ以テ也」⁽¹⁷⁾ である。

さらに、階層がある。唐人屋敷の社会は入居後、消費水準・住宅配置を基準に船主・財副・客は上層、夥長・総管・舵工は中層、水手を中心とする一般船員と商人たちの召使いは下層⁽¹⁸⁾ という上・中・下3層に分かれていた。

また、唐人屋敷では長期滞在が許されなかった。「唐船出船之次第入津之日起五十日切ニ帰帆いたさせ候但夏中入津之船者秋中ハ順風無之帰帆難成由例年訴訟申候於然者十一月迄も出船差延候事」⁽¹⁹⁾ と規定されるように、基本的には約二ヶ月以内の短期滞在であった。こうして、比較的閉鎖的な館内空間を共有し、数ヶ月にわたって共同生活するため、様々な芸術活動や宴会を通じて、中国沿海各地から来航した唐人が相互に結びついたり、影響を与えたりした。出身地の枠を超える人々の横のつながりもできて、複雑な人間関係が成立してきた。

さらに、唐人屋敷内部の社会とその外の唐人社会もつながっている。その掛け橋は唐通事である。

このように、唐人屋敷内外の唐人社会は4重構造を有する。内部には、縦に「複屋」ごとの唐船乗組員グループと身分による階級のつながりがあり、横には同郷のつながりと地域を超える唐船集団コミュニティがある。外部の唐人社会との関係は唐通事によって維持されている。それについては第3節で詳しく述べる。

第2節 19世紀における長崎唐人社会の様相

次に、19世紀になると唐人社会の構成はどうなったのか、また社会的構造がどう変化したのか、について、考察をしてみよう。

1、辦銅商人団体

19世紀半ば頃、清政府は内憂外患の状態に追い込まれた。アヘン戦争とその後に起こった太平天国の乱が当時の中国商業活動に大きな打撃を与えて、年を追うごとに来航唐船はさらに少なくなってきた。享和・文化年間は概ね毎年10艘程度で、文政・天保年間では毎年4~6艘程度になり、弘化・嘉永年間になると、毎年5艘程度に減少した。1853年に至っては一艘の入港もなかった。⁽²⁰⁾ 一艘につき50人の乗員があるとしたら、文政期以降に唐人屋敷の住居者数は年間300人未満であった。

また、出港地から見れば、天保~安政期の約20年間、入港唐船100艘程度の出港地は南京、寧波、廈門、上海、元和（蘇州市の地名）であり、そのうち、南京、寧波からきた唐船が80余艘で、圧倒的に多い。⁽²¹⁾

西川如見『増補華夷通商考』卷2によれば、「南京福州ノ船ハ皆小船也日本ノ十六七端帆ノ舟ヨリ大ナル者ナシ……唐土ニテ船ノ大小ヲ言ニハ皆斤目ニテ言事ナリ其大船ハ荷物五六十萬斤次ハ三十萬斤或二十萬斤小船ハ十萬斤ノ者也」⁽²²⁾ という。すなわち、幕府の貿易政策の調整と中国の内乱により、唐船数の減少について、取引額も少なくなり、出港地が江蘇・浙江省に集中してきたことがわかる。

唐商の範囲も縮小してきた。これは中国側の貿易政策と関わりがあった。唐船貿易で日本から最も多く輸出されたものは銅と海産物であった。清朝政府は乾隆初期（1730年代後半）から特定の辦銅商人団体（官商と12家額商）を指定し、日本銅の購入を行わせた。すなわち、一家の官商と12家額商が長崎貿易を独占した。

官商は交替制で、清朝皇室や地方政府と深い関わりがあるものや、学識や教養のあるものが多い。19世紀における唐船貿易の官商は王氏、程氏、汪氏の3家⁽²³⁾で交代して担当した。安政2（1858）年から3年へかけて入港した王氏船が最後の官商船である⁽²⁴⁾。一方、額商は額設の商人という意味で、一定員数に限られた官許の民間商人を指しているが、「12」は実際的な数ではない。

この時代、官商や額商また彼らの代理人が船主・脇船主をした。唐船ごとの船主責任制は変わらぬままであるが、中国の出航地と長崎の間を行ったり来たりしなくて、唐人屋敷に住んで指揮する船主が現れ、在留船主と呼称される。

以上に述べたように、唐船貿易政策や中国国内の戦乱によって、19世紀以降、唐船数の減少について、取引額や渡航唐人数も少なくなった。そのうえ、唐人屋敷の入居者は江蘇省や浙江省から來た辦銅商人団体が主であるため、館内唐人社会の構成が前より单一化される傾向が現れた。また入居人数も減少し、唐人社会の規模が縮小していった。

唐船の漸減が長崎の社会にも巨大な影響を与えていた。弘化~文久期に長崎町年寄久松氏の招聘を受けて、儒役として来崎した荒瀬桑陽が見聞録『崎陽談叢』⁽²⁵⁾で当時の長崎の状況を以下のように記録している。

唐国兵燹後王氏十二家等く番船を航すること出来ず、少しく貨物を輸するものがあれば、洋船に託し別に番船を装うことをしない。そこで長崎の諸吏訳医これが布帛を得ることが出来ない。特に唐寺崇興の如きは専ら唐人の布施を受けて以て渡世するものである。ここに於て唐船が航しないので仕方なく或いは僧侶を省き奴僕を出し器械屏障を販ぎ以て自給した。⁽²⁶⁾

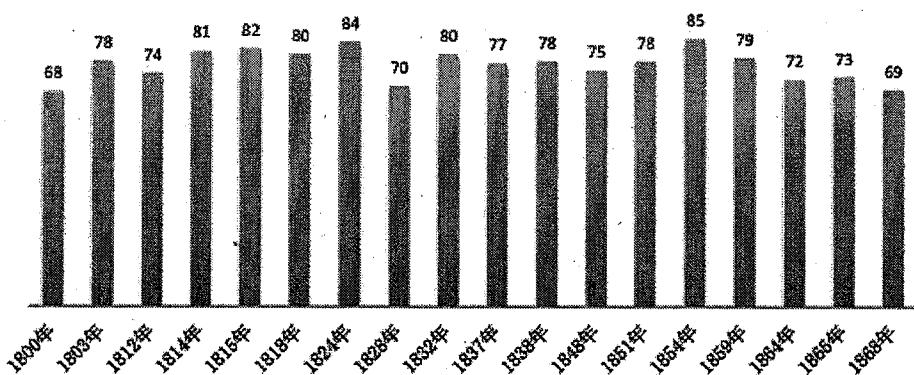
「王氏 12 家」は官商と額商のことを指す。国内の戦乱で、辦銅商人団体の唐船の欠航によって「長崎の諸吏訳医これが布帛を得ることができな」くなった。このように、唐通事を含めて長崎役人が渡航唐人と経済的利益関係を持っていた。さらに、彼らは唐人屋敷の外の唐人社会、特に唐寺に極めて大きな影響を及ぼした。

2、長崎唐通事集団

第 1 章で述べたように、唐通事集団の中核は大通事・小通事・稽古通事の 3 職である。そのうち、大通事と小通事は階級が違うが、職務上の区別はなく、毎年それぞれ 1 名ずつ年番通事を出して常務に当たった。大通事と小通事は定員 9 名であり、その定数外に助役が置かれている。

19 世紀に入ってからは、唐通事集団に 19 の職位が数えられ、そのうち、唐通事目附助・大通事過人・小通事格・同過人・同助格・同助過人の 6 つのポストが新しく置かれた。また、19 世紀における唐通事集団の規模⁽²⁷⁾は以下の通り（表 22）である。

19世紀における長崎唐通事集団（本通事系）の総人数



上の表に示したように、19 世紀に入ってから明治維新までの約 70 余年にわたって、唐船貿易量の減少のにもかかわらず、長崎唐通事集団は毎年 70~80 人の規模をずっと維持していた。では、唐通事集団の運営がどうであったのか。安政 6 (1859) 年 4 月から 13 歳の若さで稽古通事として唐通事役を勤め始めた盧篤三郎（のちの盧高朗）の自伝からその一端がうかがえる。

篤三郎ハ稽古通事ナレハ、毎月一両回他同僚ト交代ニ興善町ニアル唐通事会所ニ出勤宿泊セリ、此ノ会所ハ大通事ト小通事二名年番役ニ当ル者出勤シテ、唐人即チ支那人ニ関スル事務ヲ見ル。又篤三郎ハ本籠町外ニ俗ニ唐人屋舗ト云フ唐人、即チ支那館ノ二ノ門前ニアル唐人ノ取締ニ任スル其掛リ役員ノ詰所アリ、其内ニ唐通事ノ出勤スル部屋モアリテ、此處ニモ他ト交代ニ一ヶ月一両回出勤宿泊セリ。唐人ノ病人ヲ診察スル官許ノ医者館内ニ入ルトキハ、稽古通事附添フナリ。……唐人館外ニ出ント欲スルトキハ、寺社参詣云々ヲ以テ、奉行役所ニ願ヒ出ツ、其許可ヲ得レハ、取締役員ト唐通事附添フ、篤三郎ハ附添ヒタルコトアリ。唐人本船ノ長崎港ニ入り来リ、唐人上陸セントスルトキハ、之ヲ倉庫ノアル新地ノ水門ヨリ上ラシメ、検視トシテ出張ノ定役衆其他掛役員及唐通事等立会ノ上、手荷物ヲ取調ヘ、唐人即チ支那館ヘ護送セリ、篤三郎ハ之レニモ出勤セリ。

英米佛等ト通商条約締結サルルヤ、築町ノ川尻ニ運上所（港会所ト云ウ）設ケラレタリ、篤三郎ハ毎日出勤セリ。……外国人居留地大浦ノ海岸埋立完了スルヤ、大浦川ノ川尻ニ運上所ヲ設ケラレ、之ヲ下リ出張所ト称ス。此ノ出張所ニ暫ク出勤セリ。

港外小瀬戸ニ遠見番所アリ、役員詰メ居リ外国船ノ来航ヲ見ル遠見番ノ之ヲ見出シテ、其港外ニ来ルヤ、医者ト共ニ乗入り、伝染病人ノ船内ニ之レナキヤ否ヤヲ検視セリ。篤三郎ハ医者ト共ニ、小瀬戸ニ出張宿泊シテ、之ヲ勤メタリ。外国船ノ港内ニ入り来ルヤ、奉行ハ定役衆ヲシテ、清国其他ノ事情ヲ探聞シ、之ヲ江戸其筋ヘ報告ス、篤三郎ハ之レガ通訳モ勤メタリ。又飽ノ浦製鉄所ヘ兼勤ヲ命セラレ、外国人ニ係ル事務ト旁ラ、英語ヲ教ヘタリ。⁽²⁸⁾（句読点は筆者による）

上記に示したように、安政5年に安政五カ国条約が結ばれた直後、唐通事役の日常業務は唐通事会所や唐人屋敷の通事部屋への出勤、唐船入港から唐人上陸までの貿易に関する一連の作業時の立会い、唐人屋敷に滞在する渡航唐人の取締りなどであり、基本的には従来と変わっていない。また、稽古通事が基本的に業務補佐役としての役目を果たしていたことがわかる。

その時点で、唐通事集団の唐人社会に関連する勤務場所は唐通事会所、唐人屋敷及び新地の倉庫である。唐通事会所は年番の大通事と小通事2名が唐人に関することを処理する場所である。稽古通事らは交代して月に1~2回くらい夜に出勤する。唐人屋敷での勤務も同様に、月に1~2回で、場所は二の門前の通事部屋である。また、唐船が来航する場合、稽古通事が新地に出勤する必要がある。そこは唐船によってもたらされた貨物を預ける倉庫の所在地である。

唐通事集団の唐人屋敷での勤務に関して、『長崎古今集覽下巻』に所収されている「未三月付唐人屋敷当番につき覚書」にはその詳細が見える。

覚

- 一 大小通事之内 壱人
- 一 小通事末席 壱人
- 一 稽古通事并見習之内 弐人
- 一 内通事小頭 弐人

右之通唐人屋敷昼夜当番相勤、毎日申刻交代可申付候事⁽²⁹⁾

とあり、大通事、小通事、小通事末席、稽古通事・同見習と内通事小頭からなる 6 人が唐人屋敷で昼夜交代当番することがわかった。

従来の業務に対して、運上所への出頭、外国船伝染病人を検視するための出張、奉行に随行して通訳をすること、製鉄所での兼役など唐船以外の外国船に関する新業務も見られる。もともと唐通事は中国語を生かして、唐船の応接や渡航唐人関係事務の処理などをする唐船貿易のために設置された役であるが、安政以降、唐通事役の職務範囲が広がっていくにつれて、唐通事集団の業務は唐人社会を中心とすることから、英語習得による欧米諸国商船の応接へと変化し、その関心は唐人社会から離れつつある傾向がうかがえる。

当時長崎の言語について、『崎陽談叢』の「長崎訛音」条に以下のように記録している。

長崎の言辞に解き難いものがある。これを熟考するに頗る唐音蓋し明末人多く韃靼の乱を避けて長崎に託するもの多く、吳・何・額川・鉅鹿の如き類何れも明末の守令である。官乃ち命じてその言を通せしめた。故に子孫今に至って相伝えて通事をする。その従属の僕婢妾媵多く聞馴れて俗をなす。しかもその訛音二十年來頗る減じて多くこれを言わない。近年に至って洋舶幅湊して洋音また頗る加わり三邦の言相雜り、そこで伝笑して和漢蘭辞という。⁽³⁰⁾

「吳・何・額川・鉅鹿」がその時点で唐通事役を勤めている 4 家である。「従属の僕婢妾媵多く聞馴れて俗をなす」ため、唐音が唐通事家によって長崎で広がっていったと言えよう。江戸時代後期になると、幕府が西洋諸国の圧力によって鎖国方針を放棄し、国交を締結して国際社会に入ったため、英語を中国語より重視するようになった。第 1 章で述べたように、安政 6 (1859) 年 1 月に唐通事鄭幹輔、何礼之ほか 4 名は奉行の許可をもらって、アメリカ船に赴き、アメリカ人の宣教師について英語を学び始めた。この盧篤三郎の経験をみると、彼は飽ノ浦製鉄所で兼勤するとともに英語を教えているようである。飽ノ浦製鉄所が文久元 (1861) 年に設立され、また、篤三郎は元治元 (1864) 年まで稽古通事を勤めている。この時期になると、唐通事集団は最初から稽古通事に英語を勉強させていたと考えられる。篤三郎

の場合、英語を教える対象が不明であるが、彼は英語の上達が早い人だと思われる。

唐通事集団の積極的な英語習得から、彼らは一応渡航唐人との関係を維持しているが、その社会と離れつつあり、欧米人関係事務にも重きを置く傾向が見られる。

3. 新渡来唐人

長崎では安政5（1858）年の10月から、米・英國との交易が始まり、万延元（1860）年に米・英らと居留地協定が成立すると、これらの条約国商社の使用人として、あるいは商業上の雇用人として入国した唐人が多くなつた。「そこで長崎では唐人屋敷を足場にする幕府公認の辦銅官商・額商系唐人のほかに、いわばもぐりの唐人（主として廣東・福建地方の出身であった）が出現し、これらの旧新商人両立の形で、唐人貿易が継続した」⁽³¹⁾。このもぐりの唐人は筆者なりの言葉で言い換えれば、安政開港以降における新渡来唐人の一つのグループである。彼らは本国である清国と日本が条約を締結していなかつた段階で「召使」「外人附属」「其他」などの身分によって合法的地位を獲得した。その中には、外国商船に乗船して来日する人もいたし、唐人屋敷を抜け出した昔の渡航唐人もいた。

彼らは唐人ではあっても、唐人屋敷内の唐人社会に入つていなかつた。安政の開国の直後、居留地が完成するまでの彼らの居住地が「止宿所」という施設だと考えられる。日本人が関わる盗みなどの事件に関する記録に「常盤崎英商唐人止宿所」⁽³²⁾、「新地前英商唐人止宿所」⁽³³⁾のような文字が見える。彼らはイギリス商人に附属していることより、「英商唐人」と名付けられたと思われる。その時の事件処理について、唐通事ではなく、阿蘭陀通詞に任せていることが興味深い。

安政6（1859）年から元治元（1864）年まで、大浦海岸一帯が埋め立てられて、外国人居留地が創設された。また、居留地全般を統制するために、「外国人居留場取扱掛（居留場掛）」という組織が元治元年に新たに設置された。その組織内の人員構成には「詰合通詞」がいて、「当初専属の者がいはず、港会所（運上所）からの応援を受けていた」⁽³⁴⁾が、業務が非常に多忙のため、通訳者の増員が必要とあった。文久元（1861）年12月に「居留場懸り英語兼学唐通事手加勢被仰付度儀相伺候書付」⁽³⁵⁾が提出され、荒木昌造というものが「居留場懸り英語兼学唐通事手加勢」として任命された。1868年4月改の長崎の『諸役人名前帳』⁽³⁶⁾の上等通弁役の名簿には、「荒木昌造」という名前が見られるが、彼の元の身分や詳しい経歴は不明である。ただし、彼は長崎唐通事集団の一員ではないことだけがはっきりしている。そのため、唐通事集団と外国人居留地に住む外国商人附属の唐人の一般的な関係が把握できない。

しかし、個人的な関わりに関する手がかりがある。幕府微臣と自称する水野忠龍というものと浙江出身の商人である朱仙處との筆談記録が残っていて、「瓊浦閑語」⁽³⁷⁾に載せられている。冒頭に「元治元年、甲子五月晦日、自中街邸、訪清人朱仙處於大浦館、譯司穎川子愿從焉」とあり、元治元（1864）年5

月30日に、日本人の水野が大浦に住んでいる朱を訪ねて、訳司穎川の子が同行したということがわかる。穎川家は大通事を多く輩出した唐通事の名門で、明治維新までずっと活躍していた。筆談の内容から見れば、水野と朱は初対面である。穎川は仲介者ではなかろうかと思われる。

もう一つのグループの新渡来唐人が唐人屋敷に滞在している唐船主や船員の家族である。「條約未済各港滯留條約未済外國人處分一件 一」⁽³⁸⁾ の「文久元年11月長崎在留唐船主社中等ノ家族便船着港ニ因り入館ヲ許セシ旨同所奉行ノ上申」条に収録される「陳志祥ノ家族入館船主鈕春杉ノ願書」、「鄧增弟家族ノ入館船主程稼堂ノ願書」、「船主楊少堂ノ家族入館ノ願書」、「陳瑛家族ノ入館船主鈕春杉ノ願書」との4つの願書よって、文久元（1861）年11月頃、唐船貿易を目的としない唐人、すなわち新渡来唐人が唐人屋敷に入居したこと、また、船員の家族の入館願書も船主の名義で長崎奉行所へ提出したことがわかる。

『割符留帳』⁽³⁹⁾ により、鈕春杉は安政6（1859）年2番上海船の副船主として7月に、程稼堂と楊少堂はそれぞれ一番南京船の船主と副船主として安政5年2月に長崎に渡来した。上記の願書を出す文久元年までの3~4年間は、太平天国軍隊によって上海や南京が戦乱の場となる故郷に帰られないことを理由として、長崎奉行所の許可のもとで、この3人が唐人屋敷で生活した。

安政開国以前は、唐人屋敷での長期滞在や家族を連れての入居が許されなかつたが、安政5年から渡航唐人の長期滞在が認められ、更に文久元年には彼らの家族の入館申請書が船主から提出された。この下意上達の担当者は唐通事で、願書には「李平三」、「穎川君平」、「東海哲二郎」の名が残っている。その時点で、李平三は大通事、穎川君平は大通事過人、東海哲二郎は小通事⁽⁴⁰⁾ をしている。いずれも唐通事集団で上位を占めている者である。大通事李平三と小通事東海哲二郎はその年の年番通事ではなかろうかと思われる。

このように、このグループの新渡来唐人の入館の件に関して、渡航唐人側は船主を代表として書面で申請を提出する。これに対して、日本側は唐通事集団の上位層の通事が対応している。すなわち、渡航唐人グループと唐通事集団それぞれの代表者が船主と大通事や小通事など上位層のものである。唐人社会の声を船主→唐通事集団の上位層（小通事、大通事など）→長崎奉行所に届ける。

しかし、当時の唐人社会をみると、渡航唐人の家族の入館について、唐人屋敷の唐船貿易の施設としての意味が薄くなつて、避難施設のようなものになつたと思われる。唐人屋敷の外の唐人社会には欧米商人の附属である新渡来唐人が現れたが、彼らは唐商や唐通事との直接のつながりがあまりないため、江戸時代における長崎唐人社会はこの時期に至つて終焉を迎えることとなつた。

第3節 唐通事集団と渡航唐人の交流

1、渡来唐人の長崎唐通事集団に対する認識

実際に長崎唐人屋敷で生活した経験を持つ中国人汪鵬が『袖海編』⁽⁴¹⁾に唐通事について以下のように記している。

使院所屬之官有年行司通事官、有按察大通、副通、末席、稽古等、有内通頭專供唐館之使命、(中略)
上之察下惟嚴、下之事上惟謹⁽⁴²⁾ (句読点は筆者による、以下同じ)

とあり、「使院」と「年行司」の意味について、清人翁広平が書いた日本研究書である『吾妻鏡補』は次のように説明している。

使院 官有使院、秩視二千石、專司兩國通商之事、帶理崎政、一年而代、通稱曰王家
年行司 高木王 使院之屬有年行司高木王、世守其地方、使院之事得協理之⁽⁴³⁾
すなわち、使院と年行司はそれぞれ長崎奉行と長崎代官を指している。このように、汪鵬の目で見た長崎の行政の様子は次のようなものである。長崎奉行所の役人には、長崎代官、通事などがあり、通事の官職には按察・大通事・副通事・末席通事・稽古通事などの区別がある。内通頭が専ら唐人屋敷の用を行っている。上役は厳しく下役を監督し、下役は謹んで上役に仕えることになっている。上下の身分関係が外でも見られるほど厳しい。

これをみると、渡航唐人である汪鵬の唐通事組織や上下関係についての認識には間違いがないが、その呼び方に違いがあるようである。しかし、唐通事養成のための教科書の唐通事人員構成に関する記述には同じ表現が見られる。

通事也有几等几様、品級不同、叫做問信通事、按察・大通事、副通事、学通事、唐年行司、内通事、各有名目、通事的職分非同小可、關頭甚大。⁽⁴⁴⁾ (句読点は筆者による)
とあり、汪鵬の書いた文章と同様に「按察・大通事、副通事」という呼び方がある。唐通事集団での役職を対照すると、汪鵬の言う按察・大通事は唐通事目附・大通事、副通事は小通事、末席通事は小通事末席となる。この点から唐人の唐通事集団に関する私的な情報が唐通事との交流を通じて得られたと推測される。

渡航唐人が長崎滞在中にずっと唐人屋敷に閉じ込められていることを考えると、彼らと唐通事との話し合いはほとんど唐人屋敷で行われていたと思われる。唐通事後継者の育成の教科書には、新しく任じられた稽古通事が初入館の際、渡航唐人らと挨拶する場面が記録されている。

大凡通事到了十五六歲、新補了學通事、頭一遭進館的規矩、到了公堂、看見在館的各船主財副坐在公堂上、分南北而坐。序上值日老爹同幾個學通事、內通事、分個品級端端正正坐在那裡。看見新補通事施禮過了、方才值日老爹對唐人們說道、這位是林老爹的阿郎、此番新補了學通事、今日頭一回

進來見見衆位。

那時唐人一齊來作揖說道、原来是林老爹的令公子、恭喜恭喜！⁽⁴⁵⁾

現代日本語に翻訳すると、下記の通りである。（　）内は筆者による補足である。

(唐) 通事が15~16歳になって、稽古通事として新規採用された際の、初入館のルールは次の通りである。新任挨拶の場所は（唐人屋敷の）公堂である。出席者は滞在中の唐船の船主及び財副たちと年番通事、稽古通事数名、内通事たちである。当日、公堂では、前者は南と北の2列に分かれて座っている。後者は階級に従って座っている。新規稽古通事が公堂に入ってから一礼をする。その後、年番通事が「これは林（唐通事）の息子です。この度、稽古通事に任じられました。今日は初めて入館して、みなさんに挨拶に来ました」と、稽古通事のことを唐人らに紹介する。その時、唐人たちが拱手の礼をしながら、「林老爹の息子さんですか。おめでとうございます」と挨拶する。

まず、唐商が唐通事のことを「老爹」と称呼している点に注目したい。現代中国語では「老爹」（ローディエ）という単語は一般的に「年をとった男性」に対して使われる呼び方であるが、ここでの用法について、中国古典小説において「老爹」を使った文章を2つとりあげて、参考にしながら特徴を分析してみる。

『儒林外史』第2回に

「夏総甲道：“就像今天請我的黃老爹，他就是老爺面前站得起來的班頭。”」（日本語訳：「今日わしを呼んでくださった黄の旦那、の方は県知事さんのご面前でも気おくれしないで話ができる班のお頭じや、（後略）」と夏総甲がいった。⁽⁴⁶⁾）

『西遊記』第97回に、

「回頭見各官羅列，即又磕頭道：“列位老爹都如何在舍？”」（日本語訳：振り返ると、役人たちがずらりと並んでいる。そこでまた叩頭し、「お殿さま方、どうしてここへお越しで。」⁽⁴⁷⁾）

とあり、「老爹」という単語が「旦那」「殿さま」の意味を持っている。いずれも目上の人、特に官吏に対する尊敬の意を含む表現である。こうして、唐商が「通事」という官職名を使わずに、交流の時に「老爹」という中国風の呼称を使っていることがわかる。

また、その出席者は、渡航唐人側は船主、財副などの唐商、唐通事集団側は年番通事、稽古通事など

である。内通事の勤務場所は唐人屋敷であるため、その出頭は仕事であると思われる。このように、新規稽古通事の入館挨拶の目的は年番通事による、唐商らへの紹介であったと思われる。

第1章で述べたように、稽古通事は当初は大通事家の後継者養成の性格を持ち、補助的な役割を果たしたが、時代について、家系を問わず、唐通事集団の下位として、唐通事の職歴のスタートと位置付けられるようになった。仕事相手は唐商らであるため、入館して唐商らと接触するのは唐通事としての初めの一歩である。その後、経験を積むにつれて、唐通事集団の上位へ登るわけである。

接触後、唐商は唐人屋敷で唐通事らとしばしば宴会を楽しんでいた。「館中宴會極繁交相醉苔有上辦下辦酒有通辦酒有飲福酒有春酒」⁽⁴⁸⁾ とあるように、屋敷では宴会がさかんで、それによって互いにつきあいを重ねている。ご馳走する側が必ず唐商であるとは言えないが、「入館後有宴守番之例樓中陳設肴饌三人者禮服而至」⁽⁴⁹⁾ という乙名⁽⁵⁰⁾ にご馳走するのが例となっていることから考えると、唐商側が通事と仲よくなるために、お金を出して招待した可能性が高い。

もちろん、唐商が唐通事集団に不満を抱くときもある。それはほとんど貿易利益に関わる場合である。商品の価格について論じ合う場面を例とする。唐通事の教科書に、「(老爹) 没有一點情分在晚生身上」⁽⁵¹⁾ (老爹が全く私のために考えていない) という唐商の文句が記されている。それに対して、唐通事は「我們通事家同你一箇圈子裡的人」⁽⁵²⁾ (我々通事はあなたと同じ枠に立っているよ) と答えている。唐商側と日本側の間に立つ、苦しい気持ちを表わすとともに「あくまでもあなた側にいるよ」と唐商に伝えてもいるのである。

小括すると、唐商は唐通事集団の構成を正確に認識し、尊敬の念を持って付き合っているが、利益問題をめぐっては唐通事への不満も抱くこともあった。

2、唐商と唐通事の私的な交流の一例

長崎歴史文化博物館渡辺文庫に「清人書状」、「尺牘抄」というタイトルの資料が所蔵されている。それは唐船主が書いた唐通事宛の漢文書状である。その内容は貿易交渉が中心である。ここで、その中の1通を取りあげて、唐商と唐通事との個人的な交流を考察してみよう。紙幅の制限により、筆者による現代日本語訳のみ掲げる。本来の意味を忠実に示すため、原文の固有名詞をそのまま使い、筆者が補足する内容を（ ）で表示する。

春の光が麗しくて、お花見の季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。小生らは館内に閉じ込められて、辛くてたまりません。その上、この度、売買価格について、交渉を10回ほど行いましたが、合意に達していません。これは全て会所のせいです。会所の人は腹黒くて情理を無視する

ので、我々唐人は足場を失う状態にまで追い込まれています。どうしましようか。この間、老先生が当番で入館する際、小生は船に関する事をすぐにお話ししたと思います。船の主人である王桐（峰）が商縦を勤めて以来、10余年にわたり、貿易のために全力を尽くしていました。その苦労は誰でも知っているでしょう。いま清算するにあたって、ちょうどほかの船も帰国の準備をしているため、我々の帰港時間を延長することになるかもしれません。海上の風状況などを考えながら早く出航の時間を決める必要があると思いますが、このまま行くと、季節風の良い時期に間に合わない恐れがあります。但し、程、公両局の船は大体帰国時間を決めることができますが、ただ王局の1隻が非常に難しいです。今、2万両を超えた貨物の価格はまだ相談中です。また、来航する船もありません。小生は館内に滞在して、帰国する方法がありませんので、本当に困ります。いろいろ考えましたところ、王局に迎えの船を派遣していただければと思います。もう1隻が来たら、諸々の問題が解決できるし、小生も安心して帰国することができます。これについて、申し出を出して、年番通事に各所に伝えてくれるよう頼みました。老先生はずっと王局の船に関する主な担当者で、うちの主人である王桐と長年にわたって付き合いがありますので、各年番の官吏と相談して、この船の問題を解決していただきたいのです。しかし、時間が迫っているので、回答が来てから出航するのでは遅いのではないかと心配しています。老先生からアドバイスをいただければ幸いです。館内で相談することを期待しております。願書も差し上げますので、よろしくお願ひします。不尽。

陳可績老先生へ

小生夏雨村拜啓

3月17日

追伸、奉行が劇を見に館内にいらっしゃいますが、是非足をお運びください。⁽⁵³⁾

これは唐商夏雨村が唐通事陳可績宛てに書いた手紙で、内容は貿易斡旋と唐船派遣についての相談である。唐商夏雨村の手紙が唐通事陳可績に届いたかどうか、また、返信があったかどうか、に関して、史料が残っていないため、その詳細が不明である。

この手紙に「王局」、「程局」の語が見られる。それらは官商にあたり、前者の王桐がすでに10余年官商を務めて、後者の程氏の船も来航したことより、この時点で官商の交代が完了したと推測される。「文化4年11月唐船主王氏止む程氏之に代る」⁽⁵⁴⁾との記述から、これは文化5(1808)年の3月17日ということがわかる。

陳可績は西村金兵衛で、1777年に稽古通事に任じられ、小通事末席、同並、同助を経て、1802年に小通事に昇進し、7年後の1809年に病死した。⁽⁵⁵⁾文化5年の時点で陳可績は小通事の任に就いていた。

唐商夏雨村の手紙より読み取ったポイントをまとめると、以下のとおりである。

①呼称の「陳可績老先生」より、私的に付き合う時に、中国人の習慣に従っていることがうかがえる。

唐通事2世以降、多くの家が日本風の名前に変えた。陳可績も西村金兵衛という日本風の名前を持っているが、唐人社会では中国語の名前を使っていた。また、唐商が唐通事に対して年齢を問わず「老爹」と呼称していた。ここでの「老先生」も同じ意味であり、尊敬の意を含む表現である。

②価格に合意していない件に関して、長崎会所の責任であったと考えており、唐通事に不満を持っていない。唐通事を味方と考えていることがわかる。

③唐通事陳可績と官商王桐は私的な付き合いが長くて、友達関係を築いていたようである。王桐は1808年までに10余年ほど官商をしていた。彼と唐通事陳可績との長年にわたる付き合いを陳の職歴と合わせて考えると、陳が小通事になる前から、この2人が個人的な関係を持っていた、と推測できる。すなわち、唐通事集団では、大通事・小通事以下の者は唐商と私的な交流があった。

④普通、唐商が申し出を出すとき、年番通事を通じて長崎奉行所に上達する。返事がない時、あるいは期待に添えない時、彼らは知り合いの唐通事に助けを求めた。

⑤貿易に関する困難を解決するアドバイスが欲しいという点から、唐通事を信頼していることが読み取れる。両者の感情的なつながりが明らかである。

小括すると、唐通事集団の人たちは職位を問わず、唐商との個人間の関係を持っている。唐商は滞在中に、困難に遭遇する時、知り合いの唐通事と相談する。このような関係がいつ現れたのかは不明であるが、18世紀末～19世紀初頭にすでに存在していたことが、この手紙を通じてわかる。

第4節 唐通事集団と唐人社会の管理

幕府は密貿易取締りのため、来航唐人を唐人屋敷に一括収容することにした。しかし、密貿易が絶えなかつた。それに対して、幕府は様々な対策を出した。

渡航唐人に対する管理策に関して、唐人番などの地役人の役職を設置し、館内を監視するとともに、渡航唐人内部での告発を賞励した。『長崎年表』には、享保10年4月に「唐船主伊敬心、呉子明私販ヲ縛スルヲ以テ各銀百枚ヲ賞ス」⁽⁵⁶⁾との記事が見られる。

また、地役人たちに対する監督も厳しい。ここでは、唐通事集団の状況を考察してみる。

『長崎年表』によると、元禄元（1688）年正月「唐通事穎川三郎太等八人ヲ斬ル、私販ヲ為スヲ以テ也」⁽⁵⁷⁾。『唐通事家系論考』に収録されている穎川家の者を調べたが、当たる者はないため、この穎川三郎太の詳細が不明である。しかし、幕府の密貿易に対する態度が推察できる。

元禄8（1695）年に、唐通事目附が「通事勤方風儀按察方ノ為メ」⁽⁵⁸⁾置かれた。最初の任命が『唐

通事会所日録』元禄 8 年 11 月 7 日条に記載されている。

藤左衛門儀年罷寄り、勤も不罷成候由=而、御暇之儀を先比願申=付、願之通御暇被為成御赦免候而之上、中間目附役=被仰付候、且又石崎友樵〔少〕数年通事役をも相勤申たる者之儀=有之=付、今度被召出、是も中間目付役藤左衛門同前=被仰付候間、左様相心得申様=と被仰渡候⁽⁵⁹⁾

とあり、1695 年 11 月 7 日に、老齢のため、数年通事役を勤めた頼川藤左衛門の退職が認められ、改めて目附役に任じられた。同時に、長崎奉行はすでに退役した元大通事石崎友少を呼び出して、同じく目付役に任じた。翌日、長崎奉行所西役所で目付役は「向後中ヶ間之席上可為候」⁽⁶⁰⁾と唐通事たちに知らせた。

目附初代のこの 2 人とも唐通事集団の名門の出であり、大通事の職から退いた経験豊富、身分が高く、影響力を持つ人物で、再雇用される際、「風儀按察」の任務で「中ヶ間之席上」に置かれた。すなわち、目附は唐通事の勤怠などを監察する、唐通事集団の最上位に位置する役である。第 1 章で述べたように、17 世紀中期に、大通事・小通事・稽古通事の 3 職が設置されるに至って、唐通事集団が成立した。約 50 年後、目附が新設されることになったのは、唐通事集団に職務怠慢行為や不正行為が発見されたためではなかろうか。また、長崎奉行がこの監察の任務を元大通事に任せたのは、この時点では、彼らを信頼していたことに加えて、唐通事集団での影響力や数十年の経験等を考えてのことであったと思われる。

元禄 10 (1697) 年に、林道栄が頼川藤左衛門の跡役を相続し、同 13 (1700) 年、二木 (林) 仁兵衛は石崎友少のあとで目附になった。前代と同様に、この 2 人の前職は大通事である。元禄 12 年に林道栄のあとに任じられたのは小通事を 38 年ほど勤めた東海徳左衛門である。これが初めて小通事の中から選任されたケースである。

宝永 2 (1705) 年 11 月 29 日に、二木 (林) 仁兵衛と東海徳左衛門の退役が許された。同時に、小通事西村七郎兵衛、陽市郎兵衛が目附役を継いだ。これは目附役が設置されてから、初めて目附 2 名を小通事から直接任用した例である。先に述べたように、目附の唐通事集団での地位は、大通事を含める唐通事全員の上である。西村七郎兵衛、陽市郎兵衛 2 名は大通事役任命を飛ばして、直接集団の高位に栄進したことがわかる。この原因については、奉行所での年番通事への言い渡しから手がかりを探してみよう。

年番兩人被召出、被仰渡候者、唐通事目付之儀、只今迄了簡違=而隠居役之様=相心得居申候、聊左様=而無之、大切成役儀=而候、向後唐人共騒動仕候歟、又者火事等之節早速駆付、諸事見斗可申候、本より大小通事・稽古通事・内通事=至迄、行作不宜物見及候ハヽ、以書付致封印、御月番御奉行所迄差出候様=被仰付候⁽⁶¹⁾

すなわち、これまで唐通事目附は隠居役と誤認され、あまり機能していなかったようであり、長崎奉行はその役職の大切さを強調している。特に「風儀按察」という任務について、大通事から内通事まで、すなわち、唐通事集団の全員と内通事を監察し、不正行為を見ついたら、書面で月番町年寄及び奉行所まで報告する、と明確に具体的な指示を出した。また、今後、唐人騒動の時や、火災発生の時に迅速に対応するよう注意した。言い換れば、目附役は長崎奉行の耳と目として唐通事集団に置かれたものである。目附役を大通事から選任せず、小通事を目附に任命したのは、大通事出身の目附が責任を果たしていないかったことに対する改善の試みではなかろうかと考えられる。

目附定員 2 人という制度が宝暦 3 (1753) 年まで約 60 年続いた。やがて宝暦 4 年より「呉平次右衛門退役奉願候後壹人ニテ相勤」⁽⁶²⁾ と、目附 1 人勤務の時代を迎えた。60 余年後の文政 2 (1820) 年に、また目付役に対する人員調整が行われた。その内容は目附役のほかに、助役としての目附助という役職が新設されたことである。人数的には 2 人担当に復した。その時より、明治維新に至るまで、唐通事集団の目附役は目附 1 人と同助役 1 人の組み合わせが続いた。先にあげた唐通事陳可績宛の唐商の手紙の内容を考えると、目附は唐通事集団の上位層を、同助は集団の下位層を監督するためではなかろうかと推測する。

このように、目附が設置されて以来、170 余年にわたって、担当者の選定や人数などに対して、幕府は 3 回ほど調整している。これは唐通事集団でのほかの役職には見えない。ここから幕府が目附をいかに重視し、期待していたかがうかがえるであろう。

19 世紀に入ると、目附役の出身と昇格ルートに新特徴が現れてきた。

まず、年代ごとの唐通事目附役へ昇格する前の職位の分布の一覧表（表 23）を見てみよう。

表 22 に示したように、唐通事目附が 1695 年に設置されて以降、就任者の延べ人数は 38 人である。最初の約 30 年間担当者のほとんどは小通事・大通事の出身であることに対して、1730 年代から小通事層下位にある小通事末席・同並からの直接任命、即ち大通事経験なしの異例の抜擢が多く見られる。特に 1754 年から 1 人勤務制を実施した後、即ち 1760 年代から 1810 年代にかけて、60 年間に 10 名の目附があり、そのうち半分以上は小通事末席・同並からの任命であった。彼らは大通事出身者と交代で目附をしていたようである。

また、家柄の面においても新しい特徴が現れた。19 世紀以降、太田・楊・薛・陸・周などかつて大通事・小通事を出していなかった家が目附役として登場し、小通事末席・同並から目附役助を経て直接目附役まで栄進したということである。この人事異動は、目附役の唐通事集団での位置付けを考え直す必要が出てきたことによると思われる。

目附役は元来大通事より上位の存在であるものの、なぜ次第に小通事に担当させるようになり、さらに大通事が出でていない唐通事家を破格起用し、唐通事集団で身分が比較的低い小通事末席・同並から選出していったか。これは大通事・小通事によって独占される状況を打ち破る意図を端的に示している。では、なぜ大通事や小通事に十分な信頼を与えないのかというと、大通事や小通事などは唐商と私的な関係を持って、密貿易の防止に積極的でないためである。目附役の監督機能を厳正に果たすことを通じて、密貿易を防止することに役に立つ。これこそ長崎奉行所の最終的かつ唯一の目的であろう。

おわりに

江戸時代を通して、長崎に来た中国人（唐人）が来航目的、滞在時間、生活様式などによって、概ね3種類に分けられる。明清動乱期に渡來した唐人が長崎に移住し、住宅唐人となった。そのうちの70余家が代々長崎奉行管轄下の唐通事を勤めた。彼らに対して、貿易のために短期滞在する唐人があり、渡航唐人と名付けられた。唐通事と渡航唐人の2つのグループが唐船貿易によって結ばれていた。唐船のはば毎年来航によって、唐人社会が本土と離れた異国で形成されてきた。

唐人屋敷が完成した1689年を境に、長崎唐人社会の様子は大きく変化した。その前は、唐人社会は長崎四福寺を拠点にして、相対的に独立した同郷団体の共同体という特徴が見える。その後は、唐人社会の中心地が唐人屋敷に移動した。また、唐人屋敷の内部の社会は、渡航唐人の出身地、貿易での役割などによる多重構造が現れた。唐船単位グループの最高責任者である船主は唐通事集団と接触する機会が多い、さらに、唐通事と個人的な付き合いもあった。

一方、幕府は唐人社会への管理に関して、様々な方法を取っていた。その管理の目的は密貿易を防ぐことである。唐人屋敷の設置はその対策の一つであり、そのほか、唐通事目附役の人員調整という方法もあげられる。幕府は目附役を通じて、唐通事集団を監察し、さらに、唐人社会を管理していた。

19世紀に入ると、唐人社会の新変化が現れてきた。来航唐船の漸減につれて、唐人屋敷内部の社会の規模が小さくなりつつ、唐通事集団も新業務で唐人社会から離れつつあった。新渡来唐人が現れ、彼らの比重が大きくなることによって、長崎唐人社会は終焉に向かい、近代長崎華僑社会が幕を開けた。

注:

- (1) 領川君平『訳司統譜』長崎県史編纂委員会『長崎県史史料編 第四』吉川弘文館、1968年、766頁。
- (2) 金井俊行『長崎年表 第一』以文会社、1888年、41頁。
- (3) 西川如見『増補華夷通商考』卷2（西川忠亮編『西川如見遺書 第四編』、1898年）16頁参照。
- (4) 中村質「近世の日本華僑」（福岡ユネスコ協会編『外来文化と九州』平凡社、1973年）156頁。
- (5) 長崎唐通事と渡航唐人に関して、これまでの研究においては近世長崎における華僑として捉えられている。そこでは「華僑」が何を意味するかについて、明確に定義せず、長崎に来た中国人として認識しているものが多い。内田直作は、華僑が「国外に居住する中国人で、中国人としての文化的態度を固守しているもの」であると指摘しているが、現代中国語の定義によると、華僑は国外に移住しながらも、国籍を保持したままの中国人である。それに対して、移住先の国籍を取得した中国人は華人と呼ばれ、華僑と区別されている。こういう意味では、ただの短期滞在者（非居住者）としての渡航唐人ら、日本に帰化した唐通事家二世とその子孫は在日華僑にあたるか否かを判定するのは難しい。華僑社会に対しても、定義方法によって異なる意味が存在すると思われる。江戸時代には、中国人は唐人と呼ばれていたため、本稿では「唐人」という言葉を用いて、唐通事や渡航唐人などを長崎唐人社会の構成員と見なす。来航目的、滞在時間、生活様式、または国籍などの制限は設けていない。江戸時代全時期を通じて、長崎に現れた全ての中国人を対象とするため、範囲が比較的広くなると思われる。
- (6) 中村質「近世の日本華僑」（福岡ユネスコ協会編『外来文化と九州』平凡社、1973年）
- (7) 李獻章『長崎唐人の研究』（株式会社親和銀行、1991年）
- (8) 内田直作『日本華僑社会の研究』（大空社、1998年）
- (9) 唐人は出身地によりグループを形成し、貿易業務の提携、航海守護神である媽祖の祭祀などを共同で行った習慣がある。そのグループが「幫」と呼ばれる。当時三江幫、泉漳幫、福州幫、廣東幫等があった。各幫別にギルド的性格を帯びる唐寺が建立された。
- (10) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館、1995年）、松浦章「長崎来航唐船の経営構造について特に乾隆・嘉慶・道光期を中心に」（『史泉』45、1972年）、彭浩『近世日清通商関係史』（東京大学出版会、2015年）等。
- (11) 重藤威夫『長崎居留地と外国商人』（風間書房、1967年）、菱谷武平『長崎外国人居留地の研究』（九州大学出版会、1988年）、朱徳蘭『長崎華商貿易の史的研究』（芙蓉書房、1997年）等。
- (12) 『長崎市史風俗編』（清文堂、1981年）、長崎県教育委員会編『中国文化と長崎県』（長崎県教育委員会、1989年）、山本紀綱『長崎唐人屋敷』（謙光社、1983年）、大庭脩編『長崎唐館図集成』（関西大学出版社、2003年）、松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』（思文閣、2007年）、岡本訓明、高橋誠

- 一 「長崎唐人屋敷の景観と構造」(『アジア文化交流研究』2、2007年) 等。
- (13) 純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編『長崎圖志』純心女子短期大学、1991年、135~136頁。
著者は長崎君舒である。原文が全て漢文で書かれていたが、越中哲也教授監修のもとに純心女子短期大学歴史社会専攻の学生らが読み下し文に改めていた。この写本には野口文龍の書いた序文と按文がある。
- (14) 長崎市役所編『長崎叢書(下)』原書房、1973年、571~572頁。
- (15) 「小廝」の筆誤ではないかと思われる。
- (16) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』(吉川弘文館、1995年)
- (17) 金井俊行『長崎年表第1』、以文会社、1888年、71頁。
- (18) 彦浩「長崎唐館の社会構造」東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室編『近世社会史論叢: 吉田伸之先生退職記念』、2013年、229頁。
- (19) 『長崎諸事覚書』第1冊(太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』思文閣、2007年) 255頁。
- (20) 金井俊行『長崎年表』(以文会社、1888年) 参照。
- (21) 大庭脩『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』(関西大学東西学術研究所、1967年) 所収「割符留帳」による。
- (22) 早稲田大学図書館所蔵、請求記号: イ 13 0058
- (23) 劉序楓「清日貿易史の研究: 長崎貿易時代(1644-1861)を中心に」(九州大学博士論文(文学)乙第5809号、1995年) 参照。
- (24) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、1995年、187頁。
- (25) 原著は漢文で、古字難字をつかい、しかも白文であるという。原本が見つからぬため、本稿においては防府史料保存会による日本語訳を使っている。
- (26) 御薗生翁甫編輯『崎陽談叢』防府史料保存会、1963年、48頁。
- (27) 作成の際、使用した資料は以下のようである。原田博二「近世長崎諸役人帳類の成立年と阿蘭陀通詞分限の復元研究」(筑波大学博士学位論文甲第3562号、2004年)、越中哲也編『慶應元年明細分限帳』(長崎歴史文化協会、1985年)、「諸役人名前帳」九州大学記録資料館古賀文庫、請求番号1、等である。
- (28) 盧高朗『盧高朗自叙伝』長崎歴史文化博物館渡辺文庫オリジナル番号: ハ 13 478
- (29) 清水紘一ほか編『近世長崎法制史料集』岩田書院、2014年、456頁。
- (30) 御薗生翁甫編輯『崎陽談叢』、防府史料保存会、1963年、27頁。
- (31) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、1995年、311頁。
- (32) 長崎歴史文化博物館編『唐阿蘭陀申渡(下)』、長崎歴史文化博物館、2009年、220頁。
- (33) 同前掲、240頁。

- (34) 織田毅「居留場掛初代乙名・田口牧三郎について」長崎県立長崎図書館編『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿 III』長崎県立長崎図書館、2004年、459頁。
- (35) 森永種夫編『長崎幕末史料大成四 開国対策 II』長崎文献社、1971年、201頁。
- (36) 九州大学記録資料館古賀文庫所蔵、所在記号：1
- (37) 九州大学記録資料館松木文庫所蔵、所在記号：054
- (38) アジア歴史資料センター所蔵『統通信全覽』類輯之部規則門 422
- (39) 前掲大庭脩『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』参照。
- (40) 『訳司統譜』参照。
- (41) 汪鵬は浙江省錢塘出身の商人である。清朝乾隆29年（明和元年、1764）長崎に渡来し、1765年まで長崎の唐人屋敷に在留した。滞在中の見聞をまとめて、『袖海編』を書いた。
- (42) 汪鵬撰『袖海編』（清）楊復吉輯『昭代叢書 繳編 戊集』吳江沈氏世楷堂
- (43) （清）翁廣平著、王宝平編『吾妻鏡補：中国人による最初の日本通史』朋友書店、1997年、364～365頁。
- (44) 何良英旧蔵『瓊浦佳話』、早稲田大学図書館古典籍総合データベース
- (45) 古典研究会編輯『訳家必備』唐話辞書類集第20巻（古典研究会、1976）
- (46) 稲田孝訳『儒林外史』中国古典文学全集卷23（平凡社、1960）13頁。
- (47) 太田辰夫・鳥居久靖訳『西遊記（下）』『中国古典文学全集』14、平凡社、1960年、353頁
- (48) 同前掲汪鵬『袖海編』
- (49) 同上。
- (50) 唐人屋敷乙名という長崎地役人を指す。町年寄の下で、唐人屋敷に関する事務を担当していた。
- (51) 古典研究会編輯『訳家必備』唐話辞書類集第20巻、古典研究会、1976年
- (52) 同上。
- (53) 長崎歴史文化博物館渡辺文庫蔵「清人書狀」所収。
- (54) 長崎市役所編『長崎叢書増補長崎畧史』原書房、1973年、247頁。
- (55) 前掲宮田安『長崎唐通事論考』「西村金兵衛」条、711頁。
- (56) 『長崎年表』第1、62頁。
- (57) 『長崎年表』第1、41頁。
- (58) 前掲『訳司統譜』、762頁。
- (59) 東京大学史料編纂所『唐通事会所日録』2、東京大学出版社、1984年、174頁。
- (60) 同上。

(61) 『唐通事会所日録』4、東京大学出版社、1984年、94頁。

(62) 前掲『訳司統譜』、592頁。

表 23

唐通事目附役へ昇格する前の職位別人数

職位 年代	大通事	小通事	小通事並・同末席
1690年代	3	1	
1700年代	1	4	
1710年代			
1720年代	1	2	
1730年代			2
1740年代	1		1
1750年代		2	1
1760年代			
1770年代	1		2
1780年代			1
1790年代	2		1
1800年代	1		1
1810年代			1
1820年代	1		2
1830年代	1		2
1840年代	1		1
1850年代			1
1860年代			

(『訳司統譜』により作成)

第5章 長崎唐通事集団と唐船風説書

はじめに

17世紀のはじめ、征夷大將軍に任官した徳川家康が武家政権を創設し、実質的に日本を支配し、日本は江戸幕府の時代に入った。1630年代から江戸幕府は統治の安定性を維持するために、日本人の海外交通を著しく制限し、外交・貿易を制限した対外政策、いわゆる鎖国政策をとった。鎖国下、中国の貿易船が来航できるのは長崎のみであったので、長崎港は対外取引の窓口となった。当時の中国からの貿易船が日本に渡航し、長崎で交易を行う貿易は唐船貿易と呼ばれている。その唐船貿易は200余年も続いた。1854年に日米和親条約が締結され、「鎖国」は崩壊しはじめ、通商条約が結ばれた1850年代末に「鎖国」体制は完全に終わった。

一方、17世紀前半の中国は明末清初の動乱期にあたる。1644年、清は首都を北京に遷し、中国支配を開始した。しかし、中国南部には明の残党勢力（南明）が興り、特に鄭成功は台湾を拠点として頑強な抵抗を繰り広げた。鄭氏政権の孤立化を目的として、清朝は1655年に海禁令⁽¹⁾を発布し、さらに1661年には遷界令⁽²⁾を発布した。1683年に鄭氏政権の帰順に伴い、清朝は翌1684年に展海令を発して海禁を解除し、さらに1685年に四海關⁽³⁾を置いて中国人の沿海貿易と外国人の朝貢貿易を管理し、関税を徴収した。しかし、清朝の中期から後期（1757-1842）においては外国人との交易を広州一港のみに限定し、独占的商人を通じて貿易を行う体制を取った。それは同時期の日本の長崎貿易体制と類似する。即ち18世紀中期から19世紀までの100年は日中両国が共に対外関係を閉鎖的に管理する政策を取った時期にあたると考えられている。

しかしこのような状況の中でも中日間の関係は完全に遮断されておらず、基本的には中国からの貿易船が日本と往来することによって維持されていた。最初は明の衰亡により多くの中国人、とりわけ反清朝派の明の遺臣たちが日本に亡命した。明清交替後、清朝は海禁政策を厳格に実施したが、沿海各地の海外貿易は完全に禁止されたとはいえない。鄭氏の降伏で展海令を発布した後には、中国商船の長崎来航が一気に本格化していった。唐船貿易に対して、江戸幕府は唐船の主体、即ち派遣する側の政治的立場を問わず、条件をつけて許可するという態度を取った。その条件とは幕府の貿易政策を守ること、かつ中国に関する情報や航海途中の見聞などを記した文書を提出することである。言い換えると日本は鎖国を実施しても、外国の情報に無関心ではなかったのである。

唐船が入港してきた直後、幕府直轄の長崎奉行は唐通事をはじめ数人の役人を派遣して、唐商（中国商人）たちから聞き取り調査を行い、風説書という報告書を作成していた。風説は「伝聞」、「うわさ」などの意味を持ち、文字化すると風説書になる。唐船によってもたらされた情報をもとに作成された風

説書は「唐船風説書」と命名された。これらは別名「唐人風説書」、「唐風説書」、「唐人共申口」等とも呼ばれる。鎖国下の江戸時代の産物であるこの「唐船風説書」が本章の対象となる。それは江戸時代の記録であるが、一部は今まで保存され、活字化され、刊行された。中日関係史、中日貿易史の研究において、それらは非常に貴重な史料と考えられている。

もちろん史料を利用するためには、その史料の性格や研究史状況を掌握しなければならない。本章においては、「唐船風説書」についての研究史に焦点を絞って整理し、唐通事集団によって行われた収集・作成作業を考察すると共に、時代を追うにつれて「唐船風説書」という情報報告書の内容や性格にどのような変化が起こったかを分析する。

第1節 『華夷変態』の成立

唐船風説書は長崎奉行によって幕府へ進達された。その中には、商船による民間レベルの情報と、鄭氏などからの国家関係の書簡などがある。当時、幕府に勤めていた儒学者の林春勝（鷺峯）⁽⁴⁾・信篤（鳳岡）⁽⁵⁾父子がその一部の書簡の和解を担当していた。彼らは正保元年（1644）から享保二年（1717）までの唐船風説書約2200通を逐次編纂し、史料として保存していた。内閣文庫の林家稿本は35巻35冊で、卷1の冒頭に林春勝が書いた序文⁽⁶⁾がある。その序文を通して編集の目的と「華夷変態」と命名する理由を考察してみよう。

春勝は、中国の明清交替期を「韃虜横行中原、是華變於夷之態」と認識し、その有り様を記したこの書を「華夷変態」と名付けたわけである。風説書について、「福漳商船、來往長崎、所傳説、有達江府者。其中聞於公件々、讀進之、和解之。吾家無不與之。」（福州や漳州の商船によって長崎にもたらされた中国情報が江戸に進達された。その読むことと和解に我々林家が参加していた）。「其草案留在反古堆。恐其亡失」の配慮から、取り扱ったものを保存して、延寶2年（1674）年6月に、『華夷変態』の1冊を編纂した。

『華夷変態』には続編があり、『崎港商説』の名で子の信篤（鳳岡）が編集した。それは3巻あり、享保2年（1717）から享保7年（1722）分までである。

近代に入り、東洋文庫は林家稿本と『崎港商説』を底本とし、欠落部分を島原松平家本と『長崎御用留』に収録された記載で補い、合わせて享保9年（1724）までの2300余通の唐船風説書を収める37巻37冊の『華夷変態』を、上・中・下三冊に分けて1958年に初めて刊行した。なお、唐船風説書は享保9年以後分も各地に散見され、一部は「毛利家文書」や「島原本唐人風説書」などに収録されている。1981年には東方書店が東洋文庫版の『華夷変態』に基づいて若干史料を増補し再刊した。1981年版の『華夷変態』は現在までのところ最も充実した刊行本であると考えられている。

林氏父子が編纂していた『華夷変態』は活字化された現刊行本の『華夷変態』の95%ほどを占めている。その内閣文庫の林家稿本については、初めの5巻ほどは林春勝の編で、5巻以下と統編の『崎港商説』は子の信篤の編であると中村質が指摘している。浦廉一も解題に「林春齋は寛文3年弘文學士の號を賜わり、延寶8年子鳳岡に職に譲り、同年5月63歳を以て歿しており、そして『華夷変態』の第五巻までは、第一巻同様に春齋の編著とも考えられる」⁽⁷⁾と述べている。しかし、林氏父子が風説書を和訳する仕事を交替したのは本当に第5巻の時であろうか。唐船風説書が幕府に進達された後、漢文に通曉する幕府の儒学者はその中の咨文、檄文などの書簡を和訳し、また老中らの前で読むということを担当した。唐船風説書に林氏父子の和訳についての記載が何ヵ所か残っているので、その記録から交替の実状を検証してゆきたい。

卷一 正保3(1646)年

十月長崎より江戸へ注進す、老中其趣を言上す、先考於御前讀進す、數日評議あり、尾張紀伊の両大納言水戸中納言も登城、右之書簡春齋これを讀む、阿部對馬守月番たるに依て、右の書簡どもを預り、毎日出納し、毎度自ら封して漫に他見を許さず、故に寫すことあたわず、然れども、毎日評議の席に待るゆへ、其大概の趣を先考自筆にこれを書す⁽⁸⁾

卷1 慶安2(1649)年

此書簡本文、不遑寫之、於殿中早々獻和解故也⁽⁹⁾

卷1 萬治元(1658)年

自建國公寄琉球咨文等

已上四通、自薩摩言上によって、和解作て獻す⁽¹⁰⁾

卷1 萬治元(1658)年

大明魯王ヨリ長崎奉行へ遣ス状ノ和解

大明朱成功ち來る書簡之寫、成功ハ森官ナリ、平戸一官ガ子ナリ萬治元年七月十日、長崎ち到來、於殿中寫之、但不及御返書、此書簡不及和解、於殿中於諸老前讀之⁽¹¹⁾

卷2 延寶2(1674)年

從長崎福州船風説書壹通、吳三桂錦舎檄書二通、同和二通、以上五通、牛込忠左衛門方ち次飛脚にて昨日被差越候、御覽候て御寫置本書明後六日に御城へ御持參可有之候、以上

六月四日 久世大和守

弘文院⁽¹²⁾

卷2 延寶2(1674)年

改定鄭檄和解

延寶二年六月六日、吳三桂鄭錦舍檄、并和解及福州商船風説、於殿中春常讀之、雅樂頭、美濃守、大和守、但馬守、播磨守、列席聽之⁽¹³⁾

卷2 延寶2(1674)年

八番九番東寧船唐人共申口

此書簡六月九日、殿中諸老列席にて弘文院讀之、やはらげを作る。⁽¹⁴⁾

卷3 延寶3(1675)年

朝鮮傳説

右之二通に圖相添、雅樂頭、美濃守へ對馬守より遣之と、云々

頃日、從朝鮮到來仕候唐兵亂風説之書付并繪圖一、昨日酒井雅樂頭殿、稻葉美濃守殿江掛御目候、付而右之寫繪圖共に三通、令進覽候、以上、

二月廿日 宗對馬守

弘文院⁽¹⁵⁾

卷3 延寶3(1675)年

譯官兩使申聞候覺書

右二通、寫了而美濃守へ返進、其後對馬守より弘文院へ別に到來文言、同前⁽¹⁶⁾

卷6 延寶6(1678)年

平南王致長崎王書

長崎奉行江、從平南王書簡到来候間、差越之候、和書注之、明日御城江可有持參候、以上、

七月七日 久大和守

弘文院⁽¹⁷⁾

卷6 延寶6(1678)年

翌廿八登城、雅樂頭、美濃守、大和守、但馬守、加賀守、列席之席にて、書簡和解披見に入れ、春常これを讀て事畢り、大和守うけ取る⁽¹⁸⁾

卷6 延寶6(1678)年

唐兵亂之儀於福州承及候覺

右大清帝より琉球へ之直書、并禮部之書簡二通、琉球人之風説二通、鳴津大隅守より到來、延寶六年九月九日於殿中、久世大和守被渡之、同十日書簡和解、十一日登城、老中列席、雅樂頭、美濃守前に而春常讀之事畢、本書三通并琉球人之口上書、及和ケ二通大和守に渡之⁽¹⁹⁾

以上の引用文は1958年版の『華夷変態』上冊から引いたものである。林氏父子の名前のところには筆者が下線を引いた。「春齋」・「弘文院」と「春常」はそれぞれ林春勝と林信篤である。これらの記録によって、担当者不明の件を除いて、延宝3(1675)年までほぼすべての和訳と写本の作成は春勝が担当し、信篤は1回のみ参加したということが明らかである。延宝6(1678)年は記載が3件のみであるが、信篤は父の春勝の代わりに和訳の仕事を担っていたと表明している。よって、延宝6(1678)年以前は春勝、以後は信篤が主として風説書の和解と編纂を担当していたという結論が得られる。

また、第7巻までの編纂方式から検討すると、第5巻の延宝5(1677)年からの見出しの書き方が固定されはじめた。即ち〇〇番〇〇船之唐人共申口のような「入港番号十出帆地十之唐人共申口」という形の見出しが使われはじめめる。例えば卷5の最初の項目は「一番南京船之唐人共申口」である。それに対して、卷5以前は引用文にある「改定鄭檄和解」、「朝鮮傳説」、「譯官兩使申聞候覺書」のような見出しが、内容を示唆するものが圧倒的に多い。卷5の延宝5(1677)年は清朝の海禁期、即ち鄭成功勢力との対峙期に当るので、華が夷に変態する最中である。そのため、唐船によってもたらされたほぼ全部の情報が政治・軍事に関係していた。これはまた当時幕府の関心がどのような方面にあったかを表している。

まとめてみれば、風説書の記載からみると『華夷変態』5巻までは林春勝が1人で編纂したものであるかどうかと確定できないが、編纂方式や内容からみて、第5巻から『崎港商説』も含める33巻は信篤1人での成果であると推測できる。『崎港商説』に収録されたのは享保2(1717)年からの風説書であるので、信篤1人で編纂していたものに違いない。卷5から『崎港商説』までの風説書はほぼすべてが「〇〇番〇〇船之唐人共申口」という見出しが編集されているため、それが信篤の編纂方式ではなかろうかと推定している。また、内容からみれば、5巻までは政治・軍事に関する情報、特に公文書を主とし、第5巻からそのようなものが見えなくなってしまっている。その変化の原因については、清朝が叛乱を平定したこと、信篤自身の編纂方針の2点が挙げられる。風説書の内容が次第に政治・軍事から商事へと変化したことは、のちに『崎港商説』という題名に変更してしまった原因の一つではないだろうかと推測している。

第2節 唐船風説書の研究史

1、戦後の日本における研究史

日本学界における唐船風説書についての研究史は大きく2つの時代に分けられる。第1期は戦前から1980年代にかけてであり、刊行された唐船風説書を解説するとともに散逸した唐船風説書をめぐる調査が進展する段階である。浦廉一をはじめ、中村質、大庭脩の学者の努力のおかげで、これ

までその存在が知られなかった 100 余通の唐船風説書が発見された。彼らは唐船風説書または『華夷変態』を文献学の視点から研究した。この時期、関西大学東西学術研究所を代表的な研究機関として活発な研究・編纂活動が展開された。第 2 期は 1990 年代から現在に至る『華夷変態』を史料として活用し、日中貿易史・日中関係史・情報史・清史などの分野で豊富な成果を上げつつある段階である。特に松浦章、紙屋敦之の著作が主要な成果である。

第 1 期の最大の成果は浦廉一が執筆した「華夷変態解説—唐船風説書の研究」⁽²⁰⁾ という論文である。東洋文庫が「當時のホットニュースの集大成とも見るべきこの無二の珍書は、その頃の海外種々面にわたる貴重なる資料を包含しているから、これは當然公表せらるべきものだと考へ」⁽²¹⁾、冒頭に浦廉一の詳細な解題を付し、毎通に簡単な頭注をつけ、『華夷変態』を書名として出版した。

浦廉一の『華夷変態』についての解題は唐船風説書に関する最初の包括的研究であり、唐船の意義、唐船風説書の目的起源、唐船風説書の調製手続、中国側史料より觀たる唐船風説書、現存唐船風説書の年代及び数量、和蘭陀風説書との関連・並びに鎖国時代の唐船風説書の利用、唐船風説書の史料価値とその研究の意義の 7 部分からなる。同論文の意義として、第一に、唐船風説書についての初めての研究であること、第二に、唐船風説書の史料としての性格などの紹介も同時に行ったこと、第三に、中国語史料、日本語史料を併用しながら、唐船風説書という文書について包括的な理解を目指したものであることなどが挙げられる。この解題は今なお関連する諸研究の基礎となっている。

その他には、大庭脩と中村質などの研究も重要である。大庭脩は日中交流史、特に江戸時代の漢籍輸入・受容の研究についての代表的な学者である。同氏は海外情報や唐船に載せられた貿易品である漢籍に注目し、内閣文庫などに収蔵される輸入漢籍を悉皆調査し、その成果を『江戸時代における唐船持渡書の研究』⁽²²⁾ にまとめ、のちに同書の研究編を増補したのが、『江戸時代における中国文化受容の研究』⁽²³⁾ として発表した。彼はこの研究により、1986 年に第 76 回日本学士院賞を受賞した。また、第 1 期の史料収集は大庭が主導し、後には松浦章によって引継がれた関西大学東西学術研究所⁽²⁴⁾ によりなされたと言ってよい。一部散佚した唐船風説書は同所から『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』⁽²⁵⁾ として 1974 年に公刊されている。

また、中村質は山口県文書館蔵「毛利家文書」の唐船風説書に関する文献をまとめ、『華夷変態』再刊の史料補充に貢献した。さらに、唐船風説書を十分に利用し、長崎貿易史についてこれまでの研究より詳細な分析を行った。代表作は博士論文の『近世長崎貿易史の研究』⁽²⁶⁾ である。

上述の東洋史の専門家の著作のほか、西洋史を研究する学者の成果にも唐船に関するものが見られる。日本近世対外交渉史、特に日蘭交渉史が専門である岩生成一はその代表である。同氏はオランダ風説書を研究する時、オランダ語の史料に唐船に関する情報があることに关心を払って、唐船の数量、出帆地、

貿易額・貿易品の数量について具体的なデータを整理し、「近世日支貿易に関する数量的考察」⁽²⁷⁾という非常に高く評価された論文を発表した。唐船の数量についての補足は散佚中の唐船風説書の調査に対して、大きなヒントを与えたと考えられる。

第2期の研究は主たる関心を貿易史からより広い分野に移した。この時期の代表者は松浦章、紙屋敦之である。

松浦章は現場へ赴いて考察することを通して、中国語の史料、さらに琉球・朝鮮側の残存している古文書を大量に集め、視野は長崎貿易の貿易研究史にとどまらず、日中文化交流・アジアにおける国家関係など広範囲に及んでいた。同氏は1980年代から2000年代まで多数の論文を発表した。例えば1988年から2007年までの間に発表した諸論考を改稿したうえ、収録・新稿を加えて編纂した『海外情報からみる東アジア：唐船風説書の世界』⁽²⁸⁾の関心は唐船風説書そのものではなく、日本が入手した中国に関する情報や中国に入った日本情報などである。とりわけ、未刊の19世紀中後期の唐船風説書を紹介した点が意義深い。そのほか『清代海外貿易史の研究』⁽²⁹⁾、『近世東アジア海域の文化交渉』⁽³⁰⁾、『江戸時代唐船による日中文化交流』⁽³¹⁾などの著作を世に問うてきた。松浦は近年最も勢力的に著作を出している研究者であるといえる。

紙屋敦之の代表作は『江戸時代長崎来航中国船の情報分析：研究成果報告書』⁽³²⁾である。そのなかには唐船風説書の編纂、唐船風説書データベースにみる中国人商人の移動、明清交替期における長崎の預銀問題等に関する分析がある。

そのほかにも数多くの論文がある。森睦彦⁽³³⁾、華立⁽³⁴⁾、春名徹⁽³⁵⁾などは史料学、東南アジア貿易史の視野から論文を作成した。

これまでの研究史は豊富であるものの、日中貿易史の視点からのアプローチが主流をなしている。長崎唐通事集団が唐船風説書を作成する過程はどうだったのか、『華夷変態』に未収録の風説書はどのようなものなのか、時代について、唐船風説書の性格はどう変化していったか、などの諸論点は依然未解明の課題であると考えられる。

2、中国における唐船風説書の研究史

唐船風説書はこれまで近世日中交渉史研究の重要な史料として研究者の注目を集めてきた。しかし、研究成果が豊富である日本学界に対して、中国学界では十分に利用されていない。その理由の一つは唐船風説書が候文で記されているため、日本語を母語としない中国人の研究者にとって、読解には大きな困難があることが挙げられる。

唐船風説書の最初の漢訳文1冊は辛亥革命前の日本留学中国人学生に向けたものらしく、反清復明闘

係の18件を選録した『華夷変態』⁽³⁶⁾である。その78頁の一冊の本は編集者が小林叟発、発行が源光鑑、印刷が東京神田秀光社とされる。しかし、編纂者と発行者の名称は仮名という説もある。その18通の唐船風説書は東洋文庫版のものと対照すると、その漢訳文の原文のほとんどはもともと漢語で記されていて、漢訳されたとはいえないだろう。

1930年代初刊された謝國楨『増訂晚明史籍考』⁽³⁷⁾は管見の限り最初に唐船風説書や『華夷変態』を紹介した史料編である。同氏は卷22雑記下の項目に『華夷変態』について以下のように紹介した。

華夷變態五卷 日本宮内省圖書寮藏抄本 日人浦廉一解説 東洋文庫鉛印本

日本林怨纂

是書爲日本德川幕府鎖國時期、吾國閩粵福漳等地商船及南洋群島呂宋、咬留吧、和蘭各國船只、來往長崎，其通事即調查其情況、征收稅額、防止金銀流出、加以限制；並將各地消息、海外風説、傳聞之辭，據以彙報政府。日人瓊浦偶筆卷六雲：「凡唐船入港，即日郵報，蛮船（指南洋各地）則速刻飛報，亦皆問取外域風説以報聞。」是項資料主要爲唐船風説書，並雜以荷蘭陀風説書，其中所記者多爲中土當時之敕諭、咨文、檄文、實務論策等。始于明末、清順治元年迄于清雍正二年（一六四四—七二四）凡八十年間事。……（中略）是書爲日本幕府所掌握當時秘密之海外消息，保存不少中土久佚之資料，爲日本內閣文庫珍藏，實爲罕傳之秘籍，然間亦有傳抄流傳于外。⁽³⁸⁾

ここに『華夷変態』は林春勝の編纂した5巻までのもので、東洋文庫版『華夷変態』の最初の5巻である。上述したように5巻までには咨文、檄文のような軍事・政治情報が多いため、謝國楨は「實爲罕傳之秘籍」と評価した。

1950年代に入り、中国人学者は唐船風説書の史料価値を認識しはじめた。最初は唐船風説書の南洋に関する記載が注目された。陳荊和は『清初華舶之長崎貿易及日南航運』⁽³⁹⁾で、南洋に關係ある唐船風説書を系統的に整理し、またそれを利用して東南アジア海運状況を分析した。歴史学者の周一良⁽⁴⁰⁾は1980年代中後期までに中国国内において『華夷変態』についての研究がほとんどないという状態を憂慮し、陳荊和と協力して東南アジアに關係する部分を中国語に訳する計画を立てていたが、残念ながら未実行のままである。

その他、1980年代になると、唐船風説書をめぐって清史・貿易史を研究する論文が発表された。馮佐哲「徳川幕府對乾隆南巡的反應」⁽⁴¹⁾は管見の限り唐船風説書を利用し清史を検討した最初の論文の一つである。同年、張勁松は「日本幕府鎖國時代之日中日蘭貿易及其比較」⁽⁴²⁾を発表し、唐船風説書とオランダ風説書を同時に使用し、当時の東南アジア貿易状況を解明した。

1990 年代から現在に至る時期は研究が次第に活発になる時期である。しかし、ほとんどは論文で、専門著作は一本のみである⁽⁴³⁾。

この段階の研究には以下の 4 つの分析視角がみられる。

第一は、唐船風説書という文献の性格を分析することである。例えば孫文『唐船風説：文献与歴史：「華夷変態」初探』⁽⁴⁴⁾ は同氏の博士論文「『華夷変態』研究」に基づいて完成したこの領域における唯一の著作で、文献学や史料学の視野から『華夷変態』という史料の性格を全面的に検討したものである。また南炳文「『朱成功獻日本書』的送達者非桂梧、如昔和尚」⁽⁴⁵⁾ は唐船風説書の中での「朱成功獻日本書」1 通を対象とし、その内容を詳細に読解している。

第二は、唐船風説書を証拠として当時の中国の社会状況について考察することである。例としては郭松義「明清両代詔選「淑女」引起的動乱——由日本史籍記載談起」⁽⁴⁶⁾、華立「從日本的「唐船風説書」看康熙二十九年の烏蘭布通之戦」⁽⁴⁷⁾ などが挙げられる。

第三は、長崎貿易、特に台湾鄭氏との貿易往来に関する論述である。この時期のものとし、陳自強⁽⁴⁸⁾ の研究が代表作である。

第四は、史料価値についての考察である。王勇・孫文は「『華夷変態』与清代史料」⁽⁴⁹⁾ を通して、史料価値についての認識を述べた。また牛建強「從風説書看日本徳川幕府対清朝情勢的関注」⁽⁵⁰⁾ は唐船風説の情報としての重要性を指摘した。

また、台湾の歴史研究者の多くは唐船風説書を使用し、長崎貿易や漂流船に関する考察⁽⁵¹⁾を行った。

総括すると、唐船風説書の漢訳は個別の論文に散見されるのみで、系統的に漢訳するのは今後の努力に待たなければならない。また、唐船風説書そのものについての研究も十分とは言えない。ほとんどの検討は唐船風説書を史料として扱って、貿易や社会状況を分析したものである。しかし、その編纂者である唐通事集団の活動、作業過程や考え方などについての研究がまだ不足している。

そこで、本章では、唐通事集団と唐船風説書のつながりを明らかにするため、時代ごとに、唐船風説書の内容や唐通事集団の編纂方法はどのような特徴を持っていたか、唐通事集団が唐船風説書の作成作業に対する人員配置はどうだったのか、唐船風説書をどう認識すればよいのか、について、考察を加える。

第 3 節 唐船風説書の作成

第 1 章で述べたように、唐通事役が 17 世紀初頭に、地役人の一種として新設された。当初は人数が少なかったが、17 世紀中期に至って、大通事・小通事・稽古通事を基幹とする集団が成立した。幕末までの約 200 年間、唐通事集団が唐船貿易のすべてに対応していた。中でも、唐船風説書に関する業務が幕

末期まで非常に重要視された。本節では、唐通事集団が唐船風説書の作成をめぐって、様々な角度から考察してみよう。

『華夷変態』には、唐通事が翻訳したものが載せられているが、翻訳者の個人情報があまり見られない。1650年の「球人平川古波倉へ問條并返答の覺」⁽⁵²⁾の条の最後のところに「此書乃慶安三年二月、長崎通事久兵衛寄來薩州屋敷」の文があり、これは『華夷変態』における最初の長崎唐通事に関する記載である。第1章の大通事交代の一覧表をみると、この久兵衛は深見久兵衛ではないかと推測される。

そのほか、『華夷変態』約40通の唐船風説書の中に、断続的に20名ほど長崎唐通事の名前が載せられている。それ以外は全部「唐通事共」というような署名である。最初に唐通事の人名を残していたのは1674年の「貳番福州出し船の唐人共申口」⁽⁵³⁾の唐船風説書である。その結びに「唐通事 彭城仁左兵衛、同 柳屋次左衛門、同 陽惣右衛門、同 林道榮、同 東海徳左衛門、同 林甚吉、同 頴川藤右衛門、同 西村七兵衛、同 下田彌三右衛門」の9人の名前が見られる。『統譜』と対照してみれば、その時点で、彭城仁左兵衛・柳屋次左衛門・陽惣右衛門の3名は大通事、林道榮・東海徳左衛門・林甚吉・頬川藤右衛門・西村七兵衛・下田彌三右衛門の6名は小通事であることがわかる。第1章で述べたように、1650年代、唐通事集団の基幹がすでに成立したが、1674年の時点で、唐船風説書の業務は稽古通事を除き、大通事・小通事複数人によって共同担当されたようである。

正徳5(1715)年、正德新例が実施されるに及んで、唐船風説書の収集と作成に関して、具体的な指令が下った。「正徳五年六月付大岡清相触書」には、次のような内容が記されている。

- 一 唐船碇を入候以後年番通事兩人罷越唐船出所并人数且又新来之船ニ候哉、割符持來候哉、其訛承届早速夜中にても奉行所へ可申出候事
 - 一 右相済候以後風説役之通事并通事目附立合異國の風説聞届書付差出候儀先格の如くたるへき候事
- 但、風説書之仕形ハ風説役通事目附大小通事へ申付書付別有之候事⁽⁵⁴⁾

とあり、唐船入港後、様々な手続きを行わなければならない。その一番最初は信牌の検査である。具体的には来航した唐船の所持する信牌と奉行所の持つ割符留帳と照合し、唐船の貿易資格の有無を確認する作業である。責任者は2人の年番通事である。その後は風説書を収集する作業に入る。風説定役や目附が出席する。風説定役は唐船風説書の専任役で、元禄12(1699)年に新設され、18世紀中期頃、廃止された。目附が唐通事集団内の監察役である。すなわち、唐船風説書は、目附の監督下に、風説定役をはじめ、大通事・小通事らによって収集される。

唐通事の聞き取り調査は必須要件がある。一般的には、以下のようなものを把握すべきとされた。

- 一 舟主名前之事
- 一 乗組員人數之事
- 一 舟大サ之事
- 一 唐船何方ニ仕出し之事
- 一 唐国出帆之事
- 一 類船有無之事
- 一 武具員数之事
- 一 洋中ニ而別条無之哉之事

右之通通詞を以相尋為心覚留置⁽⁵⁵⁾

とあり、船頭名、乗組人数、船の大きさ、最初の出港地、起帆地の出来事、類船の有無、武具、乗組員、途中の出来事等が数えられる。

唐船風説書は作成後、唐通事によって長崎奉行所に提出される。その提出手順について、次のような規定が見られる。

年番通事より唐人申候風説書并扣共呈書御係り之御用人力^ハ差出

但、最前下書ニ而御用人力^ハ差出、御差図之上、本書并扣共通事共調印仕出⁽⁵⁶⁾

とあり、年番通事は唐船風説書を長崎奉行所の御用人に提出する。しかし、事前に、唐船風説書の草稿を御用人に出して、認可を取得した後、その清書と控えに唐通事たちの印を押した上で、提出する。

その手順については、ほかの史料にも見られる。

信牌御之檢使引取以後年番通詞本船え罷越申談唐人申口書付下書ニ而呈書掛之用人え差出入御覽思召も無之候ハハ請書認候様猶又通詞え渡遣し美濃紙堅ニ諸通詞印形有半紙扣式冊同断印形有都合三通差出右ニ付言上別紙組合懸違ニ成且又三ヶ条五ヶ条御扣書御請証文一通つつ年番大通事より差出候事⁽⁵⁷⁾

とあり、唐船風説書は一式三通で、提出者は年番大通事であることが読み取れる。

上記の唐船風説書の提出に関しては、唐通事の勤務日記で確認できる。一つの例をあげる。

(元禄6年8月)

一 同五日、七十四番船・七十五番船之風説書御扣、并七十五番船より乗せ渡り候広南人共之口書、いつれも貳通ツヽ調、御両所へ今朝劉公・金公兩人ニ而上ケ申候所ニ、七十四番船ニハ能候間、清書仕候様ニと被仰付候、七十五番舟之風説も、口書も、先御吟味被成候而、様子可被仰付のよしニ候、但兩人へ御扣ハ上ケ置申候⁽⁵⁸⁾

劉公・金公は唐通事の2人で、年番通事に当たると思われる。唐船風説書と唐人の口書を各2通ずつ用意したが、奉行所の指令に従って提出する。

時には、幕府の命令によって、唐通事は唐船の乗組員を通じてオランダ船のことも調査する。

一 紅毛船入津無之年之冬、唐船入津候ハ左之通御手頭を以御廣間ニおいて御用の方より年番
通事⁽⁵⁹⁾被仰渡候

此度入津之唐船於洋中紅毛船見掛候儀無之哉、廣東表江⁽⁶⁰⁾参り居候風聞不及承并外國之船見
懸候儀無之哉相尋可申候

一 右之趣入津之唐船唐人共江⁽⁶¹⁾承り、船主より真ノ物差出候ニ付、和解相添通事より差出則被入
御覽、皇書江御廻

但、紅毛船於洋中紅毛船見懸候儀無之、廣東江⁽⁶²⁾参り居候儀無之、於洋中外國之船見掛候
儀無之由申出ル⁽⁶³⁾

すなわち、オランダ船が欠航の場合、年番唐通事が唐船の人たちに、広東の外国船の状況や航海中にオランダ船を見かけたかどうか、などを確認するのである。

調査相手である唐人について、第4章で紹介したように、唐船の乗組員を代表して、日本側と交渉する人は船主をはじめ、唐船単位グループの上位に位置するリーダの2~3人である。情報の提供者も同じ人物である。

小括すると、中国船が入津して碇を下ろした直後、年番唐通事が直ちに船に赴き、信牌を検査してから、唐船風説書の作業に入った。その時、風説定役、目附が同席する。唐船主らに質問を行う際、複数の必須事項がある。風説書が作成された後、一定の手順に沿って、年番唐通事によって調印した清書2通を長崎奉行所御用人に提出する。

第4節 唐船風説書の内容

『華夷変態』に収録されている唐船風説書は、入港の番号と出帆地の順に「〇〇番〇〇船之唐人共申口」というタイトルで編纂された。ほとんどの場合、唐人の答弁は口述の形式で行われるが、書面をもって答弁する事例もまれにあった。また、文末には「唐通事共」と連署してその責任を明らかにする。その中の最後の1通は1724年のものである。アヘン戦争に関する情報が日本に入った1840年前後に至るまでに、唐船風説書はほぼ120年の空白の期間があると言われている。その原因は、清朝の治世が定期に入れるに伴い、唐船風説書の内容には「大清太平」等が多く見られるようになり、かつ唐船風説書の内容が形式的となり、様式も固定化し、その海外情報としての価値を失うため、編纂する意義がなくなってきたためであると考えられている。

しかし、1724年から1840年までのいわゆる空白期に唐船風説書は全く存在していないかといえば、本當はそうではない。長崎唐通事集団は幕末期まで唐船風説書を続けて作成していた。

本節では、『華夷変態』に収録している唐船風説書、散逸してしまった唐船風説書、アヘン戦争と太平天国の乱に関する唐船風説書、をそれぞれ例をあげながら、違う時期の唐船風説書の内容を検討しておきたい。

1. 山東船風説書

『華夷変態』に収録された山東船風説書の数は多くないが、合わせて14通である。それらの記事内容を要約すると、下表(表24)のようになる。

時間	番号	内容
1682	1番南京船	洪汝昭は船頭として山東から長崎に渡ろうとする 失敗
1683	27番南京船	山東省諸城より出航 洪汝昭が病死 のち親類である沈鳴生が代わりに船頭として長崎に来航
1690	58番山東船	元の南京船で、薬種拵底のため、山東に渡り、薬種荷物調う 乗組員が64人で、山東から出帆 上海に寄って、糸などを添えて、その後上海から出航 船頭が金濟南で、1689年29番船(南京船)の船頭 脇船頭が1689年32番船(南京船)の船頭 渡海船は1689年32番船(南京船)

		<p>大清太平</p> <p>山東省は昨年が旱魃で、今年は豊年</p> <p>南京蘇州府火災で人參類拠底</p>
1691	39番山東船	<p>元の南京船、山東へ赴き、薬種を添えてから、山東省諸城出船</p> <p>乗組員が69人</p> <p>船頭韓震威 1689年34番船（南京船）船頭</p> <p>脇船頭戴弘周 1689年35番船（南京船）船頭</p> <p>渡海船は1689年34番船（南京船）</p> <p>大清太平</p>
1692	67番山東船	<p>乗組員が45人で山東出帆</p> <p>海難で大領村に漂着</p> <p>船頭が林玉衡 1691年39番船（山東船）の船客</p> <p>脇船頭 初渡海</p> <p>渡海船は1691年28番船（南京船）</p> <p>大清太平 山東省は昨年が旱魃で、当年まで米穀が高直</p> <p>孔子廟繁栄 四年以前康熙帝南巡 孔子廟を参拝</p> <p>一般的な民衆は孔子廟に入れない</p>
1692	69番山東船	<p>乗組員が82人で山東出帆</p> <p>船頭韓震范は船中で死亡したため、甥の韓示揚は船頭。彼は1688年34番船（南京船）の船客</p> <p>脇船頭馬明如 1690年64番船（山東船）船頭</p> <p>渡海船は1691年39番船（山東船）</p> <p>北京静謐</p>
1693	71番山東船	<p>乗組員が35人で山東諸城出帆</p> <p>船頭沈荊石 1692年22番船（寧波船）の船頭</p> <p>渡海船は1692年2番船（廈門船）</p> <p>大清静謐</p> <p>康熙帝は御病惱になる。東宮太子は祈願のため、五台山に出駕する</p> <p>山東豊年</p>

1694	51 番山東船	乗組員が 51 人で山東出帆 普陀山に寄つてから再びに出船 船頭陳翼文 1693 年 77 番船（六嵐船）船頭 初渡海の船 遼東飢饉のため、山東のお米を移す 諸省静謐 去年より孔子廟修復
1696	55 番山東船	乗組員が 55 人で山東出帆 船頭費叔臣 1693 年 51 番船（福州船）船客 渡海船も 1693 年 51 番船（福州船） 大清靜謐 孔子廟修營
1696	61 番山東船	乗組員が 31 人で山東出帆 船頭吳士衡と船 初渡海 大清太平 孔子廟繁榮
1697	30 番山東船	乗組員が 57 人で山東出帆 船頭程敏公 1686 年 67 番船（廈門船）船客 渡海船は 1686 年 67 番船（廈門船） 孔子廟は華美に修營され 大清靜謐 山東糧食豊熟
1697	51 番山東船	乗組員が 47 人で山東出帆 元の南京船で初渡海 南京に糸などを積み込んで、山東へ行く 船頭吳仕望 1696 年 53 番船（南京船）筆者役 大清太平 孔子廟修營、繁榮
1697	57 番山東船	乗組員が 35 人で山東出帆、普陀山に寄つて糸などを調う 洋中大風で五嶋嶺へ漂着 船頭費榮臣 1686 年 55 番船（寧波船）船客 渡海船は 1686 年 55 番船（寧波船） 大清靜謐 山東孔子廟修營 普陀山觀音參詣 仏法繁榮
1698	58 番山東船	乗組員が 40 人で山東出帆 海上不順で二三度まで乗り戻る 天草嶺へ漂着 船頭黃益官 1696 年 43 番船（海南船）船頭

	渡海船は 1697 年 31 番船（寧波船）
	大清靜謐 山東米穀類下直

『華夷変態』（東洋文庫、1958）により作成。

上の表に示したように、17世紀の唐船風説書の主な内容は船頭名、乗組人数、主要貨物、起帆地、その期日、寮船数、航路、起帆地の政情などである。山東船の場合、孔子廟修営のほかに、ほとんどは乗組員や唐船に関することで、重要な情報が非常に少ない。風説書の内容は固定化される傾向が見られる。

2. いわゆる唐船風説書の空白期

幕府も唐船風説書に意味がある情報が少ないと気づき、対策をとった。

風説役者、別て要用の役儀に候條、法度の條々堅相守厳密に可相勤候、惣て近年以来の風説書少々異説雖有之、都ては相似たる事共にて、風説書の其詮無之に同敷事も有之候、向後は能々聞届、何事に因らす書出し可申候、聊以不可省略候、唐人入津の節、こなたより相尋候答迄にては、尤異聞不可有之候條、唐船輻湊の節は、平日の雑談をも心懸聞届、異聞於有之は、何ヶ度にも書付可差出候、尤雑談の事に候得は、虚実の差別あるへからず候事⁽⁶⁰⁾

とあり、ほとんどの風説書がほぼ同じ内容であったため、風説定役に、力を尽くして異説を収集するよう命令した。しかし、1749年1月には平野繁十郎の退職をもって、風説定役が廃止され、大通事兼任となつた。これは唐船風説書が空洞化していくにつれて、風説定役の意味がなくなったためであろう。

いわゆる唐船風説書の空白期に、唐船風説書はどのような様子だったのか。近藤瓶城編『史料叢書』卷9に、「唐通事平野繁十郎より此度至来書簡写」⁽⁶¹⁾というタイトルの書簡が収録されている。比較考察するために、その全文を掲げる。

一 去年、唐國諸省洪水に付米穀不熟にて餓死之者多、困窮堪兼候故、去冬十一月、河南之富家趙金龍と申者、米穀薪柴まで夫々施救ひ、安堵仕候処、知県官所より、右可施品々を官所へ指出し、土民へ配当可致歟、若其儀難成候ばば、官府へ相当之挨拶賄賂を出し候様との沙汰により、自身貯置候米穀を以、諸民を救候て、官府へ賄賂差出候訛無之旨相答候処、右両条致兼候、心中疑敷趣にて、入牢被申付候処、諸民恨を生じ、一揆を企、知県を殺害し、牢屋を毀ち、金龍を救出し、騒動に及び、追々河南總兵遊擊と申武家、軍勢を押出し、征伐有之、此以前、趙金龍之妹金鳳之嫁し候洞住居之猺人共、土民を救、右之一揆に興し、官軍と戦ひ、河南之惣兵並遊擊までも山洞之中にて

猺人之為に討死し、官軍敗北に及申候由、此山洞は四川・廣東・廣西・河南之四省に通じ、猺人共居住仕候、洞にて御座候、此節金龍の子囚に相成候由、又金龍之弟金席も囚に相成候尊、両説に御座候、其後北京より莫和と申大將軍、精兵十万を領し、河南へ出陣仕候趣、當節出船之砌専風聞仕候。

一 当節河南省之内上海と申所へ、イキリス船一艘着仕候、唐国通商相願候得共、許容無之其以前福建之沖へ繫り商売を願出候、夫より寧波へも船寄願書差出候得共、何方にも許容無之、此節上海之沖へ繫り居候故、海辺所々之武備厳重に手当有之、土民經營は何之構も無之、只武官而已にて御座候

右之趣來船之唐人とも風聞仕候

辰六月

天保三辰年八月廿二日写之当年之事也

一 諸省

唐国四百余州を十八省に別ケ有之候処、当時は三省を増し、廿一省に相成、省中に府州県数々有之儀故、日本にて諸国と申位之由

一 趙金龍

趙王之末にて富家之由

一 知県

長崎奉行同様高官七品之由

一 総兵と遊擊軍 両官名之由

一 洞 山中に有之由

一 猕人

夷人にて仮令に申さば蝦夷人日本之土地へ來り、山中に住居罷在候位之由、唐国之制令も不聞、右様山中より住居罷在候者共、諸國に有之由、右を指て猺人と唱、尤富家より妻を娶る程に候得は同家之由

但、人之強弱は強き方にて猺人一人へ唐人二人程釣合候程之由、其上、猺人は奇術を成候由、金龍牢より出候事も、奉行可為官人を殺候故、妹聾方へ逃参り候処、討手可來數と猺人共其備致し置候由

一 四川、廣東、廣西、河南之四ヶ所へ往来可致本道有之候に付通候と有之候処、都て洞中之閻道には無之候、表立候本道之由

- 一 北京は河南省へ凡三百里程も可有之哉、尤天子より被遣候官軍にて江戸より被差出候位之事之由
- 一 イキリス船右之通沖中繫り居候、諸備有之候体故、此度渡来之唐船も用心致し石火矢数積入増候由
- 一 知県官七品にて行粧は先へ鉦二幡二本駕四人にて担之外に、足輕様之者四五人附添有之、小勢にて日本長崎奉行御行粧へ引合候て甚小勢之由
証七品は三ツ宛打候哉之由、六品五品は官宜程打数増四ツ宛敷五宛敷打歩行致し候故向より何程之官人來候由遠方にても聞知由
右は通辞平野繁十郎解之由

とあり、「天保三辰年」、1832年に、平野繁十郎によって翻訳されたものである。内容は17世紀の唐船風説書と異なり、2部構成になっている。一つの部分は「右之趣來船之唐人とも風聞仕候 辰六月」まで、河南省趙金龍一揆の経緯が書かれたものである。もう一つの部分は、「天保三辰年八月廿二日写之当年之事也」から最後まで、前の部分に出現した用語の解釈に当たるものである。

翻訳者である平野繁十郎は唐通事平野家8代、文政8年8月に小通事に任じられた。1832年の時点で、年番小通事を勤めていたと思われる。唐船風説書の翻訳作業は年番大通事・小通事によってなされることは従来のまま変わっていない。

また、内容からみれば、後半の用語解説の部分に特徴がある。地名、人名、事項について、丁寧かつ分かりやすく説明している。しかし、情報には大きな間違いがある。趙金龍は少数民族である瑤（瑤）族の民族英雄として名高い。趙金龍一揆は河南省ではなく、湖南省で行われた。両地は隣接しておらず、湖北を挟んで離れている。趙金龍そのものは「趙王之末」「富家」ではない、貧乏な人であるという。一揆のきっかけは湖南瑤族「山田升科」という租税法の実施である。

史実と対照してみると、この書簡の内容は、趙金龍一揆発生の時間と大体の経緯が正しい。そのほかは間違いが多い。それは「來船之唐人とも風聞仕候」のため、情報源である唐人の話の信憑性に疑問があるためであろう。

3. アヘン戦争と太平天国の乱に関する唐船風説書

アヘン戦争とその後に起こった太平天国の乱が当時の中国商業活動に大きな打撃を与えた。その時期から来航唐船は次第に減少する傾向がある。「アヘン戦争以後長崎入港唐船と唐船風説書一覧（天保～安政年間）」（表25）に示したように、嘉永6年（1853）を除いて、来日唐船は毎年1～9であった。出港地

は南京、寧波、廈門、上海、元和があり、そのうち南京、寧波からきた唐船が圧倒的に多い。また、第4章で述べたように、乾隆初期から辦銅商人団体（官商と十二家額商）が長崎貿易を独占した。そのため、幕末期の中国に関する情報もほとんど彼らによって日本に齎された。当時、風説書の提出者としての周謙亭、沈耘穀、楊少棠、江星奮、顧子英、王雲帆、沈萍香、沈晉伯、程子延、程稼堂は全て辦銅商人団体に所属している。こうして、身分および出港地の制限で、長崎奉行に報告したアヘン戦争や太平天国の乱の戦況に関する唐船風説書にはある程度限界がある。

アヘン戦争が勃発した直後、現存する最初の唐船風説書は前年度に入港した唐船主によって提出された「庚子七月清商口單」である。その1ヶ月後の8月に、当年度の唐船が来る前に、在館唐人⁽⁶²⁾がすでに1通の風説書を出した。すなわち、最初の2通の唐船風説書は長崎滞在者によるものである。この時点では、風説書のタイトルが変わったことがわかる。

アヘン戦争と太平天国の乱に関する唐船風説書がそれぞれ19通と10通ある。唐人が書いた漢文と唐通事の和解が残っているが、大部分は作成者の詳細が不明である。天保14（1843）年7月、唐通事額川四郎八による「唐通事よりイギリス一件に付」が唯一特別な存在である。額川四郎八はその時点で大通事をしており、彼は情報の翻訳だけではなく、唐商から入手したものを文章化し、別段風説書として提出した。これは従来にない唐船風説書の形式である。

しかし、内容上では、太平軍を「賊」「匪」と呼んで、戦況について感情を込める主観的評価が多いこと、出帆地と戦場が離れて、情勢に関する誤伝が多いこと、が特徴である。この時期の唐船風説書の内容についての詳細な考察は別稿に譲りたい。

第5節 唐船風説書の性格

1. 機密性

唐船風説書の海外情報については、従来幕府の独占する機密情報であったとするのが通説である。しかし、幕府に情報管理・統制の意図が基本的には存在したものの、江戸時代全期にわたって、幕府以外に情報がなかったとは言えない。時代の流れにしたがって、その機密の度合いが次第に減少していった。すなわち、江戸初期の唐船通説書は確かに秘密文書としての存在であったが、17世紀末期に至り、内容が形式的になるとともに、民間人でも見ることができるほど機密性が低くなっていたと考えられる。

まず、初期の機密性について検討していきたい。以下の引用文は『華夷変態』上冊より抜粋したものである。

卷1 正保3（1646）年

十月長崎より江戸へ注進す、老中其趣を言上す、先考於御前讀進す、數日評議あり、尾張紀伊の

両大納言水戸中納言も登城、右之書簡春齋これを讀む、阿部對馬守月番たるに依て、右の書簡どもを預り、毎日出納し、毎度自ら封して漫に他見を許さず、故に寫すことあたわず、然れども、毎日評議の席に待るゆへ、其大概の趣を先考自筆にこれを書す⁽⁶³⁾

卷3 延寶3(1675)年 「譯官兩使申聞候覺書」

右二通、寫了而美濃守へ返進、其後對馬守ら弘文院へ別に到來文言、同前⁽⁶⁴⁾

下線部分によれば、「他見を許さず」とあるため、原則としては林春勝が各地よりの江戸への書簡の一部だけ殿中で写してからその書簡を返却しなければいけない実状が分かる。すなわち、初期の唐船風説書は老中をはじめ幕府官吏のみ見られるものであった。儒官の林春勝が殿中で写本を作るのは許されたが、政治・軍事に関する情報のため、民間まで広く伝播した可能性はほとんどないと考えられる。

しかし、前の平野繁十郎が翻訳したものを見れば、時代について、唐船風説書の機密性については、状況が異つていったと考えられる。

2、信頼性

『華夷変態』卷1の「大明兵亂傳聞」の条に「何も唐人共に色々相尋候へども、北京へ遠き國之もの共にて御座候故、十人は十色に申候、一圓口揃不申候へども、風聞之通書付指上申候、以上」⁽⁶⁵⁾のような見解が残っている。

上記の例を見ると、唐船風説書は当時の世論や民間の噂を含んでいる。そのため、史実として正確性を欠く場合もある。したがって、唐船風説書を利用するにあたって、その内容についての考証・鑑別の作業が必要とされる。2300余通の唐船風説書を逐一考察しないと、どの程度の信頼性を有するかについて判断できない。そのほか、散逸したものもある。それらに対する考証は非常に膨大な作業であるため、研究史には総合的な論述がない。

しかし、初期の書簡の形の唐船風説書の一部は檄文・公文書の原本であるため、口述した情報と異なって信憑性が高いと思われる。また、上記の平野繁十郎が書いたものなど、誤伝があったものの、全く参考価値がないとは言えない。

このように、初期の唐船風説書は年次が断続的で、件数も少なく、軍事・政治情報が多という特徴を持っていたが、ほとんどは林春勝によって和訳されたため、機密性・信頼性を有する海外情報と判断できる。その後唐船風説書は次第に整備されてゆく。1670年代後半にいたると、作成手続や文書の形式がほぼ定着し、1699年に風説書を専務とする風説定役が設けられ、情報管理制度は一段と強化された。その結果、逆に実用価値を持つ情報が少なくなつていった。全体的に見れば、唐人の口述した情報も多か

ったため、海外情報報告書としての正確さに疑問があるものが多い。

おわりに

唐船風説書は鎖国期に唐船がもたらした海外情報の報告書である。長崎に唐船が入津すると、上陸前に大通事・小通事・風説定役・目附など複数の唐通事が乗り込み、一定の格式を持った事項を詳しく質問し、直ちに翻訳して、提出手続きに従って、奉行所によって幕府に進達された。唐船風説書はオランダ風説書とともに幕府の主要な海外情報源となった。

唐船風説書は非常に貴重な一次史料として、日・中研究者の注目を集めてきた。本章は唐船風説書の研究史、唐通事集団の収集と作成、唐船風説書の各時期の内容と特徴について研究を行った。唐船風説書は基本的に大通事・小通事によって編纂され、その書式、主な内容、編纂方式、性格などが時期について変化が起こったことを明らかにした。

注：

- (1) 許可証を有するものを除き、大型船の建造や海外貿易を禁止した。
- (2) それによって海浜部住民を強制的に内陸部に移住させ、海外貿易に止まらず沿岸貿易・沿岸漁業も禁じた厳格な海禁を行った。1683年に鄭氏勢力が降伏するまでその遷界令は廃止されなかった。
- (3) 粵（広州）、閩（漳州）、浙（寧波）、江（上海）の四海關を指す。
- (4) 林春勝（1618–1680）江戸時代前期の儒者。林羅山の三男。名は又三郎・春勝・恕。字は子和・之道。号は春斎・鶯峰・向陽軒など。寛文3年12月に「弘文院学士」の名号を得た。
- (5) 林信篤（1645–1732）江戸時代前期・中期の儒学者。父は林鶯峰。名は又四郎・春常・信篤。字は直民。号は鳳岡・整宇。
- (6) 林春勝、林信篤編『華夷変態』卷一、東洋文庫、1958年。
- (7) 浦廉一「華夷変態解題」、前掲『華夷変態』上冊、50頁。
- (8) 前掲『華夷変態』上冊、17頁。下線は筆者による。以下同じ。
- (9) 『華夷変態』上冊、30頁。
- (10) 『華夷変態』上冊、44頁。
- (11) 『華夷変態』上冊、45頁。
- (12) 『華夷変態』上冊、53頁。
- (13) 『華夷変態』上冊、68頁。
- (14) 『華夷変態』上冊、75頁。
- (15) 『華夷変態』上冊、105頁。
- (16) 『華夷変態』上冊、139頁。
- (17) 『華夷変態』上冊、259頁
- (18) 『華夷変態』上冊、260頁。
- (19) 『華夷変態』上冊、274頁。
- (20) 浦廉一の「唐船風説の研究」は最初に『帝国學士院紀事』（第5巻第1号、1947年）に載せられた。のちに昭1958年に「華夷変態解題—唐船風説書の研究」の題で、『華夷変態』（東洋文庫、1958）上冊に掲載された。
- (21) 『華夷変態』の序、『華夷変態』上冊。
- (22) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』、関西大学東西学術研究所、1967年
- (23) 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』、同朋舎、1984年
- (24) 同所は『江戸時代漂着唐船資料集』を編纂した。大庭脩、松浦章両名が主に分担協力して蒐集し

た、江戸時代に日本列島の何方かへ漂着した中国船に関する資料である。即ち『宝暦三年八丈島漂着南京船資料——江戸時代漂着唐船資料集一』(1985)、『文政九年遠州漂着得泰船資料——江戸時代漂着唐船資料集二』(1986)、『寛政元年土佐漂着安利船資料——江戸時代漂着唐船資料集三』(1989)、『文化五年土佐漂着江南商船都長發資料——江戸時代漂着唐船資料集四』(1989.3)、『安永九年安房千倉漂着南京船元順號資料——江戸時代漂着唐船資料集五』(1991.3) の5冊である。

- (25) 『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』、関西大学東西学術研究所、1967年
- (26) 中村質『近代長崎貿易の研究』、吉川弘文館、1988年
- (27) 岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」、『史学雑誌』62編11号、1953年
- (28) 松浦章『海外情報からみる東アジア：唐船風説書の世界』、清文堂、2009年
- (29) 松浦章『清代海外貿易史の研究』、朋友書店、2002年
- (30) 松浦章『近世東アジア海域の文化交渉』、思文閣、2010年
- (31) 松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』、思文閣、2007年
- (32) 紙屋敦之『江戸時代長崎来航中国船の情報分析：研究成果報告書』、紙屋敦之研究室、2005
- (33) 森睦彦「阿片戦争情報としての唐船風説書—書誌的考察を主として」、保谷徹編『幕末維新と情報』、吉川弘文館、2001年
- (34) 華立「唐船風説書にみる長崎貿易と海上貿易ネットワーク」、『東アジア研究』46号、2006年。
華立「江戸期日本に所伝の清代史料——「唐船風説書」を中心に」、『東アジア研究』22号、1998年
- (35) 春名徹「唐船風説書の新史料—田能村竹田の記録をめぐって」、『調布日本文化』2、1992年
- (36) 小林叟発編『華夷変態』、源光鑑、1906年
- (37) 最初の書名は『晩明史籍考』で、1932年に北平図書館により刊行された。1964年に中華書局により増訂本の形で出版された。のちに1981年に『増訂晩明史籍考』と題し、上海古籍出版社により出版された。
- (38) 謝國楨編『増訂晩明史籍考』、上海古籍出版社、1981年、995頁。
- (39) 陳荊和「清初華舶之長崎貿易及日南航運」、『南洋学報』13-1、1957年
- (40) 周一良「『華夷変態』与清代史料」、『周一良自選集』、新世界出版社、2001年
- (41) 馮佐哲「徳川幕府対乾隆南巡の反応」、『紫禁城』、1987年第1号
- (42) 張勁松「日本幕府鎖国時代之日中日蘭貿易及其比較」、『日本研究』、1987年第3号
- (43) 『中日文化交流史大系』、『中国与東北亞文化交流志』『西風東漸——中日摂取西方文化之比較研究』など編著は「唐船風説書」を言及したものの、深く分析していなかった。
- (44) 孫文『唐船風説書：文献与歴史：「華夷変態」初探』、商務印書館、2011年

- (45) 南炳文「「朱成功獻日本書」的送達者非桂梧、如昔和尚」、『史學集刊』、2003年第2号
- (46) 郭松義「明清兩代詔選「淑女」引起的動亂—由日本史籍記載談起」、『故宮博物院刊』、1991年1号
- (47) 華立「從日本的唐船風說書看康熙二十九年的烏蘭布通之戰」、『中國邊疆史地研究』20-3、2010年
- (48) 陳自強「『華夷變態』中的鄭氏資料簡介」、『泉州文史研究』、中國社會科學出版社、2004年
陳自強「就『華夷變態』談康熙年間海外交通貿易之若干情況」、『海交史研究』、1990年
- (49) 王勇・孫文「『華夷變態』与清代史料」、『浙江大學學報』、2008年
- (50) 牛建強「從風說書看日本德川幕府對清朝情勢的關注」、『鄭州大學學報』41-6、2008年
- (51) 劉序楓「清代前期福建商人長崎貿易」『九州大學東洋史論集』16、1988年
劉序楓「十七、八世紀の中国と東アジア—清朝の海運貿易政策を中心に」、溝口雄三、濱下武志、平石直昭、宮島博史編『アジアから考える2-地域システム』東京大学出版会、1993年
- (52) 『華夷變態』上冊、35頁。
- (53) 『華夷變態』上冊、62頁。
- (54) 国書刊行会『通航一覽』第四、卷149、192頁。
- (55) 純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編『唐方諸向仕役留・唐方』、純心女子短期大学、1989年、14頁。
- (56) 長崎県立長崎図書館『長崎奉行所 分類雜載』昭和堂、2005年、136頁。
- (57) 前掲『唐方諸向仕役留・唐方』、16~17頁。
- (58) 東京大学史料編纂所『唐通事會所日録一』、東京大学出版会、1984年。
- (59) 前掲『長崎奉行所 分類雜載』、267頁
- (60) 前掲『通航一覽』卷百四十七、173頁。
- (61) 近藤瓶城校閲『史料叢書』第9巻『史籍集覽』第385冊、1881年、50~52頁。
- (62) 長崎の唐館（唐人屋敷）に滞在している唐人を指す。
- (63) 『華夷變態』上冊、17頁。
- (64) 『華夷變態』上冊、139頁。
- (65) 『華夷變態』上冊、8頁。

表25

アヘン船争以能長崎入港唐船と唐船風説書一覧（天保～安政年間）

年代	唐船				風説書				備考				
	航路	入港時間	番号	出港地	船主	数枚	タイトルまたは冒頭文	提出者					
天保十年 己卯 (1839)	9	己亥六月廿五日	一番	寧波	極力舟	—	—	—					
		己亥六月廿五日	二番	南京	沈其美								
		己亥六月廿六日夜	三番	南京	沈其美								
		己亥六月廿六日夜	四番	寧波	劉子英								
		己亥六月廿九日夜	五番	南京	沈其美								
		庚子正月八日	六番	寧波	沈其美 (他)								
		庚子正月廿日夜	七番	南京	沈其美 (他)								
		庚子正月廿日夜	八番	南京	劉子英								
		庚子正月廿五日送り船	野村賈船	南京	王子雲								
天保十一 年 庚子 (1840)	9					6	(原文) 壱子七月清酒口單 (和解) 今度イギリス同ヨリ	己亥五月初玉坂櫻亭	七月				
		庚子十二月三日夜	一番	寧波	沈其美 (他) 蘭慶舟								
		庚子十二月三日夜	二番	南京	王其美、沈其美 (他)								
		庚子十二月十六日	三番	寧波	沈其美								
天保 十二 年 辛丑 (1841)	6	庚子二月廿九日	一番	寧波	沈其美、楊少常	4	(原文) 壱子七月清酒口單 (和解) 今度イギリス人共 (原文) 不見 (和解) 当奉人津之船より車上候 (原文) 不見 (和解) 番山二重上船イギリス人 (原文) 不見 (和解) 番山二重上船イギリス人 (原文) 不見 (和解) 今度イギリス人共 (原文) 不見 (和解) 今度イギリス人共 (原文) 不見 (和解) 今度イギリス人共	庚子一月三番船玉坂櫻亭 庚子一月三番船玉坂櫻亭 沈其美 庚子一月三番船玉坂櫻亭 庚子一月三番船玉坂櫻亭 庚子一月三番船玉坂櫻亭	七月 八月 十二月 十二月 十二月 十二月				
		辛丑六月九日	二番	寧波	沈其美 (他) 次背香								
		辛丑六月十八日	三番	南京	楊子英、王貴机 (他船)								
		辛丑七月一日	四番	南京	沈其美 (他) 楊少常								
		辛丑七月廿三日	五番	南京	劉子英 (他) 王貴機								
		辛丑七月廿五日	六番	寧波	沈其美 (他) 楊少常								
天保十三 年 壬寅 (1842)	6	壬寅正月十六日	一番	南京	薄春興、楊少常	5	(原文) 壴正月清酒口單 (和解) 乍那木文中上紙萬國通仕候 (原文) 不見 (和解) 今度ハ此度ニ而知輪船快便 (原文) 壴寅二月清酒口單 (和解) 伊ギリス人等斗々布解り申候 (原文) 壴寅七月清酒口單 (和解) イギリス人萬國を犯し候奉 (原文) 壴寅七月清酒口單 (和解) イギリス人萬國を犯し候奉	薄春興 不明 王元勝 薄春興、陳急舟等 薄春興 王元勝、沈其美等	正月 八月 十二月 十二月 十二月 十二月				
		壬寅正月十六日	二番	寧波	王貴機、沈其美 (他)								
		壬寅十二月廿七日	三番	寧波	楊子英、陳急舟 (他)								
		壬寅十二月廿一日	四番	寧波	王貴機、沈其美								
		壬寅十二月廿三日	五番	南京	沈其美 (他) 王貴機								
天保十四 年 癸卯 (1843)	6	壬寅十二月廿四日	六番	寧波	楊少常、楊少常	3	(原文) 未見 (和解) 未見 (原文) 未見 (和解) 未見 (原文) 未見 (和解) 未見	薄春興 薄春興 薄春興 薄春興 薄春興 薄春興	正月 七月 七月 十二月 十二月 十二月				
		癸卯七月十二日	一番	廈門	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月十二日	二番	南京	楊子英 (他) 王貴機								
		癸卯七月廿三日	三番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月廿三日	四番	南京	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月廿三日	五番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								
弘化元年 甲辰 (1844)	7	癸卯七月廿四日	六番	廈門	沈其美 (他) 江京倉	1	(原文) 英國似無船等 (英國侵蝕始 末) (和解) 英國侵蝕新嘉坡和蘇	薄春興 江京倉 薄春興	十二月 弘化二年和解				
		癸卯七月廿六日	七番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月廿六日	七番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月廿六日	七番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月廿六日	七番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月廿六日	七番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								
		癸卯七月廿六日	七番	寧波	沈其美 (他) 沈其美								

弘化二年 己巳 (1845)	乙巳七月十一日	一卷	率波	江泽永(在) 楊子起
	乙巳七月十二至三日	二卷	率波	达朴伯(在) 江泽永
	乙巳七月二十三日	三卷	南波	王震凱
	乙巳七月二十四日	四卷	南京	达朴伯(在) 錢春林
	乙巳七月二十五日	五卷	南京	达朴伯(在) 江泽永 (附)
弘化三年 庚午 (1846)	丙午八月十一日	一卷	南波	王震凱
	丙午八月十二日	二卷	南京	达朴伯(在) 楊子起
	丙午八月十四日	三卷	南波	达朴伯(在) 錢春林
	丙午十一月廿九日	四卷	南波	南波 达朴伯(在) 錢少棠
	丁未正月廿一日	五卷	南京	南波
弘化四年 辛未 (1847)	丁未正月廿二日	六卷	南京	羅子英、趙心遠
	丁未正月廿一日	七卷	率波	王震凱(在) 錢春林 (附)
	丁未正月廿五日	一卷	率波	羅子英、王震凱(盛)
	丁未十一月廿五日	二卷	率波	达朴伯(在) 阮梅江
	丁未十一月廿六日	三卷	率波	南波(在) 趙心遠
嘉永元年 戊申 (1848)	丁未十一月廿六日	四卷	南波	南波
	戊申七月廿六日	一卷	率波	羅子英、羅子英(盛)、 錢少成(盛) 在
	戊申八月五日	二卷	率波	羅子英、王震凱(盛)
	戊申十二月廿五日	三卷	率波	达朴伯(在) 阮梅江
	戊申十二月廿五日	四卷	南京	楊少棠
嘉永二年 己酉 (1849)	己酉正月廿五日	一卷	率波	羅子英(在) 錢春林 (附)
	己酉八月廿五日	二卷	南京	江澤永
	己酉六月廿五日	三卷	率波	达朴伯(在) 阮梅江
	己酉八月廿七日	四卷	南京	趙心遠、羅子英(在) 在
	己酉十二月廿五日	五卷	率波	楊少棠
嘉永三年 庚戌 (1850)	己酉十二月廿六日	六卷	率波	趙心遠、羅子英(在) 阮梅江
	庚戌正月十九日	七卷	率波	南波
	庚戌正月廿日	七卷	率波	江澤永(在) 錢少成 (附)
	庚戌七月廿五日	一卷	率波	江澤永(在) 錢少棠
	庚戌十二月廿一日	二卷	率波	羅子英、錢少棠(盛)
嘉永四年 辛亥 (1851)	庚戌十二月廿一日至廿三日	三卷	率波	江澤永(在) 錢春林
	庚戌十二月廿三日	四卷	率波	楊少棠(在) 錢振理 (附)

嘉永四年 夏至 (1851)	卽安二月六日	一發	東京	沈佐治			
	嘉永四年二月廿八日	二發	南京	楊少雲 (在) 錦子英			
	壬午正月廿四日	三發	寧波	江昌會 (在) 錦子英			
	壬午正月廿六日	四發	寧波	張培潤			
嘉永五年 夏至 (1852)	壬子正月十七日	一發	寧波	江昌會 (在) 錦春林 (總)			
	壬子十二月廿六日	二發	南京	楊少雲 (在) 閻柏江 (付)			
	壬午二月廿六日	三發	寧波	楊少雲 (在) 閻柏江 (付)			
	壬子二月廿七日	四發	寧波	江昌會 (在) 錦少雲 (總)			
嘉永六年 (1853)	壬子二月廿九日	五發	南京	江昌會 (在) 錦春林 (總)			
安政元年 夏至 (1854)							
	甲寅夏七月廿六日	一發	南京	楊少雲 (在) 閻柏江 (付)			
安政二年 夏至 (1855)	甲寅夏七月廿七日	二發	寧波	江昌會 (在) 錦子英 (付)			
	乙卯夏八月十一日	一發	寧波	楊少雲 (在) 錦子英 (總)			
安政三年 夏至 (1856)	乙卯十二月廿八日	二發	寧波	江昌會 (在) 錦少雲 (總)			
	丙辰正月六日	一發	南京	江昌會 (在) 錦春林 (總)			
安政三年 夏至 (1856)	丙辰正月三日	二發	南京	楊少雲 (在) 錦子英 (總)			
	丙辰正月廿四日	三發	寧波	楊少雲, 錦心如 (付)			
安政四年 夏至 (1857)	丁巳二月十九日	一發	和光	楊子英, 錦子英 (在總)			
	丁巳二月廿二日	二發	南京	楊子英, 錦子英 (總)			
	丁巳二月廿四日	三發	寧波	江昌會 (在) 錦春林 (總)			
	丁巳二月廿五日	四發	寧波	江昌會 (在) 錦少雲 (總)			
安政五年 (1858)	戊午七月廿九日	一發	南匯	楊錦秋 (在) 錦少雲 (總)			
安政六年 夏至 (1859)	己未八月廿四日	一發	南匯	楊錦秋 (在) 錦少雲 (總)			
	己未八月廿五日	二發	上海	楊錦秋, 錦春林 (總)			
万延元年 (1860)	三月廿七日	三發	元和	楊錦秋 (在) 錦春林 (付)			
安政以後 (1861)	一月廿一月三十三日	一發	上海	楊錦秋 (在)	0		
					0		

¹⁰『明治初期の『明治の文政書』、『明治の元治記』、『大日本古文書文庫外編御文書』、名古屋城蔵文庫所蔵『阿波御文書』、森鷗外『ハムラビ争情集』としての御文書等御用印考證を主として』(1) が、整理整頓の御用印考證 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)。

第6章 長崎唐通事集団の明治維新

はじめに

江戸時代、長崎は海外交渉の最前線であった。唐通事や阿蘭陀通詞はそれぞれ中国語とオランダ語を操り、貿易をはじめとした様々な面について対応していた。しかし、19世紀以降、通商を求めて、ロシア、フランス、アメリカ、イギリスからの商船が多く来航するようになった。それに伴い、外交交渉に言語の問題が生じた。その問題を解決するため、幕府は文化年間、唐通事や阿蘭陀通詞に新しい言語を習得するように命令した。そして、唐通事の8人に文化5(1808)年11月、満州語を学習させた^①。さらに、安政開港以降、唐通事集団は英語の学習を始めた。こうして、唐通事集団の仕事言葉の範囲は中國語から、満州語や英語へと広がっていった。

同時に、唐通事の勤務場所も長崎以外、江戸や神奈川、神戸などの開港地に広がっていった。唐通事集団が従来の唐船貿易関係業務を行うとともに、長崎奉行所の指令に従って、長崎以外への一時出張もしていた。

慶応3(1867)年7月、長崎地役人改革に伴って、長崎唐通事集団は終焉を迎えた。唐通事と阿蘭陀通詞は合併することによって、唐通事集団が解体され、独立性を失うようになった。しかし、一部の唐通事は歴史の舞台から退場していない、地方や明治政府に採用され、外交や教育などの領域で活躍していた。

幕末維新期の唐通事に関して、有名な通事の人物研究や唐通事体制を中心とする研究がなされている。朱全安は「昌平坂学問所の中国語教育に関する一考察」^②で、文政7年以来、長崎から学問所に唐通事が呼び寄せられ、唐話稽古を行った経緯を考察している。そして、額川藤三郎、何隣三、周恒十郎等は中国語を教えるだけではなく、頻繁となった浦賀表での対外折衝の際の役割も与えられていた、と指摘している。許海華「幕末における長崎唐通事の体制」^③は、慶応年間(1860~1863)の唐通事陣容を整理するとともに、組織構成を分析した。許は、その時期において、新しい名門が成立するとともに、幕臣に抜擢されることによって、唐通事から離脱する現象が現れたと述べている。また、明治元年の『長崎府職員録』によって、幕末の長崎唐通事のほぼ全員が維新直後の長崎地方の行政機関に移籍された、と指摘した。添田仁は「〈開港場行政〉の形成と長崎」^④で、明治初期に長崎、大阪、神戸で勤務していた長崎奉行所時代の地役人を整理した。明治3(1870)に、長崎県外務課に旧唐通事平井義十郎、石崎次郎太、額川熊三郎、何幸五郎、平野栄三郎、鉅鹿太作、早野麟太郎、吳宗平、神代時次、彭城鈞一郎ら10名の名前が見られる。そのほか、明治初年、長崎から大阪・神戸に派遣された地役人に、額川保三郎、游龍鷹作、盧篤三郎、彭城秀十郎、吳碩、額川永太郎、吳來安らの名前が見られる。

しかし、これらの研究には唐通事集団の視点からの考察は欠如している。例えば、昌平坂学問所出役の唐通事は唐通事集団でどのような位置を占めていたか、その交代状況はどうだったのか。また、幕末から明治初期にかけて、唐通事集団の各層はどのような動向であった、についての検討は、管見の限り見当たらない。

そこで、本章では、次の 2 つを目的としたい。一つは、唐通事の出役について、昌平坂学問所での中国語を教えることを例とし、赴任者の個人情報と交代状況、また唐通事集団の視点から見る赴任者の特徴を考察することである。もう一つは、維新後、旧長崎唐通事集団の各層が地方や明治政府に登用される様子を明らかにすることである。

第 1 節 長崎唐通事の昌平坂学問所出役

昌平坂学問所は徳川幕府直轄の教育機関である。ここに長崎から唐通事を江戸に呼び寄せることは文政 7 (1824) 年から始まった。

天保 13 (1842) 年 7 月に林大学頭（櫻宇）、林式部（復斎）が老中に願い出た「天保十三年寅年七月申上書面」の冒頭部分に「学問所教授方出役の儀御目見以上以下とも是迄六人の定員にて、御座敷講釈稽古所会読同素読仰高門日講等割合相勤、其外書籍校合をも仕骨折候儀に御座候。文政七申年より唐通事御呼寄、唐話稽古為仕、別段出役両人相増、外一人は是迄教授方出役之内より相兼候儀に御座候処（後略）」⁽⁵⁾ と記載されている。朱全安は「古典漢籍・朱子学一本の伝統的・権威主義的な学問所の教科として、通俗的な白話が直ちに取り入れられることはなかった」⁽⁶⁾ ため、唐話稽古が導入された、と指摘している。

唐通事の昌平坂学問所出役に関して、長崎聖堂祭酒 8 代向井雅次郎の日記『向井閑斎日乗』⁽⁷⁾ と、『日本教育史資料』、『昌平坂学問所日記 3』⁽⁸⁾、『長崎唐通事家系論考』、『長崎崇福寺論攷』⁽⁹⁾ に、関係する記事が見られる。本節では、上記の資料を使用して、唐通事の交代状況について考察を加える。

唐通事の昌平坂学問所出役は 1 人交代制を取り、ほぼ 3~4 年ごとに交代していた。文政 7 (1824) から安政開港に至るまでの 10 代の赴任者を順番に紹介する。

初代は清河源十郎と推測する。

清河源十郎 (1785~1836) 清河家 8 代。彼は文政 5 (1822) に大通事助に、文政 8 (1825) 年に大通事に任じられた。彼の実子清河磯次郎の墓誌に「天保十年。襲父職應幕府之召。為江戸昌平校漢語教授。」⁽¹⁰⁾ と見える。磯次郎は父の職を継いで、江戸昌平校に出勤したとの記述から、父源十郎が昌平坂学問所で勤務したことがわかる。よって、清河源十郎は文政 7 年から同 11 年にかけて、江戸で中国語を教えてい

たと推測できる。

平野繁十郎（1796～1860）平野家8代、先名藤八郎、諱は祐長、字は子純、号は恵園。

文化3（1806）年、稽古通事に任じられた。その後、小通事末席・同並・同助を経て、文政8（1825）年に小通事に昇進した。『向井閑斎日乗』には、彼の江戸出張に関する記事がある。

文政11（1828）年5月22日「平野繁十郎祇役于東都發程、有日今日來辭」、

同月25日に「平野繁十郎今日就途」⁽¹¹⁾

天保2（1831）年10月23日「平野繁十郎先是祇役于東都、頃日得代而返」⁽¹²⁾（292）

とあり、彼は1828年5月25日に、小通事在任中、江戸に向けて出発し、1831年10月末、後任者が江戸についたため、長崎に戻ったことがわかる。彼は長崎の職場に復帰した後、天保7（1836）年3月に、大通事助に昇進した。

彭城清四郎（1799～1834）劉一水系彭城氏分家5代、先名は亀松、諱は惟明。

文化2（1805）年に、稽古通事になった。小通事末席・同並・同助格を経て、文政8（1825）年に小通事助に昇進した。

『向井閑斎日乗』天保2（1831）年4月27日「彭城清四郎以明廿八日發、乃写与東都諸親俗簡託之」、同月28日「彭城清四郎辭遠別」⁽¹³⁾、天保5年（1834）9月22日「彭城朴軒⁽¹⁴⁾以天保辛卯年之東都、今茲得代、而將還臨罹疾不起、頃日其未亡人奉喪而歸」⁽¹⁵⁾との記述から、清四郎は1831年4月出発、1834年9月交代の際、江戸で病死した。

鄭幹輔（1811～1860）先名は大助・来助、諱は昌延、字は素敬、号は敏齋。唐通事鄭家の最初の大通事である。

文政6（1823）年、稽古通事見習になった。その後、稽古通事、小通事末席を経て、天保7（1836）年に、小通事助に任じられた。

「敏齋先生遺徳碑」碑文に、「文化八年辛未正月八日誕（中略）二十七膺選入江戸昌平校、一任四年帰里」⁽¹⁶⁾があり、彼は文化8（1811）年1月に生まれ、27歳の時、天保8（1837）年に江戸昌平坂学問所に出勤し、4年後の1840年に長崎に戻った。天保15（1844）年小通事に昇格した。

清河礪次郎（1823～1900）唐通事清河家9代、諱は武雅。

文政12年に稽古通事になった。天保7（1836）年、父大通事清十郎の功勳で小通事助に昇進した。先

に述べたように、彼の墓誌「天保十年。襲父職應幕府之召。為江戸昌平校漢語教授。」によって、天保10（1839）年に江戸に行って、昌平坂学問所で勤めたようである。任期は不明である。『統譜』によると、彼は勤務態度が悪いため、天保13（1842）年6月に、小通事助を免じられ、小通事末席に降格した。これは昌平坂学問所出役と関わっていたのではないかと思われる。

しかし、上記のように、眞幹輔が1837年から1841年までは江戸勤務中であった。それによって、天保10年の時点で、清河磯次郎が昌平坂学問所へ出向するのは交代を目的としなかった。特別事情のため、唐通事2人が同時に在任したのではないかと思われる。

その次は穎川藤三郎、何隣三、周恒十郎の3名である。『日本教育史資料』7の「項外雑件」に、この3人に関する記載がある。

尚以去る巳年正月より唐話稽古人御手当被下之廉相止、教授方出役申合稽古致し候筈に付、先例
唐通事交代之節申渡書とは相違致し候儀に付、為念此段申進候、以上

写

何隣三

右は教授方出役にて唐話稽古心掛候者は申合致稽古の筈に候、是迄穎川藤三郎指導致し候間、其
方儀引続き指導可致候、右に付教授掛儒者中より沙汰有之候義は得差図可相勤候。

教授方出役

唐小通事助穎川藤三郎当年期年に付、右代わり唐小通事助何隣三此度交代致出府候間、唐話稽古
心掛候者は申合稽古引続、隣三相心得候様申渡候、此段申進候事

嘉永二年拙者共より相渡可申旨總教衆被相渡書付写

教授方出役江

唐小通事助何隣三当年期年に付、右代り唐小通事助周恒十郎此度交代致出府候間、唐話稽古心掛
候者は申合稽古引続、恒十郎相心得候様申渡候、此段申進候事⁽¹⁷⁾

とあり、この3人の交代順番は穎川藤三郎、何隣三、周恒十郎となる。

「巳年正月」は弘化2年（1845、乙巳）1月にあたる。その時点で、穎川藤三郎が在任している。その翌年は交代の時期である。後任者は何隣三である。何隣三の任期は嘉永2（1849）年までであるため、その後周恒十郎と交代する。

この3名の学問所赴任までの職歴は下記の通りである。

穎川藤三郎（生年不詳～1859）のち穎川藤左衛門に改名、沖一系穎川本家8代。天保5（1834）年、稽
古通事に任じられた。小通事末席を経て、天保13（1842）年に小通事助に上がった。

何隣三（1809～1875）高材系何家4代、先名は巳之助、字は良綱。文政元（1818）年末に、稽古通事となつた。小通事末席・同並を経て、弘化3（1846）年に小通事助に昇進した。

周恒十郎（生没年不詳）周家8代、先名は辰太郎。嘉永元（1848）年に小通事助に任じられた。

そのうち、周恒十郎の勤務様子が『昌平坂学問所日記3』に記されている。

嘉永二年十月

六日 捨藏

一、唐通事周恒十郎浦賀ヨリ罷帰候ニ付、唐話指導為致候様惣教衆ヨリ申来候ニ付、返事遣シ出役江申達候。⁽¹⁸⁾

嘉永三年三月

廿七日 都賀太郎

（中略）唐小通事助周恒十郎主膳殿被仰渡之通、夏秋之内浦賀表江相詰候ニ付、浦賀奉行江引渡ニ相成候由、惣教ヨリ達至ル。⁽¹⁹⁾

嘉永四年三月

廿七日 都賀太郎

一、唐小通事周恒十郎浦賀表江相詰候趣、八洲ヨリ達來。⁽²⁰⁾

とあるように、長崎唐通事が昌平坂学問所で勤務中、その仕事は単なる唐話稽古だけではなく、浦賀の外国船対応も含まれている。

長崎唐通事の浦賀への出役は、弘化4年、何隣三が江戸に赴任した翌年からである。

弘化四年四月十三日総教より被廻主膳殿御渡

筒井紀伊守、林式部、林又三郎江

常時学問所江詰合候唐通事の者、夏秋之内浦賀表江相詰候様長崎奉行江申渡候間、得其意委細の儀は浦賀奉行江打合置、長崎奉行へは可被談候⁽²¹⁾

とあるように、長崎唐通事はもともとは唐話稽古で昌平坂学問所へ赴任したのであるが、弘化4年から、「夏秋之内」は浦賀で勤務したことがわかる。

まとめてみると、額川藤三郎は弘化2（1845）年まで、何隣三は弘化3年から嘉永2（1849）まで、周恒十郎は嘉永3年から、昌平坂学問所で勤務した。また、弘化4年から、長崎唐通事は夏・秋の間に、浦賀へ出役した。

その3名は長崎の職場に戻った後、昇格した。穎川藤三郎は弘化4（1847）年に小通事に、何隣三は嘉永3（1850）年に小通事に、周恒十郎は嘉永6（1853）年に小通事過人に任じられた。

周恒十郎の後任者として江戸へ赴任したのは穎川君平と推測される。

嘉永6年（1853）にペリーが率いるアメリカ艦隊が浦賀に入港した際に、応接掛浦賀奉行與力中島三郎助、オランダ通詞など一行が応接に赴いた。唐通事1人も隨行していた。²²⁾ 浦賀奉行支配組與力香山栄左衛門の上申書²³⁾から、この唐通事「君平」は穎川君平であることがわかる。

穎川君平（1822～1862）沖一系穎川氏分家（葉姓）8代、前名盧駒之進、諱は雅範、号は雨林。嘉永元（1848）年に小通事助に任じられた。同3（1850）年に小通事に上がった。「唐小通事穎川君平がどうして嘉永6年6月に浦賀にいたか」というと、最大の可能性としては、彼が昌平坂学問所の在勤中に浦賀出役を命じられたためだと考えられる²⁴⁾と許海華が指摘している。

周恒十郎が嘉永3年から嘉永5年まで学問所で勤務していたとしたら、穎川君平は嘉永6年に江戸へ赴任したと推測される。

穎川保三郎（1831～1891）沖一系穎川氏分家（葉姓）8代、諱は重寛、号は蓮舫。安政4（1857）年に小通事助に任じられた。「穎川重寛先生之碑」には「天保二年辛卯十月二十日生於長崎。幼而穎悟、長益嗜學。從鄭敏齊先生習清語、修時文博洽強記、為儕輩所推重。安政四年、先生二十七、擢江府學問所譯司」²⁵⁾とあり、彼は安政4（1857）年に昌平坂学問所へ赴任したことがわかる。文久3（1863）年は小通事過人に昇進した。

上記の内容を表にまとめると、「昌平坂学問所出役の長崎唐通事一覧表」（表26）となった。この一覧表に示したように、文政7年から長崎唐通事が昌平坂学問所へ赴任した。3～4年ごとに交代して、その人数は述べ10人が数えられる。彭城清四郎と鄭幹輔の間に、あと1名がいるはずであるが、現段階では資料の関係で詳細不明である。

この10名はそれぞれ違う唐通事家の出である。出発時点の職位からみれば、小通事助が圧倒的に多い。その理由は、小通事を含める唐通事集団の上位層は長崎の様々な業務に対応しなければならなかつたことと、小通事助は小通事の助役として一定の言語力を持っていることがあげられる。また、年齢からみれば、ほとんどは20代後半や30代である。彼らは長崎の職場に帰った後、ほとんどは昇進した。

第2節 維新前後における長崎唐通事集団の動向

冒頭で述べたように、慶応3年7月長崎地役人改革をもって、唐通事集団が歴史の舞台から退場していった。しかし、一部の唐通事の姿は地方や明治政府の機関で見られる。本節では、長崎の行政機関の変遷に沿って、維新前後の長崎唐通事集団の動向を検討する。

1、長崎奉行所時代

「元治元子年 慶応三卯年改 諸役人分限帳 薬師寺」⁽²⁶⁾ は長崎地役人の職名、名前、役料が記録されたものである。作成者は薬師寺で、その家は代々長崎町年寄を勤めていた。分限帳の本体は元治元年(1864)に作成されたもので、慶応3(1867)年に紙を貼って訂正した。この資料を通じて、明治維新直前の唐通事集団の様子を見ることができる。

1867年の時点で、唐通事集団は69人がいた。職位ごとの人数は以下のとおりである。

大通事層 8人：唐方諸立合大通事1人、唐通事目附直組定立合兼1人、目附助・直組定立合兼1人、大通事4人、同過人1人。

小通事層 31人：小通事3人、同過人6人、同助8人、同並6人、同末席8人。

稽古通事層は稽古通事・同見習、計30人がいた。

上記により、唐通事集団の規模はあまり変わりがなく、また、小通事以下の人数が多いことが明らかである。

2、長崎裁判所時代

1868年1月、最後の長崎奉行河津祐邦が長崎から江戸へ引き上げることによって、旧長崎奉行所が長崎会議所に改められ、各藩合議制で長崎の治安を維持していた。1月末に九州鎮撫使兼外國事務総督澤宣嘉が就任後、民政機関として長崎裁判所が設置された。2月16日、長崎会議所が廃止され、長崎裁判所が正式に発足した。その時の役人名簿として『諸役人名前帳 辰四月改』⁽²⁷⁾ が残っている。その中で、採用された旧唐通事の名簿は以下のとおりである。

取締助役(1名) 須川保三郎

通弁役頭取(1名) 石崎次郎太

通弁役頭取助(3名) 蔡善助、平野栄三郎、須川熊三郎

上等通弁役(9名) 盧篤三郎、清河磯次郎、吳常十郎、彭城秀十郎、神代時次、鉢鹿太作、陽其二、

[游龍鷹作]、須川永太郎

中等通弁役(9名) 河副作十郎、彭城鈞一郎、太田伊豫四郎、吳宗平、早野麟太郎、[石崎鉄三]、

[薛信次郎]、河野重次郎、[須川熊次郎]

下等通弁役（5名）彭城邦太郎、岩永範兵衛、王恒次郎、陳口太郎、陳幸之進

計28名、〔 〕は唐通事家の出であり、1867年の地役人名簿唐通事項目に載せていない人。

その時点で、一番大きな変化は前年の69名が28名に減少したことである。職名は変わったが、長崎奉行所時代の姿も残している。上等・中等・下等通弁役はそれぞれ大・小・稽古通事に対応し、上等通弁役の上に置かれた通弁役頭取・同助は旧唐通事集団の大通事頭取や諸立合大通事に当たると考えられる。一番トップに立っている穎川保三郎は元職が小通事過人である。石崎次郎太の元職は小通事で、唐通事集団での職位は穎川保三郎より高いが、長崎裁判所では、保三郎より1ランク下になった。ほかの20余名は長崎奉行所で勤務した時の職位がほとんど小通事並・同末席、稽古通事・同見習である。これによって、旧長崎唐通事集団の大通事層が退職したこと、また、長崎裁判所は唐通事を採用する時、旧唐通事集団の上下関係を無視したこと、がわかった。

3、長崎府時代、

1868年5月4日に、長崎裁判所が長崎府に改められた。『長崎府職員録』⁽²⁸⁾に記載されている旧唐通事集団関係の人を整理すると、「長崎府職員の中の旧唐通事たち」表になる。

表に示しているように、旧唐通事家の出は61人が数えられる。そのうち、長崎奉行所で唐通事を勤めた人は44人（1人は内通事小頭）がいた。この人数は1ヶ月前の長崎裁判所時代の人数より増えてきた。長崎裁判所時代の28名は、中等通弁役穎川熊次郎、下等通弁役彭城邦太郎・陳口太郎3名を除いて、25名が引き続き登用された。彼らは2つの部分に分けられ、外国管事役所掛と広運館（前身は長崎英語伝習所）の通弁役に任じられた。彼らの役職は基本的に前と同じである。

長崎裁判所に採用された25名のほか、新任命の旧唐通事集団関係者が36名ほどいた。しかも、その多くのは通弁稽古である。

全61名の中では、唐通事を勤めた人は44名いた。彼らの現職は長崎奉行所時代の役職と比較してみれば、対応関係が大体次のようなものである。

小通事助とそれ以上→通弁役頭取とそれ以上

小通事並と小通事末席→上等通弁役

小通事末席と稽古通事→中等通弁役

稽古通事と同見習→下等通弁役

稽古通事と同見習→通弁稽古（新設）

上記のように、長崎府職員の中の旧唐通事は、基本的に旧唐通事集団の上下関係に従って、5つのランクに分けられた。しかし、異例がある。表の*が付いている人は1ランク上のポストに任じられた。これ

は旧唐通事の家格とつながりがあるのではないかと思われる。

4、長崎県時代

明治2（1869）年6月20日、長崎府が長崎県になった。長崎府時代の44名旧唐通事の中で、中等通弁役以上の15名が長崎県や明治政府の各機構で勤務した。彼らを含めて、職歴が確認できる旧唐通事21名の明治初期までの履歴を表にまとめている。

太田資政、穎川熊三郎、中山玄三、早野麟太郎、彭城鈞一郎など旧唐通事は明治初頭、地方政府職員として登用されたことが確認できるが、その以降の動向が不詳であるため、本節で収録していない。

では、21名の旧唐通事の職歴を通じて、明治初期（明治10年頃まで）の、旧唐通事集団の様子を見てみよう。この21名の履歴は下記の通りである。

(1) 彭城昌実

嘉永元（1848）年5月生まれ、劉鳳岐を祖とする彭城氏本家12代、旧名秀十郎。

文久2（1862）年に稽古通事として長崎唐通事集団に入り、元治元（1864）年に小通事末席に昇進した。明治元年、長崎県平民の身分で、長崎府上等通弁役・神戸出役を命じられた。同年4月から兵庫県で勤務し始めた。最初、兵庫県詰からスタートし、少属、四等訳官、三等訳官、二等訳官を経て、明治6年10月に県大属兼一等訳官に昇進し、主に外国事務を担当していた。

(2) 平野祐之

天保14（1843）年3月18日生まれ、唐通事平野家10代、先名は恒太郎、諱は祐之、字は子栄。幕末期に諸立合大通事を勤めた平野繁十郎の孫である。

嘉永3（1850）年に、稽古通事を飛ばして、直接小通事末席に任じられた。これは唐通事名門ゆえの優遇であろう。のちに小通事並・同助を経て、文久2（1862）年に小通事過人に上がった。長崎府時代に入って、25歳の若さで、外国管事役所掛通弁役頭取助に任じられた。2年後の明治3年に、兵庫県外国事務局に出勤した。翌年、兵庫県四等訳官を命じられた。明治5年末、兵庫県二等訳官の任から司法省に出仕した。同8年に、大蔵省十等出仕で長崎に戻って、税関で勤務した。

(3) 蔡慎吾

嘉永2（1849）年生まれ、唐通事蔡三官を祖とする蔡家9代。

安政6（1859）年に、無給稽古通事で勤務し始めた。文久3（1863）年に稽古通事、元治元（1864）年に小通事末席に任じられた。明治期に入って、長崎行政機関では勤務していないようである。明治2（1869）年12月、大阪府洋学校訓導になる。翌年の明治3年2月、文部省の前身である大学で勤め始め、同4年8月に文部省中助教になった。同年12月に、神奈川県文書課に転勤、二等訳官に任じられた。同5年、同県の一等訳官に昇進した。4年後、27歳の若さで亡くなった。

(4) 林道三郎

唐通事公琰系林家 8 代百十郎の弟、実父は游龍彦十郎である。

安政 6 (1859) 年、18 歳の時に、稽古通事に任じられた。小通事末席を経て、元治元 (1864) 年に小通事に上がった。明治元年、神奈川県通弁官に任じられることによって、長崎を出て、神奈川県で勤務した。明治 5 年、神奈川県典事となっていた道三郎は香港領事に任命された。

(5) 鉢鹿篤義

唐通事鉢鹿家 8 代、天保元 (1830) 年生まれ、先名は太作。

天保 12 (1841) 年、父跡相続で稽古通事になった。小通事末席を経て、万延元 (1860) 年に小通事並に昇進した。明治元年に入って、長崎で通訳を担当していたようである。長崎府の時点で、上等通弁役に任じられ、明治 3 年春、長崎県外務課で勤務した。明治 6 年に、彼は長崎県五等訳官・租税寮少属であるという記載が『長崎県史官員履歴 (明治 6 年)』に記されている。明治 7 年に四等訳官に上がったが、長崎府時代の上等通弁役である彼が明治期の長崎県訳官の下位にあたる五等訳官になるのは興味深いところである。その原因については今後の課題としたい。

(6) 柳谷謙太郎

唐通事柳屋氏本家 7 代、6 代八十八の養子であり、先名は柳屋美浦松である。「柳谷謙之」、「藤原謙之」の記載も見られる。

弘化 4 (1847) 年に長崎薬種目付頭取中尾寿八郎次子として生まれ、安政 7 (1860) 年に稽古通事に任じられた。慶応年間、済美館（前身は安政 5 年 7 月に、英語通訳官養成のため設置された長崎英語伝習所である）で英語を教えていた。明治元年、長崎府外国管事役所掛上等通弁役になった。明治 3 年神奈川県准十二等として税関で勤めた。翌年、明治政府外務省に入って、運上所規則取調のためアメリカに留学した。帰朝後、大蔵省租税寮大属を経て、横浜税関長などとなった。さらに、明治 9 年に、米国桑港領事になった。

彼は長崎を出て、のち神奈川県税關を経て、明治政府の外務省・大蔵省に出仕した。米国桑港領事になるまで、主に租税のことについて従事していた。

(7) 穎川雅文

穎川君平、旧名駒作、諱は雅文、沖一系穎川氏分家（葉姓）9 代、8 代君平（諱は雅範）の長男である。嘉永 5 (1852) 年に稽古通事に任じられた。小通事末席を経て、元治元 (1864) 年に小通事並に昇進し、同年神奈川詰となった。明治期に入って、東京府、外務省、司法省で活躍した。

(8) 穎川永太郎

唐通事沖一系穎川氏分家（葉姓）7 代豊十郎の孫である。豊十郎は幕末期の諸立合大通事であった。

永太郎は文久 2 (1862) 年に稽古通事に任じられ、明治元年に長崎府上等通弁役となった。このような旧唐通事集団の最下位にある稽古通事が直接上等通弁役に任じられる例はまれであり、旧唐通事集団の名門と関わっていたのではないかと思われる。彼の明治 6 年までの役職については、把握できていない。明治 6 (1873) 年に外務省に出仕した。

(9) 彭城中平

天保 3 (1832) 年生まれ。劉鳳岐を祖とする彭城氏本家 11 代、先名大次郎・太兵衛。弘化 3 (1846) 年に稽古通事として、唐通事集団に入った。小通事末席・同並・同助を経て、万延元 (1860) 年に小通事過人に昇格した。文久 2 (1862) 年、唐通事子弟の学校である訳家学校の洋学世話係となった。維新前後の職歴は不明であるが、明治 3 年に、長崎を出て、外務省に入った。このように早く政府機関に出仕したことは彼が高い英語力を持っていましたことと深く関わっていると考えられる。

(10) 盧高朗

弘化 4 (1847) 年、大村藩侍医岩永養庵の 3 男として生まれ、唐通事盧家 8 代範二郎の養子となる。旧名篤三郎。

安政 6 (1859) 年に稽古通事に、元治元 (1864) 年に小通事末席に任じられた。明治元年 4 月に、長崎府上等通弁役・神戸出役に任じられてから、訳官と租税官吏として、明治 6 年まで兵庫県で勤務していた。明治 8 年に、大蔵省に入った。

(11) 何幸五

天保 14 (1843) 年生まれ。高材を祖とする唐通事何家 5 代、先名は伊代吉、字は良英。嘉永 5 (1852) 年に稽古通事に任じられ、文久元 (1861) 年に小通事末席に昇格した。元治元 (1864) 年に小通事並に任じられると同時に、横浜に出役した。明治元年に、長崎に戻って、長崎府上等通弁役となった。明治 4 年、また長崎を出て、神奈川県で訳官として勤めた。

(12) 石崎次郎太

文政 5 (1822) 年生まれ、唐通事柳屋氏分家 4 代、先名は喜代松、諱は親之、字は樊園。天保 2 (1831) に稽古通事に任じられた。その後、小通事末席・同並・同助・同過人を経て、安政 7 (1860) に小通事に昇進した。明治元年、長崎府通弁役頭取となり、翌年、外務省の前身である外国官に出仕し、神奈川在勤の一等訳官に任じられた。明治 7 年は大蔵省に、明治 8 年は開拓使に入って、その後また、外務省で勤務した。

(13) 平井希昌

天保 10 (1839) 年、長崎士族森永家で生まれた。養子として唐通事平井家を継いで、平井家 10 代となつた。

嘉永5（1852）年に稽古通事見習として唐通事集団に入った。9年後の文久元（1861）年末、小通事助に上がった。訳家学校が完成後、彼は唐通事に英語を教えた。慶応3（1867）年に、長崎奉行支配調役並格に昇進したことによって、幕府の土籍に列していた。明治元年、旧唐通事集団での最高位は小通事助であっても、士族に入ったため、長崎府外国管事役所掛諸司長になった。明治初期、民部省や外務省で勤めていた。

(14) 陽其二

天保9（1838）年に生まれた。唐通事陽氏本家13代、先名は子之助。

弘化4（1847）から安政3（1856）年まで約9年、唐通事を勤めた。唐通事集団での最高位が小通事末席であった。その後、彼は港会所や長崎製鉄所に転じ、さらに活版所を開いた。唐通事集団を出たようであるが、明治元年、長崎府上等通弁役として、通事の仕事をしていた。その後、再び訳官の世界から離れて、横浜毎日新聞社を開いた。彼は日本新聞界の始祖と呼ばれている。

(15) 呉碩

文政7（1824）年生まれた。振浦系吳家8代、先名は潤平、碩三郎。

天保3（1842）年に稽古通事に任じられた。その後、小通事末席、同並、同助、同過人を経て、文久元（1861）年に小通事に昇進した。しかし、万延元（1860）年に彼は「神奈川奉行所唐通詞」に任じられたその記録が残っている。すなわち、神奈川奉行所で勤務している時、長崎唐通事集団から離れていた。文久3（1863）年、彼は大通事過人になった。明治2年には大阪府で外国事務局通弁方として勤務している。その後、中国の廈門、上海の領事館で勤務し、明治7年、50歳の時点で、外務省一等書記官に任じられた。彼は旧長崎唐通事集団大通事層の中で、唯一の明治期まで活躍していた人物である。

(16) 神代延長

天保2（1831）年に生まれ。唐通事神代氏分家に属している。

弘化2（1845）年、稽古通事に任じられた。元治元（1864）年に小通事並に昇進した。明治元年、長崎府上等通弁役になった。勤務先は大阪である。明治3年から外務省で勤務していた。

(17) 彭城恭三

文政5（1822）年に生まれ。劉鳳岐系彭城氏分家の出である。

天保5（1822）年に小通事見習になり、天保13（1842）年に父跡相続して稽古通事に任じられた。唐通事集団での最高位は小通事並である。しかし、『長崎府職員録』には彼の名前が載せられていない。維新前後、彼の勤務状況は詳細が不明である。明治7年の時点で、彼は長崎県四等訳官である。

(18) 頴川重寛

頴川保三郎。天保2（1832）年に生まれた。沖一系頴川氏分家（葉姓）8代、諱は重寛、号は蓮舫。

弘化2（1845）年から稽古通事として勤め始めた。文久3（1863）年に小通事過人に昇進した。明治元年、長崎府外国管事役所掛取締役助となり、明治3年から外務省で勤務していた。明治7年頃、文部省に転じ、東京外国语学院一等教諭になった。

（19）清河武雅

清河磯次郎。文政6（1823）年に生まれた。唐通事清河家9代、諱は武雅。

文政12（1829）年7歳の若さで、稽古通事になった。天保7（1836）年、父大通事清十郎の功勲で小通事助まで上がった。しかし、勤務態度が悪いため、小通事助を免じられ、小通事末席に降格された。弘化3（1846）にまた小通事助となって、さらに、文久3（1863）年に小通事に昇進した。明治元年、長崎府上等通弁役になり、明治3年に外務省に出仕した。明治7年に、長崎に戻って、県裁判所権中属訳官となった。

（20）鄭永寧

文政12（1829）年に生まれた。先名は吳右十郎。養子として鄭家に入った。

嘉永元（1848）年に稽古通事として唐通事集団に入った。万延元（1860）年に小通事過人に上がった。明治元年、長崎府広運館（長崎英語伝習所の後身）の翻訳方をしており、その後、明治政府の外交機関に出仕した。明治8年に外務大臣になった。彼は明治時代における有名な外交官として知られている。

（21）何礼之

天保11（1840）年に生まれた。唐通事海庵系何家8代、先名は礼之助。

弘化元（1844）年に父跡相続で稽古通事となった。小通事末席、同助過人を経て、文久元（1861）年に小通事助に昇格した。同3（1863）年、長崎奉行支配定役に任じられた。そのことによって、唐通事集団を出た。彼は勤務中に塾を開いて、英語を教えた。明治政府成立後、外国官一等訳官に任じられ、大阪舎密局に出張した。その後、外務省、文部省で勤務し、外交、教育などの領域で非常に大きな役割を果たした。

上記の21名の履歴から読み取れるポイントをまとめると、以下の通りである。

①家系から見れば、彭城氏本家、平野家、林家、柳屋氏本家、沖一系穎川氏分家（葉姓）など旧唐通事集団の名門の出が多い。

②旧長崎唐通事集団での最高位から見れば、大通事過人1名、小通事2名、小通事過人4名、小通事助2名、小通事並5名、小通事末席4名、稽古通事2名となる。明治期に入って、旧唐通事集団の大通事層がほとんど退職した。そのため、大通事層がほとんど採用されていない。また、稽古通事層もあまり採用されていない。多く採用されたのは小通事層からであった。

③明治元年の時点での年齢から見れば、10代2名、20代9名、30代6名、40代3名、50代1名となる。

20代と30代が全員の約半数を占めている。

④明治維新後の勤務場所から見れば、長崎を出て、兵庫県、神奈川県、大阪府へ赴任した人が多い。明治2~3年頃には、明治政府に登用された人が9名いた。彼らは、文部省、外務省、民部省で勤務していた。そのうち過半数の人は外務省に出仕した。これは彼らの英語力と深く繋がっていると考えられる。明治5年以降になると、最初に地方で勤務した人が明治政府に出仕する傾向が見られる。また、明治8年以降には、大蔵省に転じ勤務した人がいた。

⑤彼らの勤務内容は外交、租税、中国語教育などが中心である。江戸時代の業務と大体同じである。

終わりに

19世紀に入って、長崎唐通事集団は変革期を迎えていた。本章では、昌平坂学問所出役を取り上げて、唐通事の長崎以外の活動を検討した。その結果、学問所へ赴任した唐通事は30歳前後の小通事助在任中の人が多いことが明らかになった。また、明治維新前後における唐通事集団の動向を各時期の役人の名簿に基づき、考察した。維新後、元大通事層の人たちはほとんど退職し、一方、小通事層を中心とする20数名が明治期に至っても外交、中国語教育、税関等領域で活躍していたことがわかった。

注：

- (1) 金井俊行『長崎年表』、以文会、
- (2) 朱全安「昌平坂学問所の中国語教育に関する一考察」、『武蔵野女子大学紀要』31(1)、1996年
- (3) 許海華「幕末における長崎唐通事の体制」、『東アジア文化交渉研究』第5号、2012年
- (4) 添田仁は「〈開港場行政〉の形成と長崎」、『ヒストリア』218号、2009年
- (5) 文部省総務局編『日本教育史資料』卷19、文部省総務局、1890～1892年、218頁。
- (6) 前掲朱全安「昌平坂学問所の中国語教育に関する一考察」、186頁。
- (7) 蔡田貫、若木太一編『長崎聖堂祭酒日記』(関西大学東西学術研究所、2010年)に所収。
- (8) 斯文会編『昌平坂学問所日記3』、斯文会・東洋書院、2006年
- (9) 宮田安『長崎崇福寺論攷』、長崎文献社、1975年
- (10) 宮田安『長崎唐通事論考』、長崎文献社、1979年、739頁。
- (11) 前掲『長崎聖堂祭酒日記』、250頁。
- (12) 前掲『長崎聖堂祭酒日記』、292頁。
- (13) 前掲『長崎聖堂祭酒日記』、283頁。
- (14) 「彭城朴軒」は彭城清四郎。清四郎の墓碑には「三光院樸軒君正劉府君」が書かれているため(『唐通事家系論考』214頁参照)。
- (15) 前掲『長崎聖堂祭酒日記』、370頁。
- (16) 前掲宮田安『長崎崇福寺論攷』、399頁。
- (17) 前掲『日本教育史資料』7、495～496頁。
- (18) 前掲『昌平坂学問所日記3』、60頁。
- (19) 前掲『昌平坂学問所日記3』、76頁。
- (20) 前掲『昌平坂学問所日記3』、106頁。
- (21) 前掲『日本教育史資料』7、496頁。
- (22) 東京大学史料編纂『幕末外国関係文書』1、東京大学出版会、1972年、8～9頁。
- (23) 前掲『幕末外国関係文書』1、22～23頁。
- (24) 許海華「幕末明治期における長崎唐通事の史的研究」関西大学博士論文(文学)甲第450号、2012年、29頁。
- (25) 前掲『長崎崇福寺論攷』、403頁。
- (26) 九州大学記録資料館九州文化史資料部門松木文庫、請求番号：375
- (27) 九州大学記録資料館九州文化史資料部門古賀文庫、請求番号：1

(28) 早稲田大学図書館所蔵、請求番号：イ 14 A0661

昌平坂学問所出身の長崎唐通事一覧表

名前	勤務期間	出発時点の役職と年齢	家系	備考
1 ?清河源十郎 文政7年（1824）～同10年（1827）	大通事助 35歳	清河家	文政8（1825）年に大通事に任命された。	
2 平野繁十郎 文政11年（1828）～天保2年（1831）	小通事 33歳	平野家	天保7年（1836）大通事職に昇進した。	
3 彦坂清四郎 天保2年（1831）～天保5年（1834）	小通事助 33歳	一水系彦坂分家	天保5年5月18日死去	
4 郷峰輔 天保8年（1837）～天保11年（1840）	小通事助 27歳	二官系郷家	天保15年（1844）小通事に昇進した。	
5 ?清河慶次郎 天保10年（1839）～	小通事助 17歳	清河家	勤務態度が悪いため、天保13（1842）年6月に、小通事未常に降格した。	
6 納川藤三郎 天保12年（1841）～弘化2年（1845）と推定	小通事助 30代（無給）	沖一系頭川本家	弘化2年1月の時点在任	
7 何隣三 弘化3年（1846）～嘉永2年（1849）	小通事助 38歳（無給）	高村系町家	弘化3年（1842）10月3日に小通事助（無給）に任命された。 弘化4年（1847）1月23日に父財田相繼で小通事に上がった。	
8 岡恒十郎 嘉永3年（1849）～嘉永6年（1853）	小通事助 30代（無給）	辰吉系周家	弘化4年（1847）4月詔駕出役	
9 ?納川君平 嘉永6年（1853）～安政4年（1857）と推定	小通事 32歳	沖一系頭川分家	嘉永6年7月6日小通事過人に 更に安政4年（1857）3月2日小通事に任命された。	
10 納川保三郎 安政4年（1857）～	小通事助 27歳	沖一系頭川分家	文久元年（1861）7月23日に大通事過人に昇進した。 文久3年（1863）小通事過人に任命された。	

注：？は推測

表27

長崎府職員の中の旧唐通事たち

役職	名前	長崎奉行時代の役職	備考
外國管事役所掛	諸司長	平井儀十郎	小通事助 長崎奉行支配調役並格 のちの平井希昌
	取締役助	額川保三郎	小通事過人 神戸出役
	通辨役頭取	石崎次郎太	小通事
		平野栄三郎	小通事過人
		額川龍三郎 *	小通事並
	上等通辨役	何幸五郎	小通事並
		鉢鹿太作	小通事並 のちの鉢鹿篤義
		湯其二	小通事末席
		額川永太郎 *	稽古通事
		柳屋謙太郎 *	稽古通事 濟美館外國方御用
		早野麟太郎 *	稽古通事
	中等通辨役	河副作十郎	小通事末席
		彭城鈞一郎	小通事末席
		吳宗平	稽古通事
		薛信次郎	
		河野重次郎	稽古通事
	下等通辨役	江政平	稽古通事
		彭城郡太郎	稽古通事
	同見習	陳太平	稽古通事見習か
		東海重三郎	稽古通事
広運館	佛學助教	吳常十郎	
	翻訳方	吳硕三郎	大通事過人
		鄭右十郎	小通事過人
	通辨役頭取助	蔡善助	小通事過人
	上等 (通弁役)	盧篤三郎 *	小通事末席 神戸出役
		清河穀次郎	小通事
		彭城秀十郎 *	小通事末席 神戸出役
		神代時次	小通事並
		游龍慶作	大阪出役 元小通事過人游龍彦十郎の子
	中等	太田伊豫四郎	小通事末席
		石崎鉄三	元小通事並の石崎鉄助か
		額川文次郎	稽古通事 元稽古通事の額川元次郎か
		林甚八郎	稽古通事
	下等	岩永範兵衛	元稽古通事の岩永兵衛か
		王恒四郎	稽古通事
		陳幸之進	内通事小頭筆頭
		彭城兵吾	稽古通事

通辨稽古	王勝太郎	稽古通事	
	神代太吉郎	稽古通事	
	頴川新作	稽古通事	
	頴川源三郎	稽古通事	
	頴川豊太郎	稽古通事見習?	
	鷹利喜馬		
	太田晃四郎		
	東海安助	稽古通事	
	李寅之助	稽古通事	李寅太郎と同一人か
	神代愛次郎	稽古通事	
	松尾治三郎	稽古通事	
	吉島左十郎	稽古通事	
	高尾栄次郎	稽古通事	
	森田栄十郎	稽古通事	元稽古通事の森田哲十郎か
	薛種三郎		
	周壯十郎		
	楊龍太郎		鄭永寧の女婿
	官梅千代松		
	彭城彦十郎		
	鄭吉太郎		
	中山繁松		安政五年の生まれ。その時点で10歳
	彭城龜之助		
	頴川善吉		
	頴川平三郎		

表28 明治維新前後における長崎唐通事の職歴(21名)

(1) 彦城昌実

時間	年齢	職名	備考	出典
嘉永元年(1848)5月	生まれ			『兵庫県史政治之部官員履歴』
文久2年(1862)	14	稽古通事		『慶応元年分限帳』
元治元年(1864)	16	小通事末席		
明治元年(1868)	20	長崎府上等通辨役	神戸出役	『長崎府職員録』
同年4月		兵庫県詔		『兵庫県史政治之部官員履歴』、 『明治七年十月掌中官員録』、 『明治八年九月官員録』、 『兵庫県官員録(明治九年十月改)』
同2年(1869)9月23日	21	兵庫県少属		
同4年(1871)11月2日	23	兵庫県四等証官		
同年12月27日		兵庫県三等証官		
同5年(1872)9月5日	24	兵庫県二等証官		
同6年(1873)10月28日	25	兵庫県大属兼一等証官	外國事務	

(2) 平野祐之

時間	年齢	職名	備考	出典
天保14年(1843)3月18日	生まれ			
嘉永3年(1850)9月7日	7	小通事末席	表向きで12歳	
安政3年(1856)4月15日	13	小通事並		『証司統譜』
安政4年(1857)4月13日	14	小通事助		
文久2年(1862)	19	小通事過人		
明治元年(1868)年	25	長崎府外關管事役所掛 通辨役頭取助		『長崎府職員録』
明治3年(1870)7月	28		兵庫県へ出仕被仰付候事(於長崎県)	
同年8月			兵庫県外關事務局へ出務被仰付候事	
明治4年(1871)11月2日	29	兵庫県四等証官		『兵庫県史政治之部官員履歴』
同年12月27日		兵庫県三等証官		
同5年(1872)9月5日	30	兵庫県二等証官		
同年12月3日			司法省へ出仕申付候事	
同8年(1875)9月	33	大蔵省十等出仕	長崎税關在勤	『明治八年九月官員録』

(3) 藤慎吾

時間	年齢	職名	備考	出典
嘉永2年(1849)	生まれ			
安政6年(1859)3月6日	10	無給稽古通事	『分限帳』によれば「稽古通事見習」	『証司統譜』、 『慶応元年分限帳』、
文久3年(1863)	14	稽古通事		
元治元年(1864)	15	小通事末席		
明治2年(1869)12月	20	大阪府洋学校訓導		『神奈川県史附録官員履歴』
同3年(1870)2月		大学少助教		『官員録』
同3年(1870)4月	21	大学大得業生		
同年8月		大学少学助教		
同4年(1871)8月		文部省中助教	同年11月依頼免職	『神奈川県史附録官員履歴』、 『神奈川奉行所職員録』、 『明治初期官員録・職員録集成』、
同年12月7日	22	神奈川県文書課作文掛 二等証官兼解譜		
同5年(1872)7月3日	23	神奈川県一等証官	同年同月晦日依頼免本官	
同9年(1876)12月29日	27歳の若さで死去			『唐通事家系論考』

(4) 林道三郎

時間	年齢	職名	備考	出典
安政6年（1859）1月24日	18	稽古通事	名跡相続 三賞目	
文久元年（1861）7月22日	20	小通事末席		『証司統譜』
元治元年（1864）	23	小通事並		『慶応元年分限帳』
明治元年（1868）7月10日	27	神奈川県通辨官		
同年12月12日		神奈川県属司補通辨官		
同2年（1869）11月26日	28	神奈川県權大属		
同4年（1871）3月8日	30		支那人懲罰断獄等御雇ベンソン申合取扱申付候事、但別段御手当年中金三拾両被下之	
同年8月2日		神奈川県大属准席		『神奈川県史附錄官員履歴』、 『神奈川奉行所職員録』、 『明治初期官員録・職員録集成』
同年10月17日		神奈川県三等証官		
同年12月2日		神奈川県二等証官	条約未済国事務取扱課	
同5年（1872）1月19日	31	神奈川県權典事	条約未済国課	
同年6月26日		神奈川県權典事兼任 一等証官	同年7月26日免兼官	
同年7月26日		神奈川県典事		
同年10月3日		副領事		
同年10月		香港領事		

(5) 鉅鹿篤義

時間	年齢	職名	備考	出典
天保元年（1830）3月5日	生まれ			
天保12年（1841）7月29日	11	稽古通事	父跡相続 受用銀二貫五百目	『証司統譜』
嘉永4年（1851）12月28日	21	小通事末席		
万延元年（1860）	30	小通事並		『慶応元年分限帳』
明治元年（1868）	38	長崎府外國管事役所掛 上等通辨役		『長崎府職員録』
明治3年（1870）春	40	長崎県外務課査少属		「開港場行政」の形成と長崎」
明治6年（1873）4月4日	44	長崎県五等証官 租税寮少属	少属ノ心得ヲ以テ外務局事務取扱申付候事	
明治7年（1874）10月	45	長崎県四等証官		『明治七年十月掌中官員録』 『明治八年九月官員録』

(6) 柳谷謙太郎

時間	年齢	職名	備考	出典
弘化4年（1847）4月5日	生まれ			
安政7年（1860）	13	稽古通事	父跡相続 受用銀二貫五百目	
慶応元年（1865）8月	18	済美館英語教授		
慶応3年（1867）3月	20	済美館句読		
明治元年（1868）6月	22	長崎府外國管事役所掛 上等通辨役		『証司統譜』、 『慶応元年分限帳』、 『唐通事家系論考』、 『神奈川県史附錄官員履歴』、 『明治八年九月官員録』
明治3年7月10日	24	神奈川県准十二等	税關	
明治4年2月25日		外務省十二等出仕		
明治4年11月	25	外務省權大錄	「柳谷謙之」の名前と見られる。 連上所規則取調のため米國に留学。 帰朝後、租税寮大属を経て横浜税関長、租税權助・從六位となつた。	
明治8年9月	29	大藏省租税寮七等出仕	横浜税關在勤	
明治9年（1876）10月	30	米國桑港領事		

(7) 須川雅文

時間	年齢	職名	備考	出典
天保14年（1843）12月11日	生まれ			
嘉永5年（1852）12月5日	9	稽古通事	無給	
文久元年（1861）7月22日	18	小通事末席	文久3年（1863）相続	
元治元年（1864）	21	小通事並	同年神奈川駿駿め	
慶応4年（1868）	25	御普請役格		
明治元年8月8日	25	東京府市場通弁		
明治2年	26	判任東京府少属		
明治3年（1870）2月	27	外務省文書司権大佑		
明治4年（1871）	28	司法省権大録		
明治5年2月18日	29	司法省権大録		
明治6年8月15日	30	鐵道一等中帥		

『歴司統譜』、
『慶応元年分限帳』、
『補珍官員錄外務省十一月五日改』、
『明治五年二月袖珍官員錄』、
『唐通事家系論考』

(8) 須川永太郎

時間	年齢	職名	備考	出典
文久2年（1862）	13	稽古通事	須川豊十郎孫	
明治元年（1868）	19	長崎府外國管事役所掛 上等通辨役	同年、兵庫詔	
明治6年（1873）	24	外務省九等出仕		
明治7年（1874）	25	外務省八等出仕		

『慶応元年分限帳』、
『明治六年袖珍官員錄』、
『長崎府職員錄』、
『明治七年十月掌中官員錄』、
『〈開港場行政〉の形成と長崎』

(9) 彦坂中平

時間	年齢	職名	備考	出典
天保3年（1832）	生まれ			
弘化3年（1846）3月1日	14	稽古通事	父頼、無給	
嘉永4年（1851）12月28日	19	小通事末席		
安政2年（1855）11月7日	23	小通事並		
安政5年（1858）11月8日	26	小通事助	父跡相続 三貫五百目	
万延元年（1860）9月15日	28	小通事過人		
文久2年（1862）12月	30	訳家学校洋学世話掛		
明治3年（1870）2月	38	外務省文書司大令史		
明治4年（1871）	39	外務省少録		
明治5年（1873）	41	外務省権中録		
明治7年（1874）9月27日	42歳で死去			

『歴司統譜』、
『明治初期官員錄・職員錄集成』、
『補珍官員錄外務省十一月五日改』、
『明治五年二月袖珍官員錄』、
『慶応元年分限帳』、
『長崎府通事家系論考』

(10) 倉高朗

時間	年齢	職名	備考	出典
弘化4年（1847）8月8日	生まれ			『自叙伝』
安政6年（1859）4月28日	12	稽古通事	父跡相続、養父篠二郎年來精勤之廉ヲ以受用銀壹貫五百五拾目之壹貫四百五拾目助成都合三貫目被	『統譜』
元治元年（1864）	17	小通事末席		『分限帳』
明治元年（1868）4月		長崎府上等通辨役 神戸出役	長崎府上等通辨役申付候事	
同年8月22日	21	兵庫県軍務官	兵庫県軍務官へ出頭申付候事	
同年10月26日		兵庫県二等訳官	以二等訳官同県裁判所へ在勤申付候事	
同2年（1869）9月23日	22	兵庫県権大属	任同県権大属 外國事務局翻訳方兼辨院掛	
同3年（1870）12月27日	23	兵庫県大属准席	任同県大属准席	
同4年（1871）11月2日		兵庫県三等訳官	任同県三等訳官	
同年12月26日		兵庫県二等訳官	任同県二等訳官	
同5年（1872）2月15日		兵庫県権典事兼二等訳官	任同県権典事兼二等訳官	
同年同月22日	24	兵庫県二等訳官	依願専任二等訳官	
同年5月16日		租税寮九等出仕	租税寮九等出仕申付候事	
同年6月1日		租税大属	任租税大属	
同6年（1873）5月9日		神奈川県典事	任神奈川県典事	
同年8月28日	26		依願免本官 滿三年以上奉職ニ付給一疋月給二ヶ月分下賜候事	『自叙伝』
同8年（1876）1月19日	28	補大蔵省七等出仕		『官員錄』
同年9月		大蔵省七等出仕		

『長崎府職員錄』、
『兵庫県史 政治の部官員履歴』、
『神奈川県史附錄 官員履歴』、
『〈開港場行政〉の形成と長崎』

(11) 何幸五

時間	年齢	職名	備考	出典
天保14年（1843）6月20日	（生まれ）			
嘉永3年（1852）12月3日	9	稽古通事		
文久元年（1861）7月22日	18	小通事末席		
元治元年（1868）12月10日	21	横浜駁小通事並上席	額川君平と横浜在勤	
慶応3年（1867）7月8日	24	父跡相続	五人扶持	
慶応4年（1868）4月13日		神奈川詰方御免		
明治元年（1868）4月21日	25	長崎府外國管事役所掛 上等通辨役	長崎県上等通辨役拜命 八人扶持 六十五周	
明治2年（1869）11月	26	小属		
同3年（1870）8月2日	27	長崎県少属	任長崎県少属	
同4年（1871）3月			神奈川駁へ出頭之義元辨官ヨリ奉命	
同年4月10日		神奈川県權大属	同県權大属心得申付候事	
同年10月17日	28	神奈川県三等証官	任同県三等証官	
同年12月2日		神奈川県文書課作文掛 二等証官兼解語	任同県二等証官	
同5年（1872）6月25日	29	神奈川県一等証官	任同県一等証官	
同7年（1874）5月13日		補神奈川県七等出仕	補同県七等出仕	
同年10月	31	神奈川県七等出仕		

(12) 石崎次郎太

時間	年齢	職名	備考	出典
文政5年（1822）		生まれ		
天保2年（1831）2月25日	9	稽古通事		
天保11年（1840）4月14日	18	小通事末席		
弘化4年（1847）8月26日	25	小通事並	相続 三貫五百目	
嘉永元年（1848）4月20日	26	小通事助		
嘉永7年（1854）閏7月27日	32	小通事過人		
安政7年（1860）12月30日	38	小通事	三人扶持	
文久元年（1861）7月22日	39	小通事	七貫目	
明治元年（1868）	46	長崎府外國管事役所掛 通辨役頭取		
明治2年（1869）5～7月	47	外國官一等証官	神奈川在勤	「明治過去帳く物故人名辞典」、 「証明統譜」
明治3年春	48	長崎県外務課少属		「明治初期官員録・職員録集成」、 「明治八年九月官員録」、 「長崎府職員録」
明治7年（1874）	52	大蔵省八等出仕		
明治8年（1875）	53	開拓使八等出仕		
明治11年	56	外務省一等属		
明治12年	57	外務省一等書記官	北京に赴任	
明治15年9月21日	60歳で死去		在勤中死亡	

(13) 平井希昌

時間	年齢	職名	備考	出典
天保10年（1839）		生まれ	長崎県土族森永年の子	
嘉永5年（1852）8月29日	13	稽古通事見習	無給	
安政3年（1856）3月17日	17	稽古通事	父跡（義父）相続 二貫二百十匁	
安政7年（1860）9月15日	21	小通事助過人	小通事末席より	
文久元年（1861）7月22日	22	小通事助過人	三貫目	
同年12月24日		小通事助		
文久2年（1862）12月	23	証明学校の本業教授方		
文久3年（1863）7月	24	英語稽古序学頭		
慶応元年（1865）8月	26	清美館で英語を教授		
慶応3年（1867）6月	28	長崎奉行支配酒役並格	幕府の士籍に班す	
明治元年（1868）	29	長崎府外國管事役所掛 諸司長		
明治2年	30	長崎少參事		
明治3年8月～10月	31	民部省土木司権正從七位	從七位守藤原朝臣希昌平井	「明治過去帳く物故人名辞典」、 「証明統譜」
明治5年	33	外務省少証正七位	外務省文書司権正大少証	「明治初期官員録・職員録集成」、 「明治八年九月官員録」、 「長崎府職員録」
明治6年	34	外務省少証正六位	全權大使書記官をもって北京に赴任	「明治五年二月補証官員録」、 「明治六年補証官員録」、 「明治七年十月掌中官員録」
明治7年	36	外務省少丞兼一等書記官 正六位	台湾藩地事務局出仕	

(14) 陽其二

時間	年齢	職名	備考	出典
天保9年（1838）6月		生まれ		
弘化4年（1847）9月8日	9	稽古通事	無給	
安政2年（1855）11月7日	17	小通事末席	同年12月に父跡相続	
安政3年（1856）4月	18	港会所勤務		
文久2年（1862）9月	24	長崎丸機関方	将軍上洛に供奉、海軍に属する	
元治元年（1864）3月	26	重ねて港会所勤務		
慶応元年（1865）	27	長崎製鉄所勤務		
慶応2年（1866）9月	28	活版製造事業	活版所開設、本木昌造私塾の助教兼務	
明治元年（1868）	30	長崎府外國管事役所掛 上等通辨役		
明治4年（1871）4月	33	横浜毎日新聞社を開く	明治5年10月に新聞社を譲る	
明治6年（1873）1月	35	景盛社開設		

(15) 興穂

時間	年齢	職名	備考	出典
文政7年（1824）8月10日		生まれ		
天保3年（1842）3月2日	18	稽古通事	無給	
弘化4年（1847）2月29日	23	小通事末席		
嘉永4年（1851）11月22日	27	小通事並	父跡相続 受用銀二貫目	
同6年（1853）3月17日	29	小通事助		
安政3年（1856）3月22日	32	小通事過人	三貫五百目	
万延元年（1860）	36	神奈川奉行所唐通詞	太田源三郎と一緒に勤務	
文久元年（1861）7月22日	37	小通事	三人扶持	
同3年（1863）	39	大通事過人		
明治元年（1868）	44	長崎府広運館翻訳方	維新後、廈門、上海などの領事館に勤務した。	
明治2年	45	大阪府外國事務局通弁方		
明治7年	50	外務省一等書記生		

(16) 神代延長

時間	年齢	職名	備考	出典
天保2年（1831）11月24日		生まれ		
弘化2年（1845）11月20日	14	稽古通事	父願無給	
嘉永4年（1851）12月28日	20	小通事末席	同年9月19日に父跡相続 三貫目	『訖司統譜』、 『明治初期官員錄・職員錄集成』、 『明治八年九月官員錄』、 『長崎府職員錄』、 『袖珍官員錄外務省十一月五日改』
元治元年（1864）	33	小通事並		
明治元年（1868）	37	長崎府上等通辨役	大阪出仕	『明治五年二月袖珍官員錄』、 『明治六年袖珍官員錄』、 『明治七年十月掌中官員錄』、 『慶応元年分限帳』
明治3年2月	39	外務省文書司機少佐		
明治4年	40	外務省少輔		
明治6年	42	外務省機中錄		
明治7年	43	外務省三等書記生		
明治8年	44	外務省十等出仕		

(17) 彦城恭三

時間	年齢	職名	備考	出典
文政6年（1823）3月7日		生まれ		
天保5年（1834）12月13日	12	稽古通事見習		
天保13年（1842）11月21日	20	稽古通事	父跡相続 一貫八百七十目	『明治八年九月官員錄』、 『明治七年十月掌中官員錄』、 『慶応元年分限帳』、 『訖司統譜』
嘉永元年（1848）4月20日	26	小通事末席		
安政2年（1855）12月22日	33	小通事末席	三貫三百七十目	
安政3年（1856）4月16日	34	小通事並		
明治7年（1874）～8年	52	長崎県四等訖官		

(18) 須川重寛

時間	年齢	職名	備考	出典
天保2年（1831）10月29日		生まれ		
弘化2年（1845）11月29日	14	稽古通事	無給	
嘉永4年（1851）6月7日	20	小通事末席		
安政2年（1855）11月7日	24	小通事並		
安政4年（1857）3月2日	26	小通事助	同年江戸学問所勤め	
文久3年（1863）	32	小通事過人		
明治元年（1868）	37	長崎府外國管事役所掛取締役助	神戸出役	
明治3年2月	39	外務省文書司大佑		
明治4年	40	外務省権大諫		
明治6年	42	外務省大諫		
明治7年～8年	43	文部省東京外國語学校等教諭		

(19) 清河武雅

時間	年齢	職名	備考	出典
文政6年（1823）9月1日		生まれ		
文政12年（1829）11月30日	6	稽古通事	無給	
天保4年（1833）7月12日	10	小通事末席		
天保7年（1836）7月19日	13	小通事助	父の勤功で昇格 四賛目	
天保10年（1839）	16	江戸昌平校漢語教授		
天保13年（1842）6月6日	19	小通事末席	勤方が悪いという風聞で小通事助を免ぜられ、末席に下り、愛用銀も一貫目減せられた	
弘化3年（1846）1月30日	23	小通事助	三賛目	
嘉永元年（1848）4月20日	25	小通事過人	安政3年3月22日三賛目	
文久3年（1863）	40	小通事		
明治元年（1868）	45	長崎府上等通役		
明治3年2月	47	外務省文書司大令史		
明治4年	48	外務省権少諫		
明治7年（1874）	51	長崎県裁判所権中属 証官		

(20) 鄭永寧

時間	年齢	職名	備考	出典
文政12年（1829）		生まれ		
嘉永元年（1848）7月26日	19	稽古通事	無給	
同4年（1851）12月28日	22	小通事末席		
万延元年（1860）12月30日	31	小通事過人		
明治元年（1868）	39	長崎府広運館翻訳方		
明治2年5月		外國官一等証官	「鄭國輔」の名前 神奈川在勤	
同8月	40	外務省大証官	無位	
同10月		外務省大証官従七位		
同3年5月	41	外務省文書司権正	従七位	
同6年（1873）	44	外務省少丞正七位		
同7年（1874）	45	外務省一等書記官正六位	清國北京公使館附	
同8年（1875）	46	外務省一等書記官 外務大臣	正六位	

(2.1) 何礼之

時間	年齢	職名	備考	出典
天保11年（1840）7月13日		生まれ		
天保15年（1844）12月6日	5	稽古通事	父跡相続 表向きで14歳	
安政4年（1857）12月5日	18	小通事末席		
万延元年（1860）9月15日	21	小通事助過人		
文久元年（1861）11月24日	22	小通事助	同年7月23日三貫目	
同2年（1862）12月	23	詫家学校洋学批語掛		
同3年（1863）7月	24	長崎奉行支配官校 英語稽古所學頭	飯尹義内ニ校舎ヲ開キ、土地ノ士民及諸藩ノ學生教授シ、専外交及振興ノ事ヲ取扱フ	
慶応3年（1867）		海軍伝習所道綱頭取	幕府ノ命ニ依リ入洛、柴田大介、柳谷謙太郎、松田萬次外四名ヲ随行	
同年7月	27	開成所教授職並		
同年11月		軍艦役並格 海軍傳習生使取締	江戸勤役中開港	
明治元年6月		開成所御用掛		
同年9月6日		外國官一等訳官		
同2年（1869）3月15日	29	外國官一等訳官 監察局権判事兼任	同年6月～7月大阪會密局出張	
同年12月3日		大阪洋学校督査		
同3年（1870）2月	30	大学少博士	同年4月12日叙正七位	
同年3月7日		大阪洋学校校務取扱		
明治4年（1871）7月27日		文部省少教授		
同年10月8日	31	歐米派遣特命全權大使一等書記官	同年11月4日免本官	
同年11月4日		外務省六等出仕	正七位	
同5年（1872）10月17日	32	兼任外務二等書記官	大使ニ從テ米國ニアリ	
同6年（1873）2月15日	33	叙從六位	歐州巡回。7月24日帰朝	
同年11月28日		補駕廻寮五等出仕		

注：年齢は満年齢で表す。

参考資料：

- 鶴川若平『証司統譜』長崎県史編纂委員会編『長崎県史史料編 第四』吉川弘文館、1968年
 大植四郎編『明治過去帳<物故人名辞典>』東京美術、1971年
 宮田安『唐通事家系論攷』長崎文献社、1979年
 『袖珍官員録外務省明治四年十一月五日改』『明治初期の官員録・職員録』巻一所収（寺岡書洞、1979年）
 『明治五年二月袖珍官員録』（須原屋版・和泉屋版）『明治初期の官員録・職員録』巻二所収（寺岡書洞、1980年）
 『明治六年袖珍官員録（一月廿日改）』（須原屋版・和泉屋版）『明治初期の官員録・職員録』巻二所収（寺岡書洞、1980年）
 『明治七年十月掌中官員録』（西村維商会）『明治初期の官員録・職員録』巻二所収（寺岡書洞、1980年）
 『明治八年九月官員録』（西村組出版局）『明治初期の官員録・職員録』巻二所収（寺岡書洞、1980年）
 『明治初期官員録・職員録集成』柏書房、1981～1982年
 横浜郷土研究会編『神奈川奉行所職員録～開港当時の役人たち』横浜郷土研究会、1997年
 『長崎府職員録』（写）早稲田大学蔵大隈関係文書、請求記号：イ 14 A0661
 『職員録・明治五年七月・兵庫県職員録改』国立公文書館所蔵、請求番号：職A00052100
 『兵庫県史 政治之部 官員履歴（明治元～13年）』国立公文書館所蔵、請求番号：府県史料兵庫
 『職員録・明治二年（夏）・神奈川県職員姓名』国立公文書館所蔵、請求番号：職 B00049100
 『神奈川県史 附録 官員履歴（明治元～13年）』1～3 国立公文書館所蔵、請求番号：府県史料神奈川
 『長崎県史 制度部 租法・職制・兵制・禁令・会計・旧碑銘・官員履歴（明治6年）』国立公文書館所蔵、請求番号：府県史料長崎
 何礼之助『履歴書（草稿）』東京大学史料編纂所所蔵、請求記号：長崎唐通事何礼之助関係史料-10-005
 虞高朗『虞高朗自叙伝』（1922年）長崎歴史文化博物館所蔵、資料番号：△ 13 487

終 章

1、本研究のまとめ

本研究では、6章を以て、長崎唐通事集団を対象に、その内部構造、人員構成、業務運営、規模変遷を実証的に考察し、長崎唐通事集団の実態を明らかにした。章ごとに主な論点をまとめると、以下のようになる。

第1章では、唐通事集団の成立過程、職制と階層、業務分掌、役職交代と規模の変遷の5つの面に分けて、唐通事集団の様相を検討した。その結果、18世紀末～19世紀初期を境に、唐通事集団は大・小通事の交代が混乱状態に陥ったこと、また、19世紀に入ると、唐通事集団が70人を突破し、明治維新までの約70余年にわたって、毎年70～80人の規模をずっと維持していたことがわかる。また、1710年代から唐通事の勉強会が始められたが、唐船入港で休会が多くあった。唐通事の唐話教育は複数の先生について商務実務を中心とするものであったことが推測された。

第2章で、唐通事集団の中の名門を取り上げ、1860年の長崎唐通事陣容を通じて、旧名門と新名門のつながりを考察した。養子縁組や婚姻関係で結ばれた両者は唐通事集団のトップを占めていた。彼らを考察すると、新名門は19世紀初頭から現れ始めたと考えられる。また、唐通事業宗系吳家が新名門に昇ったルートから、唐通事集団の閉鎖性、階層性を論述した。明治期になると、旧唐通事集団の一部の人々が明治政府に登用されて、多領域で活躍していた。旧同僚同士が新たな職場で勤めた場合も、親密な関係が維持されている。

第3章では、唐船貿易と唐通事集団の関係を考察した。唐船入港から出港まで一連の手続きの中で、唐通事集団の、階層が違う複数の役人が出席し、それぞれの役割を果たしていた。特に、年番通事は責任者として、業務全般に対応していた。信牌業務に関して、信牌に唐姓で名前を載せた唐通事の人数が固定されていないが、職位から見れば基本的に大通事層の数人プラス小通事1人という組み合わせである。しかし、1830年代になると、小通事助・大通事助の役職が見られるようになった。また、割符留帳に署名した人には小通事層がいた。1812年の信牌と割符留帳の担当者を考察すると、信牌に見える小通事が毎回に信牌交付に出席していたことがわかる。

第4章では、唐人社会の視点から、唐通事集団と来航唐人グループの交流実態を考察した。2つのグループはそれぞれ唐通事集団の上位と唐船主が代表であった。唐通事と唐船主は個人的な関係を持っている。唐商が滞在中に、困難に遭遇するとき、知り合いの唐通事と相談する。しかし、個人的な交流が多くなったら、密貿易の恐れがある。幕府は目附役の人員調整を通じて、唐通事集団を監察、さらに、唐人社会を管理していた。新渡来唐人が現れるにつれて、江戸時代における長崎唐人社会は終焉を迎える

こととなつた。

第5章では、唐通事集団の海外情報の収集、唐船風説書を作成する手順を考察した。すなわち、唐船が入港直後、年番通事が信牌を検査してから、風説書の作業に入った。その時、風説定役と目附が同席した。風説書が作成された後、年番通事によって調印した清書を奉行所御用人に提出する。また、17世紀の山東船風説書、1832年に平野繁十郎が翻訳した中国の風説、アヘン戦争と太平天国の乱に関する風説書を取り上げて、その内容を分析するとともに、唐通事の風説書作成の編纂方式を考察した。その結果、アヘン戦争の時点で、大通事による別段風説書が登場したことがわかる。

第6章では、19世紀以降の唐通事集団について考察した。19世紀以降、唐通事の職場の変化、及び唐通事集団の規模的変化が現れてきた。唐通事が長崎以外への出役について、昌平坂学問所の唐話稽古を例として、唐通事の交代状況を考察した。また、長崎奉行所時代から、長崎会議所時代、長崎府時代を経て、長崎県時代まで、唐通事出身者の出仕を実証的に考察した。これによつて、『訳司統譜』による唐通事の歴史を補足するとともに、唐通事集団の変容の一端をうかがうことができる。

2. 今後の課題

以上のように、本研究で、長崎唐通事の実態を解明するために、基本的な考察を行つた。時代の推移につれて変わつていく長崎唐通事集団の運営方式と特徴を明らかにしたが、長崎唐通事集団をめぐつて、検討すべき課題はまだ多く残されている。長崎唐通事集団とその周辺に関して、今後の課題として、次のようなことが考えられる。

①長崎唐通事（集団）の歴史的評価

近世の長崎は海外交渉の最前線であった。長崎を支えるのは地役人の人たちである。『慶応元年明細分限帳』には366職と1,855人の地役人のそれぞれの名前・年齢・受用銀・その家その家の由緒など記載されている。勿論、時代によって役職などの数の増減はあるものの、大体長崎代官以下、町年寄、町乙名（各町を統轄した役）、番方（警備関係）、オランダ通詞、唐通事、長崎会所役人、各種目利、唐人屋敷・出島関係役人などあった。町年寄（9家）は地役人の最高位の役職で、長崎奉行を補佐し、町乙名以下、唐通事を含める地役人たちを支配した。長崎貿易全体の運営については、役人たちがそれぞれの役割を分担している。そのうち、唐通事集団は唐船貿易に大きく役割を果たしていた。

しかし、万延元年（1860）5月外国掛大目付は西洋語の通訳官の養成について、老中へ上申書には次のようなものが見える。

西洋各国より追々貿易相願、御取開相成候ニ付而は、御談判筋も隨て多端ニ相成、夫ニ付、通弁ノ儀は尤

大切ニテ、申上候迄も無御座候得共、容易ニ可被成置義ニ無之、一言之誤より国家ノ大患を生し可申、微賤輕輩之者而已ニ御任せ之義は掛念不少義、依而是御旗本御家人等之内ニ而、通弁相成候程之者出来候様致度、（中略）

数百年之風習ニ而、兎角ニ舌官卑賤之業と心得候者多く可有之候得共、外国と之御和交追日盛んに相成候上は、實ニ当今之緊要不可欠ものにて候間、篤と御諭し相成、其上伝習之勤惰を御糺し、褒貶之御所置御座候ハヽ、一同相勵不遠して御用立候者出来可仕奉存候、昨年中通弁之義ニ付而是度々申上候趣も有之候通、何分心痛ニ不堪、前書之趣申上候間、早々御評議御座候様仕度奉存候、以上⁽¹⁾

すなわち、長崎における外国との貿易や折衝の最前線に立って、通訳を務めていたオランダ通詞や唐通事は「微賤輕輩之者」、通訳という仕事は「卑賤之業」というような認識がある。これによって、幕府の管理職層の長崎通訳者団体に対する態度が窺える。開国に際して、重要性・機密性のある外交文書が増加するとともに、通訳の人材の需要が高くなつて、その仕事も重要となつた。従来、身分の低い通訳たちに任せ、信頼のおける旗本御家人に行わせる、と外国掛大目付が主張した。

唐通事を含める長崎地役人がほとんど町人の身分である。身分制度が厳しい江戸時代では、彼らの身分が低かったが、長崎に対する貢献が大きかつた。特に、阿蘭陀通詞や唐通事など言語技能を有する人々は、幕末期における対外交渉に重要かつ不可欠な役割を果たしていた。そこで、長崎唐通事集団の歴史的評価を検討する必要がある。

②九州地域における唐通事の存在形態

中村質の研究によると、「私が數年間調査した結果によれば、薩摩藩には唐船の漂着しそうな地點には大概唐通事がもうけられて居た。即ち薩摩の阿久根、川内、羽島、串木野、片浦、加世田、秋目、坊之津、山川等、大隅の小根占、佐多等それから南の海上では大島、鬼界ヶ島、屋久島、種子ヶ島等」⁽²⁾に、唐通事が置かれていたことがわかる。また、薩摩唐通事鮫島正次郎関係資料には、薩摩唐通事の唐話稽古に関して、「於長崎通事之内師匠相頼」⁽³⁾というような記事がある。これによって、長崎唐通事集団と薩摩唐通事とのつながりが見える。

では、九州地域における唐通事の存在形態はどうだったのか、唐通事相互にネットワークがあつたのかどうか、について検討する必要がある。こうした検討を通じて、江戸時代の日本における唐通事の多様な存在と役割を明らかにでき、広い視野から日中関係史を見直すことが可能となる。

そのほか、長崎唐通事集団と長崎聖堂の関係や、明治期における海外使節団の中の旧唐通事とその役割などの課題も興味深い。

以上、4点の違う視点から本研究に関する今後の課題を述べた。これらの課題の解決に向け、本研究から得られた成果を踏まえ、さらに研究を継続することが重要であると考えられる。

注：

- (1) 「開成所事務」東京京大学史料編纂所所蔵、資料請求記号：外務省引継書類41
- (2) 『西南文運史論』武藤長平、岡書院、1926年、56頁。
- (3) 『譯司冥加錄・漂流民關係史料』、鹿児島県立図書館、1999年、11頁。

表目次

表 1 『和漢寄文』に所収の長崎唐通事関係資料一覧	29
表 2 唐通事頭取就任者一覧	30
表 3 唐通事諸立合就任者一覧	30
表 4 御用通事就任者一覧	30
表 5 風説定役就任者一覧	30
表 6 大通事役の交代	31
表 7 19世紀における唐通事大通事役の就任者	31
表 8 小通事役の交代	32
表 9 19世紀における唐通事小通事役の就任者	32
表 10 長崎唐通事集団の総人數推移表	33
表 11 阿蘭陀通詞・唐通事人員総数比較表（1600～1860年代）	34
表 12 唐通事集団の助役の職位別人数一覧表	34
表 13 大通事を出した長崎唐通事の家筋	48
表 14 1860年の唐通事集団陣容一覧表	48
表 15 1860年の長崎唐通事集団の家筋別一覧表	50
表 16 1860年長崎唐通事集団の訳司九家	50
表 17 万延元年唐通事受用銀（本通事系）	51
表 18 1860年唐通事集団の小通事以上の就任者と名門	52
表 19 19世紀以降初めて訳司九家に入った家	52
表 20 栄宗系呉家系図	53
表 21 信牌に載せる唐通事の名前	64
表 22 19世紀における長崎唐通事集団（本通事系）の総人數	71
表 23 唐通事目附役へ昇格する前の職位別人数	88
表 24 山東船風説書	101
表 25 アヘン戦争以後長崎入港唐船と唐船風説書一覧（天保～安政年間）	113
表 26 昌平坂学問所出役の長崎唐通事一覧表	131
表 27 長崎府職員の中の旧唐通事たち	132
表 28 明治維新前後における長崎唐通事21名の職歴	134